

唯肉體に屬る儀文にして、食もの飲もの、又さまぐの洗滌と共に振興らん時まで負せられたる耳、今基督既に至れり、彼は來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋、則ち此世に屬る所の者ならず愈りたる大なる全き幕屋により羊積の血を用す己の血をもて一たび聖所に入て永遠贖を爲すことを得たり、若し汚穢に瀧で牛及羊の血亦焚る牝積の灰など肉體を潔むることを得ば況て永遠靈により瑕なくして己を神に献じキリストの血は爾等に活神を奉事せんが爲、死の行を去しめて其心を潔むることを爲ざらんや、(附説死の行とは罪の行爲の意味なり、羅六章二十三節、弗二章一、五節、來六章一節を參考せよ) 猶之を明にする爲に新約全書中にある基督の血に關する引証を爲す可し

(約六章五十四、五節) 我肉を食ひ我血を飲む者は永生あり我末の日に之を甦す可し、夫我肉は誠の食物、亦我血は誠の飲物なり (徒二十章二十八節) 故に爾曹自ら慎み且汝等が聖靈に立られて監督となれる其全群を慎み主の己が血をもて買給ひし所の教會を救ふ可し (羅三章二十五節) 神は忍て己往の罪を寛容に爲給ひしかば其義を彰さんとてイエスを立て挽回の祭物となせり、即其血を信する者の挽回の祭物たるなり (同五章九節) 今其血によりて我儕義とせられたれば況て彼に由て怒より救はるゝことなからん乎 (弗一章七節) 其恩の豊なるに由て彼にある我儕其血により贖罪の救を得るなり (同二章十三節) 然れども今はキリストイエスに在れば難に遠かりし爾曹イエス血に由て近けり (西一章十三、四節) 彼は暗の權威より我儕を救出して其愛子の國に遷し給へり我儕其子に由て贖罪の赦を得るなり (同章二十節) 其十字架の血に由て平和をなし萬物則地上に在るもの天に在るものをして彼に由て己と和がしむる事は是れ其聖旨に適ふことなればなり (出二十四章八節) (此一は舊) 摩西則其血を取りて民に瀧ぎて言ふ是れ則エホバが此總

ての言に就きて汝と結べる契約の血なり (來十章二十九節) 況て神の子を蹂躪自ら潔められし契約の血を世の常のものとなし、又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重きこと幾何と意ふや (同十三章二十節) 願くは窮なき契約の血に由て羊の大牧者なる我儕の主イエスキリストを死より甦らし、平安の神 (同十二章二十四節) 新約の中保なるイエス及瀧ぐ所の血なり、此血の言ふ所はアベルの血の言ふ所よりは尤も愈れり (同十三章十二節) 是故にイエスも己の血をもて民を潔めんが爲に門の外に苦を受けしなり (彼前一章二節) 即ち父なる神福音に従はしめイエスキリストの血に瀧れしめんとして其預じめ知り給ふ所に從ひ靈の聖潔をもて選び給ひし人々に贈る云々 (同章十八、九節) 蓋爾儕贖はれて先祖より傳はりたる徒しき行より離れしは銀や金の如き壞る物に由に非ず、疵なき汚なき羔の如きキリストの寶血に由ることを知れば也 (約壹一章七節) 若し神の光に在るが如く光りの中を行かば我儕互に同心となるを得、且其子イエスキリストの血總ての罪より我儕を潔む (黙一章五、六節) 及び忠信なる証者死の中より首に生れし者、天下の諸王の君たるイエスキリストより爾曹恩寵と平安を受よ、願くば我儕を愛し其血をもて我儕の罪を洗ひ潔め我儕をして王となし祭司となして其父の神に屬しむる者に榮光と權力世々窮なく有らんことをアーメン (同五章九、十節) 此長者達新しき歌を唱ひ言けるは爾は此巻を取り其封印を解に堪る者なり、蓋汝曾て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せしめ、且我儕に神の爲に我儕を王となし祭司と作給へば也、我儕地の王たるべし (同七章十四節) 我答へけるは君よ爾これを知るべし、彼我に曰けるは彼等は大なる艱難を経て來れり、曾て羔の血にて其衣を滌ひ之を白くせるものなり (同十二章十二節) 我儕の兄弟は羔の血及び己が證せし道に因て之に勝てり、彼等は死に至る迄其生命を惜まざりき、と

七、基督の苦惱と死とは吾人の苦惱と死との代りなりしは上に擧げたる引証の中に明に適應するものあり、加之賽五十三章五、六及十二節を見れば一層感動を興ふるものある可し曰く

彼は我儕の愆の爲に傷けられ我等の不義の爲に碎かれ自ら懲罰を受けて我儕に平安を興ふ、其打たれし痰により我儕は癒されたり、我儕は皆羊の如く迷ひて各己が道に向ひ行けり、然るにエホバは我儕凡ての者の不義を彼の上に置き給へり

是故に我彼をして大なるものと共に物を分ち取らしめん彼は強きものと共に掠物を分ち取る可し、彼は己が靈魂を傾けて死に至らしめ愆あるものと共に數へられたればなり、彼は多くの人の罪を負ひ愆あるもの爲に取り成しを爲せりと

希臘語の「アンチ」(Anti)なる字は常に代りとの意味を有するものなり、次に示す所の二ヶ所の引証中には共に(Anti)なる前置詞を用ひて贖の事を顯はせり則ち

(太二十章二十八節) 此の如く人の子の來るも人を役ふ爲には非ず反て人に役はれ、又多くの人に代りて生命を予へ其贖とならん爲なり(可十章四十五節) 蓋人の子の來るも人を役ふ爲に非ず反て人に役はれ且多くの人に代り生命を予へて贖とならん爲なりと

此(Anti)なる字を用ひたる例を擧げんに、太二章二十二節、同五章二十八節、路十一章十一節、約十一章四十九、五十節、羅十二章十七節、來十二章十六節の如し、又提前二章六節に

彼れ萬人に代り己を棄て、贖となせり時至らば證すべしと

は原文に於ては希臘語の「アンチ、ルートラン」(Antithron)にして身代りとなり買出すの意味なり

基督の苦惱と死とは吾人の苦惱と死との代りなる事につき左に擧るもの則、約三章十四、五節、同六章五十一節、同十章十一、十五節、十一章五十節より五十二節、羅四章二十五節、同六章五、七節、同八章三十二節、哥前十五章三節、全後五章十八節より二十一節、同八章九節、加一章四節、同二章十三節より十六節、同三章十三節、同四章三十二節、弗五章二、二十五、二十七節、西二章十三、四節、撒前五章九、十節、來二章十七節、同九章二十五節より二十八節、同十章四、十一、二、四節、彼前二章二十四節、約壹二章一、二節、同三章五節、同四章十節の如し

又信徒は基督の名によりて祈禱し、基督の名によりて罪を赦さるゝことは次の引証によりて明なり、則ち、路十章十七節、同二十四章四十七節、約一章十二節、同十四章十三、四節、同章二十六節、同十五章十六節、十六章二十三、四節、同二十章三十一節、同三章十八節、徒二章二十八節、三章六、十六節、四章十、十二節、同五章二十節、西三章十七節、約壹二章十二節、約參七節、默二章三節を見よ

八、基督は自ら好んで人類の罪惡を贖ひ給へり、太二十六章五十三節、約十章十七、八節、弗五章二節、來九章十四節、同十章七、八、九節、多二章十四節、約壹三章十六節を見よ

九、基督は舊約全書禮式の寶物たるものなり基督贖罪の事業たる決して形容詞狀のものにあらず、若し形容詞狀のものとせば舊約の禮式は基督が十字架上に死し給ふたるが爲に廢絶すべきものにあらざるなり舊約全書中律法に三種類あり

第一道義法 之れは神の性質及人間の性質に適應したるものにして永久不變のものなり

第二政法 之れは人智の進歩と境遇とにより變ずるものなり

第三祭儀法 之れは基督の贖罪を表すものにして實物たるキリストの事業により完全の域に達したり、故に舊約書中律法の廢絶すべきを預言せしものあり、耶三章十六節、^{マニエル}但九章二十四節より二十七節、馬一章十一節、約四章二十一節を見よ

舊約の犠牲は挽回の祭物にして祭司は犠牲を人民の代理として神に献げ、祭司長は十二族の名を双肩或は胸部にし神の前に其己の職を爲せり、出二十八章九節より十二節、二十一、二十九節を見よ、而して祭司の長は民の罪を神の前に告白したり、彼れは人民と神との間に於ける仲保にして其民の爲に贖ひをなし、又人民の爲に神に懇求をなしたり、利十六章十五節より二十二節、二十九節より三十四節を見よ。基督は彼祭司の實物たることは左の引証に由りて知り得べし、詩百十篇四節、來五章六節、同九章十一節より十四節及二十六、七、八節、弗五章二節、約壹二章一、二節を見よ

太二十七章五十一節を見れば基督は十字架上人類の贖罪を爲し終り給ひし時、事竟りぬと言ひ給ひければ、宮殿の幔幕上より下迄裂けて二つとなれりとなり、約十九章三十節を參考すべし。此幔幕は一千五百年間神の宮殿内至聖所の前に掛けたるものなりしが、今自然に裂け破れたるは舊約禮式の廢絶したる表徴なり、來八章十三節を見よ

新約全書希伯來書中の八章五節、同九章九節より二十四節、十章一節、西二章十六、七節を見る時は舊約の禮式は唯基督贖罪の形式或は表號なりしとを知るなり、見よ、基督は人類の爲に罪祭の供物となり遂に屠宰せられたるを今聖書中此証を求めんか、約一章二十九節、哥前五章七節、哥後五章二十一節、弗五章二節、來九

章二十六、二十八節、同十章一節より二十二節、彼前一章十八、九節又上に引ける所の者亦此事を證す可し 基督は舊約に於ける己の贖罪に關する預言を自ら識認し以て之を成就せしものなり、^{マカウ}亞十三章七節と可十四章二十七節を見、賽五十三章十二節と路二十二章三十七節と詩四十一篇九節と約十三章十八節を見、詩三十五篇十九節と同六十九篇四節と約十五章二十五節を比し、路十八章三十一節、同二十四章四十四、五、六節を見る可し

第三條 基督贖罪の目的

一千八百年間基督贖罪の目的につき種々の説あり、彼の使徒等の言葉を調べれば此目的は唯一點のみにあらずして種々の點を含有する事を知る、例へば約十二章三十二節と約壹一章七節より二章二節迄を見、羅三章二十四、五、六節と弗三章九、十節を見る可し。古代の信徒は基督の目的につき論説を立て、之を論ずることを爲ざりし、然れども基督の贖罪は大なる事實として之を重せしのみならず全く之を信じ又基督は彼等の爲に苦み己の生命を棄て給ひ彼等を罪と罰より救ひ出し給ひしと深く信じたりしなり。且彼等は自己の信仰を發表して之れが疑ふ可らざる事實たる事を基督教の主意として宣傳し多くの人々をして基督に近づき來らしめしなり、彼等が信仰の單純にして鞏固なるは毎安息日集會を散する前必ず基督の贖罪を紀念する爲聖晩餐を執行せしを見るべし

過去一千八百年間基督の贖罪に關し數多の人々其腦漿を絞り、思想を勞し、之れが議論を爲したりしも、便宜の爲今之を四時代に分ちて概論すべし

第一時代、基督昇天よりニカヤの會議則紀元三百二十五年迄

バルナバの書簡(紀元百二十一年頃著述)第五章に曰く、基督は吾人を潔め罪惡より救ひ出すを目的として己の肉體を死に交付し給へり、之を以て吾人各自基督の寶血により救はる可き者なりと、バルナバは之に就き卷五十三章五、六、七節を引証せり

同書簡第七、八節に大贖罪日の羊は基督を示すものと言ひ、又舊約の犠牲に關して彼牛は基督を表するものなりを言へりスミルナ教會の牧師ポリカール、ピリビの信徒に送りし書簡(紀元百十六年頃著述)の第一章及第八節に、イエス、キリストは我儕の罪の爲に殺されしと、又吾人は吾人の罪を己が身に負ひ木の上に懸り給ひしイエス、キリストを全く信じ之れに従ふ可し、と言へり

羅馬のクレメント(百二年道の爲に殺さる)哥林多の信徒に送りし書簡第七節に、基督の寶血を觀るに如何に神前に高尙榮然たる哉、何故なれば之れ我儕の爲に流せしものにして世界人類の救拯の爲に要するものなればなりと、又其第四十九節に、イエス、キリストは我儕を愛し給ふて此大なる愛の爲に神の聖旨に従つて己の血を吾人の血の代りに、己の肉を吾人の肉の代りに、己の生命を吾人の生命の代りに與へ賜ひしなりと、言へり

獨國ドルナー氏著書(Denier's Christology Vol. I. 138)曰く、古代信徒の信仰は以上諸氏の引証に徴するに、此等は基督が罪人の代理となり贖ひを爲し給ひしことを深く信せしものなりと

第二世紀の中葉に著はされしと見ゆるデオクテトスに贈りし書簡第七章に、神は自ら我儕の罪を負ひ、則彼は己の愛子を吾人を惡罪より買出す爲に與へ、聖潔なる者は不聖潔なる者の爲に贖責すべからざるものは贖責を蒙る可きもの、爲に、正義なる者は不正義なる者の爲に、死す可らざる者は死す可き者の爲に、與へ給へり、神の神聖なる公義にゆらずんば如何にして吾人の罪惡を愛子に負はしむること如此なることを得べ

かやと

ジヨスチン、マーター(Justin Martyr)(紀元二百五十年死)ツライフオン(Tryphon)との問答に、逾越節の羔は基督を示

せしものにして基督は摩西の禮式を成就せしものなりと、問答書四十章より四十三章を見る可し

同九十五章に基督に我儕の得べき所の呪詛を自ら受け給へり

同三章に古代埃及國に於て逾越節に用ひたる羔の血は之れを持ちし所のイスラエル人を救ひ出せし如く、基督の死は之れを信するものを救はんとするものなりと言へり

アイレニアス(Irenaeus)(紀元百九十一年頃死)が著はしたる、異説に對する駁論に曰く、彼尊貴なる神は人間となり己の血を以て我儕を買出し罪惡の奴隸たるものを買出す爲に己を賜へり、又基督は己の靈魂を我儕の靈魂の代とし己の肉を我儕の肉の代として與へ己の血を以て我儕を罪惡の轆より買出し給ひしものなりと、其書第三卷十八章七節、同十九章三節、第五卷一章一節を見る可し

オリゼン(Origen)凡そ(凡そ紀元二百五十年頃死)は基督は己の手を牛の頭に置きたり則人間の罪を己の頭に置き給ひたりと言へり、之れ古代祭司は供ふ可き獸に罪を負はしむる表徴として其手を頭に按さしを指すものなり、又た基督十字架上に死し給ふたる結果は靈物の何れの種類にも及ばざる所なしと言ひたり、弗二章九、十節を見よ

ジヨスチンマーター、アイレニアス、オリゼン其他古代の信者は信徒と基督と合體同身となることを重んぜしなり

アレキサンデリヤのクレメント(Clement)(二百十五年頃死)は我々は基督の慈愛と苦難と其死とを見、之を感ずることよりして大なる感化を受け、我々の靈魂を清め、且高尙ならしむるに至ると論じたり

アイレニアスは基督がサタン及總ての悪靈に勝利を獲給ひしことを論せり、オリゼンは此説に一步を進めて基督は悪魔より人間を買出し給ひしと論じたり
 以上神學者の論ずる所によれば、第一時代の信徒は基督の苦難と其死は罪人の苦難と死の代りなることを信じたり、然れども未だ父なる神の忿怒を消し或は父なる神をして自ら満足に思はしめんとする所の説は明白に顯はれざりし也

第二時代、紀元三百二十五年より同七百二十五年に至る

此時代を調べれば基督は人間をサタンより買出せし説は、東方諸國に盛に行はれしも、西方諸國に於ける信徒は之れを拒みて受け納れざりき

ユーセビウス (Eusebius) (紀元三百四十一年死) アタナシウス (Athanasius) (同三百三十七年死) シリル (Cyril) (同三百八十六年死) クリソストム (Chrysostom) (同四百七十年死) の如き神學者が同意せし所を擧ぐれば、神は死を以て罪を罰するとの論言ありし故に義より論ずる時は罪を罰することなくして赦す可らず、然れども一般の人類を亡すは慈愛の許す所にあらず是を以て基督を人類の代贖者として死に交付し而して神はイエスを信する者を義とするとも自ら義たることを失はずと教へたることは是なり、羅馬書三章二十五、六節を見る可し

ナジアンゼンのグレゴリー (Gregory of Nazianzen) (紀元三百九十一年死) 曰く基督十字架に上るに當り釘を以て我罪を十字架に釘け玉ひしと西二章十四節を見る可し

クリソストム曰く總て人間の罪惡により受く可き處の苦難は基督の苦難に比すれば大海の一滴の如しと、之を譬へんに恰も負債者は金十錢の負債の爲に鐵窓の下に孤坐呻吟し居る時、一富人之を憐み只十錢のみなら

ず千萬金を出して彼れを牢獄の中より救ひ、華屋美室に住せしむるが如きなり

アウグスチン (Augustine) (紀元四百三十年死) は基督は大なる祭司の長として吾人の爲に己を神に獻げ給ひしと言ひ而してアウグスチンは基督の慈愛と苦難が罪人の心を柔和ならしむる動力なりと思ひたり

シヨスチンの時よりアウグスチンの時に至る迄の信徒は基督の贖罪は一般人類の爲に足れりと論せしも、唯罪を棄て悔改めて基督を信せしもののみ誠に救拯を得べしと教へたり。アウグスチンも最初此説を取りしも、後に人間の不完全にして無能なるより再生なくば善を爲し或は基督を信すること能はざる事と教へたり
 第三時代、紀元七百二十五年より全一千五百十七年ルーラル改革の起り迄

此時代に至り基督の贖罪に關したる説は愈々明かに顯はれたり、其幾多の神學者の議論より最肝要なる説のみを調ふる時は左の數人に出でざる可し

大監督アンセルム (Anselm) (英國人にして一千百九年死したり) はサタンより人間を買出したりとこの説を全く否拒したり、其説の概略を言へば、人間は神に忠義を盡し愛心を捧げ榮光を歸す可きものなるに、實際之を爲すことなし、故に誰か人類の代理となり人間の盡さざる所の忠義、捧げざる所の愛心、歸せざる所の榮光を神に獻げざれば、神は人類の罪惡を赦すこと能はずと言ひ。而して基督を論じて曰く、基督は人間となり、全く神旨に従ひ、十字架の死に至るまで此忠義を盡し給ひし事により、人類が爲し能はざる所の大なる榮光を神に歸し、之れによりて人類を罪惡及其罰より救ひ出す處のものとなり、是に於て神の愛と神の義とは恩恵により合一せられ居るなりと

アンセルムの説による時は基督贖罪の結果は以下數點の如し

第一、此説は罪惡の積重なる罪人の罰を受く可きことを顯はせり

第二、父なる神及主キリストの慈愛を顯はせり

第三、神の正義則自ら限りなき損失を受るも己の性質に應じて聖誠を成就し宇宙を支配し給ふ事を顯はすものなり

第四、悔改して基督を信するもの、大なる救拯を得、彼れを信せざるもの、大なる亡滅を受ることを顯はせり

第五、此世界に於ても宇宙全體に於ても基督贖罪の感化力顯はれしなり

佛國に生れアンセルムの弟子となりシアベラルド (Abelard) (紀元一千百四十二年死) はアンセルムの説に逆ひ論じて曰く、神より言へば贖罪の道なくとも罪惡を許し能ふ可しと、アベラルド氏の説による時は、基督の世の爲に働さ給ひし結果は神の慈愛を顯はし以て吾人の心に愛を發生せしめしと言ふにあり

一千二百七十四年に死したるトマス、アクイナス (Thomas Aquinas) は神に満足を得せしむ可きを重んじ、信者は基督と一體となる事により罪惡より救ざることを教へ、又基督の事業の感化を重んじたり

一千三百八年死せしドンス、スコトス (Duns Scotus) はアンセルムの説に反して基督贖罪の限りなき價値を有するものなるを拒みたり、蓋基督は唯人性のみに苦惱を受け給へりと論せしが故なり、然れども此人の唱ふる所によれば神は基督の人性を以て成し給ふたる贖罪により人類懲罰の代理なりと認め給ひたるを以て基督に於ける僅少なる苦痛は億兆の罪人を赦し給ふ心なりと言ふにあり

第十三、四世紀に於て神秘論則ち「ミステック」(Mystics) なる一派起りたり、此派の説く所によれば、自ら

己を苦めることによりて再基督が罪を贖ひし如く、己れの罪惡の贖をなし得ると言へり故に、此等のものは衆多相集り互に鞭笞することありしなり

第四時代路錫改革より今日に至る迄

羅馬教は大體より評する時はトマス、アクイナスの説に従ふと雖、基督の贖罪は唯洗禮を受けし以前の罪を全く贖ひしものにして、其以後の罪に就きては吾人は(永遠に苦難を受く可き者にあらずと雖)幾分か現在或は煉獄に於てこれが罰を受けざる可らずと言へり

路錫派はアンセルムの説を取れり、然れども基督の全く律法に服従せん事を重んじ基督が罪人の代理として則罪人が受く可き懲罰の代りに苦難を受け給へることを教へたり

「カルヴィン」派は路錫派の如く基督の律法を守りし事を重せしが之れと同時に基督は罪人の受く可き罰に適應し同一の罰を負ひ神の忿怒を其身に受け給へる事を説けり、之を知らんと欲せば次の諸書を閱讀すべし、則ちHeidelberg Catechism, Question 37. Scotch Confession Art. IX. Canon of Dort. の如し

又「カルヴィン」派は基督の贖罪に關しては、神に選ばれたるもの、みの爲なりと言ひ、之に反して路錫派は人間一般の爲なりと言へり

一千六百四十五年に逝きし蘭國「アルミニアン」派の神學者ヒユ、グロシオスは基督の贖罪につき新説とも言ふ可きものを教へたり、彼の説による時は、基督贖罪の大目的は神の政治をして強固ならしむる爲なりと、神は己の慈愛心に従ひて罪人を助けんと欲する心あり、然れども若し神にして罪人を贖ふの道なくして赦す時は靈体上に於て大なる毒害起る事を知り給ふ故に、此毒害を防ぐ爲に基督は降臨し人間の代理となり充分

に神に従ふ可き事を重んじ罪惡積重し其結果關係の恐る可きを感じ罪人の得べき罰の代りに恥辱と苦患を受け贖罪を爲し給へりと、而してグロシオスはジョスチン、アイレニアス、テルトリアン、其他古代神學者の説を引きて己れと同説ありし事を確めんとせり

グロシオスの説は「カルヴァイン」説と一千六百四年に死せしソシニアス (Soetius) の説との中間にあり、ソシニアスは三位一体のこと、超理的のこと及基督が挽回の祭物なることを拒み、而して神より言ふ時は贖罪の必要なしと言ひ、基督生涯の事業に於ける目的は左の如しと論じたり

第一、人間の模範となること

第二、神の契約を成就する爲なること

第三、人類に於ける尊貴なる王者の如きものにして天に昇り吾人に心靈的恩賜を下し給ふものなりと

第四、神の慈愛を顯表し人間に大なる感情を起さしむるものなりと

右第一時代より第四時代の各説を研究し以て今日現在の説を案するに種々の説ある可しと雖、重なる説は左の四説の外に出でざる可し

第一、倫理説 (Ethical) 此説を過激に取る時は神を挽回むる事は基督贖罪の目的なりと言ふに至る、神は罪を忌嫌し且之を罰する事を約束し給ひし故、若し罪人を罰せずして赦す時は自己の徳性に不満足を感じ給ふ可し、是を以て罪人の罰を基督は負はしめ罪を罰し給ひしと言へり、又基督は神に選ばれたる者の爲にのみ苦んで死せしと教へ、而して基督の苦難は罪人の得べき所の苦難の代りとせらるゝ、苦にあらざして罪人が得べき苦難と全く同量なる苦難なりしと言へり、エ、エ、ホッジ氏神學四百五頁を見よ

此説を取るものは政治説感化説の大略をも信じたり、然れども此説を過激に取る時は大なる困難を生ず、之れ神は、正義なるものに罪人の得べき所と同量なる罰を負はしむること能はざればなり、加之外の方法を用ひて罪を赦し神自ら満足を得ること能はざるにあらざる可し、若し神にして罪人の罰を全くキリストに負荷せしむる時は赦罪は恩恵と言ふを得ざるなり、又此説を主張せば基督贖罪の事業は選ばれたるもの、みに限るか、或は人間一般實際に救はる可きものなりと言ふに至る可し、此等の議論は共に聖書の趣旨に逆ふものなることを知らざる可らず

第二政治説 (Governmental) 此説を過激に取る時は基督の贖罪の道は唯神の政治の狀態より生せしものと言ふに至る可し、神は正義なるものにして罪惡を罰せず赦すこと能はず、若し之れを罰せずして赦す時は宇宙間に甚不善なる結果を生ずるを以て基督をして罪人の罰を受けしめんと言へり、而して基督は罪人の代りに苦み其罪を贖ひし故に神は羅馬書三章二十六節に讀む如く、イエスを信するものを義とするも自ら更に義を破らざるを旨となし給ふと此説は眞理を含有せりと雖、狹隘なるを免れず恐らくは神の政治に關するのみよりも他に猶緊要なる理由ありて存すべしと見ゆ、然れども政治説に幾分敷衍倫理説或は感化説を加へて多くの神學者之を唱道し教ふるを見る、例へば獨逸國ドルナー (Dörner) トメシマス (Thomasius) カニウス (Kaluus) 英國ウアトソン (Watson) ボーン (Pope) 米國デウアイト (Dwight) ラトマン、ボーチャー (Lynnan Beecher) エムモンズ (Emmons) バルンズ (Barnes) ノンニギー (Finney) パーク (Park) エンチ、ビ、スミス (H.B. Smith) 諸氏の如し

第三感化説 (Moral Influence) 此説を取るものは基督贖ひの目的は人心を和らげ罪を悔ひ改めしめ如此にして

神に導くなりと言へり、過激に此説を取らば倫理説をも政治説をも或は輕んじ或は拒むに至る、十八世紀中葉より獨國合理論者 (Rationalists) は基督の挽回の供物なることを拒み、又カント (Kant) 氏は身代りを以て罪を贖ふは能くすべき所にあらず、宜しく罪人各自の罪の結果を受く可きなり、と論じたり

一千八百六十六年に蘇國博士ジョン・ヨング (John Young) 米國博士ホーレンス・ブシネル (Horace Bushnell) 兩氏は共に感化説につき相似たる著述をなしたり、ブシネル氏は「ヴィケリアス、サクリファイス」(Vicarious Sacrifice) なる書に基督の降生と苦難と死との人間に及ぶ所の結果を重んじ明かに之を説きしにより吾人之を讀するに大に基督の贖罪に於ける結果の其一面を感ずることを得、然れども此書を非難せんにブシネル氏は基督の贖罪より生ぜし結果を狹隘に言ひたることは是れなり、若し此結果にして單に人間のみならず大なる誤謬なり、全智全能なる基督其己の榮光を去り謙卑自ら空ふして人間となり遂に十字架上に苦死し給へば其感化は實に人間のみならず父なる神及總ての靈物たるものに及ぶ可きなり、夫より八年後則一千八百七十四年にブシネル氏は最初の説に不満足を感じ之を改めて「フォルギブネス、アード、ロウ」(Forgiveness and Love) なる書を著はしたり、此書にブシネル氏は曰く、神はキリストによりて己をなだめ給ひし時、始めて満足を感じ罪人を赦し給ふことを得べしと

「ユニテリアン」派の説による時は最も狹隘なる感化説を過激に唱ふるものなり、彼等は代贖の必要を全く否拒することをせり然りと雖ども博士チャンニング (Channing) 氏は此説を以て誠に不満足の説と爲し、我々はキリストの苦難と死と罪人の罪より赦さるゝ事との關係状態を全く知り盡すこと能はずと雖親密なる關係あることは聖書の趣旨なる故に我儕之れを重んず可きものなりと言へり「チャンニング、ウォルク」第三

卷八十九頁を見よ

蘇國のマクソッド、カンペンベル (McCleod Campbell) 氏曰く、基督は既に人間の罪を負ひ神前に供物となり人間の身代りとして罪を白狀し給ひし故に神は之れが爲に罪を赦し給ふと、又同時にキリストは吾人の代理として律法を守りしなりと

英國のエフ、ダブリユ、ロボルトソン (F.W. Robertson) 氏は基督の苦患及其死は必要にあらざして唯偶然的出来事なりと教へたり然れども前に陳べたる所のアヘラルド氏ブシネル氏は共に基督の苦難は其贖罪の大部分として神の慈愛を顯はし且感化を興ふる所の基礎なることを主張せり
感化説を過激に取るものを非難する時は左の諸點の如し

第一聖書の趣旨に逆へり 此説を取らば基督を知らずして己の罪惡を悔改し神を仰ぎ視て救はるゝものは(黙五章九節)の新しい歌を唱ふは能はずと見ゆ、之れに關しては宜しく第二條にある所の引証を見る可し

此説を見る時は基督の贖罪たる基督降生前の信者に及ばずと見ゆ、然れど降生前の信者も基督によりて救を受けしは次に擧ぐる所の聖經に據り明なり則ち

(徒十三章三十八、九節) 然れば人々兄弟よ此人に依て罪の赦の爾曹に傳はれるを知れ、爾曹モーセの律法に依て義とせらるゝこと能はざる凡ての罪も信するものは皆彼に由て赦され義とせらるゝなり、(羅三章二十五節) 神は忍て已往の罪を寛容に爲給ひしかど、其義を彰さんとしてイエスを立て挽回の祭物となせり即ち其血を信する者の挽回の祭物たるなり、(來九章十五節) 是故に彼は新約の仲保となれり、是

始の契約の時に犯せる罪を贖ふ可き死あるに由て召されたる者の窮りなき世嗣の約束を得ん爲なり（同十章一節）律法は來らんとする美事の影にして實の形に非ざれば年ごとに斷ず献ぐる所の祭物を以て神に來る者を恒に成全すること能はず、（同章十一節）諸の祭司は日ごとに立て奉事をなし少か罪を除くこと能はざる同と犠牲を屢々献げ、（同章十四節）蓋彼れ一の献物を以て潔る者を永遠成全すればなりと徒四章十二節、哥前三章十一節、提前二章五、六節を見る時は基督によらずして救拯を得ることなしと見ゆ、又基督は總ての人類の爲、切に言へば救を得るの望なき者の爲にさへも死し給ふたる事は聖書の趣旨なるが如し、左に引證する所のものを熟讀すべし

（約一章二十九節）明日ヨハネイエスの己に來るを見て曰けるは、世の罪を任ふ神の羔を觀よ、（哥後五章十四節）キリストの愛我儕を勉ませり、我儕思ふに一人衆の人に代て死たれば衆の人既に死たる也、（提前二章六節）彼萬人に代り己を棄て、贖となせり時至らば證すべし、（同四章十節）之が爲に我儕勞苦をし且詬辭を受く蓋我儕活る神を望めばなり、彼は總ての人に救主にして殊に信する者の救主なり（來二章九節）惟我儕天の使等より少く遜されし者即ち死の苦みを受けしに因て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり、其死たるは神の恩に因て衆の人に代り死を嘗へんが爲なり、（同十章二十九節）况て神の子を蹂躪自ら潔められし契約の血を尋常のものとなし又恩を施す靈を侮る者の受く可き其罰の重きこと幾何と思ふや、（彼後二章一節）昔し民の中に僞の預言者ありき其の如く爾等の中にも僞の師出でん、彼等は淪亡に至る異端を傳へ且己を贖ふ主を主とせずして迷なる淪亡を自ら取る可し、（約壹二章二節）彼は我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なりと

第二過激に此説を取らば基督の苦患も死も其感動を及ぼす所の力甚薄弱となるに至らん、若し基督の苦患と其死にして事實の贖罪にわらず一も代贖的の苦患を受けずして唯吾人の感情を發起せしめ吾人を導くを目的として苦めるのみならしめば其感化の薄弱なる豈論を要せんや

第三此説によれば、基督の働きに眞實贖罪となるものなしと言ふ、則基督の事業は楠公忠誠報國の情と運ぶこと能はず、如此なれば幾多の救主世に存することを諾せざる可らざるなり

第四此説には人間普通に挽回の祭物を献ぐる所の情に應ずることあるなし

第四神秘合一説 (Mystical Union) 此説による時は基督贖罪の大目的は人間と神とを一致せしむるにあり、基督は人間新生命の忠たる者として人間一般に靈の生命を與へ神に合一せしむる者なりと云ふ、而して基督は己を清め給ふにより人間一般を清潔ならしめ給ひしと言へり

此説を批評する時は聖書の趣旨に逆へること是れなり、聖書を研究すれば基督は彼れを信するもの、首領なり中心なり生命を與ふるものなりと見ゆ、下に引證する所のものを見て之を明にせよ

（弗一章二十二節）又一切の物を彼の足下に置き又彼を一切の物の上に首となし、此を教會に賜ひて其首と爲り、（同四章十二節）これ聖徒を全ふし服役の事を行ひキリストの體の徳を建て、（西一章十八節）教會は彼の身體にして彼は其首なり、彼は元始にして凡の事に就き長とならん爲に死の中より首に生れしものなり、（同二章十九節）全體此首により諸の節と維を以て相助け相聯り神に育られて長つなり、（哥前十二章三節）是故に我汝等に示さん神の靈に感して語るものはイエスを誣ふ可き者と謂ものなし、又人聖靈に感せざればイエスを主と謂ふ能はずと

聖書の趣旨より言へば基督は首領、彼れを信するものは其身體、基督は基礎信者は其家屋、基督は葡萄樹信者は其枝條、基督は牧者彼れに従ふものは其群羊、基督は新郎にして信者は新婦なりとの譬喩は最も善く其關係を顯はしたるものなり、基督を信するものに就ては斯く明言すると共に基督を信せざるものは基督より全く離れたものなることは聖書の示す所なり、今其例を取らんか、約三章十六節、同十五章四節より六節の如きはなり

基督降生の大目的は人間の罪を贖ひ彼等を罪より救ひ出し給ふ事にあるは聖書が吾人に教ふる所の一大趣旨なり、約三章十六節、羅八章三節、哥前十二章三節、加四章四、五節、弗一章二十三、三節、同四章十二節、西一章十八節、同章十九節、來二章十四節より十六節、約壹三章八節を見れば其偽ならざるを知らん基督を信するものは基督と一致合躰すべきは贖罪の目的或は結果の一面なりと雖之に加ふる所の肝要なる他の目的及結果の存することを知らざる可らず

右第一より第四に至る諸説は各真理の幾部分を含む可し、然れども皆狹隘且不完全なるを免れざるなり
 既往一千八百年間基督の贖罪に關し衆多の人々が論じたる諸説を調ふる時は大にテニンソン氏詩中の一節に感深からざるを得ず曰く

"Our little systems have their day,

"They have their day and cease to be;

"They are but broken lights of Thee,

"And thou, O God, art more than they."

其大意を譯すれば

吾人の管見猶世に行はるゝことを得たり其行はるゝや長からずして廢る可しそは吾人の管見は神より發せし碎けたる微光にして神の完全廣大なるに如かざればなり

以上贖罪に就き論せし所の説は幾分か迷誤を含めるものなりと思はる、此迷誤を來す原因を探る時は次の數點は重なるものなる可し

第一基督の事業を研究する時迷誤に陥る所以のものは其目的其結果及其他細小の點迄も之を知らんとするの念慮より生ずるなり、何となれば全智全能の神の事業たる吾人の衡量するよりも吾人の心力よりも遙に廣大なるものなればなり

吾人は多少之を悟り之を測ると雖、基督の事業たる人間に對する時は量り得べからざるものにして之れ基督の愛の如きもの則弗三章十八、九節に總ての聖徒と共に測る可らざる基督の愛を知り云々と記したる如し、誤謬の生ずる所以のものは基督の贖罪につき用ゐる所の語の或は買出す或は挽回むるなどは基督の限なき事業の表徴たるものにして其事實の表徴より甚だ優るものなることを識らざるが故のみ、基督は吾人を贖ひ給ひしと雖銀や金の如き壞るものによるにあらずして、疵なき垢なき羔の如き基督の寶血によることを知らざる可らず、基督は吾人の代理として呪詛はれしと雖、基督自身に於て呪詛はれしものにあらず(加三章十三節を見よ)吾人は實に紙製の障子と玻璃製の障子とを知る是を以て紙製の障子を用ゐて玻璃製の障子を示すことを得るも紙製のものは眞に玻璃製を顯はすに足らざる所のものたるなり、基督の贖罪に關し常に此感なくんばあらず

第二父なる神と子たる神の一なることを感せざること、三位一神の神に於て父子聖靈の區別あることは事實なりと雖神の一なることも同じく事實なり、是故に父なる神は己の忿怒を消すが爲に罪人の罰を基督に負荷せしむること行はる可きにあらず、子たる神にして苦み給ふことありとせんか、父なる神も同一に同時に苦痛を感じ給ふ可し則父なる神は基督に於て或は基督と共に苦み給ふことを知らざる可らず。

第三基督の神たることを輕んじ或は疑ひ或は拒むこと若し基督は尊貴なる神にあらず父よりも位の卑きものにして只人情を有するのみならば其事業も甚卑きものとなる可し、然りと雖も基督は完全人間にして真理の證をなし真理を教へ真理の爲に殺されしものなり、基督は預言者なりと雖預言者よりも勝り彼は道、真理、生命なり、(約十章一節、十四章六節、來十章十九、二十節を見よ)基督は殉教者なりと雖殉教者よりも勝れる者にして彼は己の生命を吾人の爲に自ら好んで賜ひしなり(約十章十八節を見よ)基督は真理に就ての證者たり然れども是よりも勝れる所のものなり、彼は則真理にして基督教の中心たるものなり(約十四章六節、哥前一章一二三、四節、同二章一節)、基督は吾人の摸範なり然れども其實は單に摸範者なるものより大に勝れるものなり、彼は限りなき生命を與ふるものにして彼を信するもの、生命なり、賽四十五章二十二節、約三章三十六節、五節二十五節、加二章二十節、西三章四節を見よ。

第四人間たるもの、尊貴なる有様を識認せざること、或論者は神たる救主の降臨を非難して曰く、此至小なる地球に住める卑賤なる人類の爲に尊大なる全能全智の神が降臨し給ふことは實に不可思議の事なりと、然り然れども此論者は未だ人間の尊貴なる有様を識認せざるものと謂はざる可らず、神は人間を造り給ひし時に己の性質に象りて造り給ひ、又基督は人類一個の靈魂は全世界よりも價值あるものと言ひ給ひ

たり、太十六章二十六節を見る可し

第五神の性質を充分に悟り得ざること、或説による時は己の罪を悔改するものを神は直に之を赦し給ふとも一の障害あることなしと言へり、然れども此論者は神の性質に愛と義と共に存することを忘れしなり、神は人間を造り給ふ時各自に悪行を爲せば罰の必然なることを示す所の道德心を與へ、又默示にも罪惡は必ず罰すとの誠を與へ給ひしかば、神にして若し人間各自に有する道德心及默示の誠に應ずる所のことを爲さずば神は自ら満足を感じ罰を許すこと能はざるなり

第六罪の害毒を感せざること、罪は唯之を犯すもの、害のみにあらずして神を始め總ての靈物たるものに對して害をなすものなり、靈物の前に罪惡を罰することをなさず妄りに之を赦さば宇宙に於て如何に大なる損害を生ずるか量ること能はざる可し

思ふに基督贖罪は之を水晶に譬ふ可し、甲者は其一面のみを見て以て之を水晶と言ひ、乙者は他の一面のみを見て以て之を水晶と言へり、然れども一面のみを以て水晶と言ふにあらず、又總て人眼に觸る、所の數多の面を合するも猶水晶と稱し難きなり、基督の贖罪たる恰も千面を有する水晶の如し、吾人に見ゆる所の面よりも吾人に見へざる處の面は猶多かる可し、然らば基督贖罪に關し知悉する能はずとする何の不可あらん、前陳せし如く彼四類の説に於て各説共幾分の真理を含有せり、又昔時に行はれし基督は人間をサタンより買ひ出し給ひしとの説に於ても多少の真理其中に含み居ることを許さる可からず、基督十字架上に死せし時、死より甦り昇天し給ひし時にサタン及總ての惡靈に大なる勝利を得られしことは聖書の趣旨なり、路四章十三節、二十二章五十三節、太十二章二十七節より二十九節、約十二章三十一節、十四章三十節、十六章十一

節、弗四章八節より十節、約壹三章八節を見よ

基督贖罪の目的を論ずるに一面のみの見解を以て論ずる時は不完全なる説たるを免れず或は倫理説と言ひ或は政治感化説と言ひ皆真理ありと謂つ可し、然れども此三者を合して初めて完全の域に達したる説と謂ふを得べし、此三説中一を輕んじ又拒む時は不完全なる説となり、若し唯一を選んで他の二説を拒み或は輕んずる時は之れ實に狹隘不完全なる説となるなり

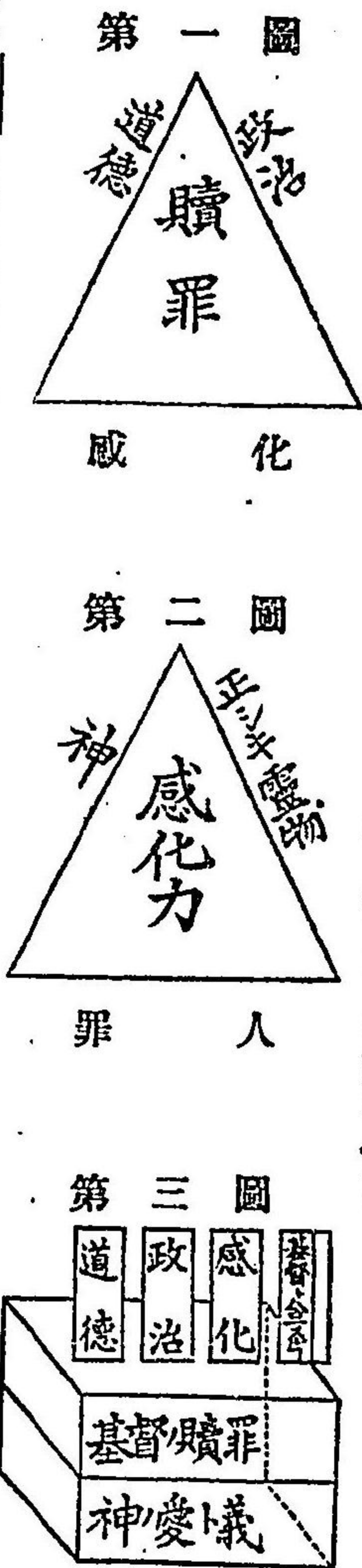
基督贖罪の目的を説明す爲に例を取らんか則三角形の如きものなり一面は神或は總ての義しき靈物或は悔改すべき罪人共に其心に満足を感じしむる事、一面は神の政治を鞏固にすること他の一面は罪人の心をして柔和ならしむること之れなり、第一圖を見よ

第二圖を以て説かん基督贖罪の大目的は感化力なりと言ふことを得べし、然れども如此論ずる時に當り此感化は神の聖意にも總て他の義しき靈物たるもの、心にも、又悔改する罪人の心にも及ぶものとせざる可らず、若し基督贖罪の目的は單に感化力にして罪人の心のみ及ぶ所の感化と言は、之れ實に狹隘不完全の説たるなり

第三圖を以て言へば基督の贖罪は神の慈愛正義に基づき立ち其吾人に見ゆる所の目的は道德上に満足を感じ、或は神の政治を鞏固にし、或は罪人を柔和ならしめ、或は悔改する所の罪人はキリストと一致すること、其目的に含有し居れり蓋し

(一)前に論せし如く若し人間一般基督と合一することを唱ふれば之れ誤謬なり、基督を信するもの、み基督と合體するは聖書の趣旨なり

(二)基督贖罪の目的中右の四點は必ず含めりと雖、此外に吾人に見へざる所の重要な點幾何あるか知ること能はず、既に述べし如く吾人は基督贖罪の事を見て或は三角形或は方形の如きものと思へり、然れども其事實を知らば千面を備ふるものなるやも知る可らず、恐らくは吾人來世に於て之を充分に研究するの時を得ば或は完全環狀或は完全圓體の如きなりと知り得ることあるべし



疑問第一基督贖罪の苦痛は如何なるものなりしや

答 基督は神性を有し給へば吾人は充分に其苦痛を量ること能はず、基督自ら好んで罪人の代理に苦痛を受け給ひしと雖之と同一の苦痛にあらず、其苦痛たるや神にして且聖潔なるもの、心靈に於ける苦痛なり、吾人基督がゲッセマテの園に於て血汗を流し或は十字架上に於て我神々々何ぞ我を棄て給ふやと叫び給ひしことを見れば其限りなく且言ふ能はざる苦痛の表徴を知るを得べし、若し基督の苦痛と罪人の苦痛とを較べんと欲するも是れ出來得べからざる事なり、例へば紙製の障子は以て玻璃製の障子に代ることを得るも兩者の性質全く異なる者あるが如し。然りと雖吾人幾分歎基督の苦痛を悟とり得べきものあり而之を研究するに先ち基督の尊位を承認せざる可らず、彼は則宇宙の造物者たり、保護者たる者なれば王の王、主の主、又た完全

にして瑕疵なく聖潔至清なる存在者たれば諸の罪惡汚穢を忌嫌すること甚し、此性質を有して而して猶罪惡の中にあり汚穢なる事を見ざる可らざるは實に彼に取て非常なる苦痛たるべし、吾人先此承認を抱きて始めて基督の苦痛を察することを得ん、

第一基督は榮光を去り己を空ふし卑賤なる人間となり、試誘に遭ひ罵詈を受け非道なる裁判の下に最下等なる死を遂げ給ひし事は大なる苦痛の原因なり、吾人彼亞弗利加探征者リビングストン氏の傳を讀まば、氏が愛する本國を去り親族と離れ朋友と別れ亞弗利加洲に住し後年に至りては己の妻子を本國に送歸らしめ十五年間單身亞弗利加内地全く野蠻の域内を探求旅行したることを知らん、之を考ふるにリビングストン氏には大なる損害と大なる苦痛を來したるなる可し、然れども氏は彼等蠻族の中に住し彼等と交り己を空ふせしのみにして決して野蠻人と化したるにあらざるや明なり、氏の日記を閲讀する時は氏は毎日植物質地理及天文等を觀察攻究して以て其得し所を記せしを見る、基督己の榮光を去り此野蠻の如き世界に降臨し給ひし時に己を空ふして自ら蠻族の友となり給へり、全智全能の神如此謙卑して人間となり人類と共に住み共に交り給ひしとは其悲哀苦痛果して幾何なりしかを吾人は測知する能はざるなり

第二肉體の苦痛、基督は人間の如く飢渴疲勞を感じ給ふものなるに坐席温なるの暇なく、枕を安ずる所なくして東奔西走し給ひしかば、社會の不完全なることを大に感せられ一層の苦痛を受けし者と見ゆ、彼が最後に十字架に釘けらるゝ時に至りては、實に言ふ可らざる苦痛を嘗ひ給へるなり

第三基督は完全聖潔なるものなれば直接に罪惡の中に交り給ふことは大なる苦痛なりしなり、余は之を明にする爲に余の過去の生涯に於て經驗せし所を以てせん、南北戦争起りし時余は兵卒となり出軍し始め數

日間二百人許の兵卒と同一室に起臥したり、其第一夜隊中四五の惡漢あり神の聖名を汚し惡言を弄し醜談を恣にするを見たり、余は過去の生涯に於て唯一回斯の如き不潔の談話を聽けり、余は其夜殆んど眠ること能はず獨り臥床に呻吟流涕せり、余の胸中には悲哀を以て満たされしなり、余や實に彼惡漢と同一人間にして又以前己の心中に罪惡を犯せし經驗あるに拘はらず非常の苦痛を感じたり、基督の完全無罪且神聖の資を以て直接に罪惡を見聞し又罪人と交り給ひしは其苦痛果して如何ぞや吾人之を知ること能はず

第四基督の死、死は則罪の罰なり、羅六章二十三節を見よ、肉體の靈魂の死則神より全く離るゝことの表徴なり、創二章十七節、三章三、十九節、哥前十五章二十一節を見よ、而してキリストは此死に自ら當りしものなり

第五或はゲッセマチの園、或は十字架上に於ける大なる苦痛、十字架に釘り給ひし其肉體の苦痛は心靈苦痛の表徴と言ふことを得べきなり。吾人彼心靈的苦痛を充分に悟ること能はざる可し、基督は豫じめ大なる苦痛を受く可きを自知し且預言し給へり即ち

(路十二章五十節) 我受く受く可きの「バプテスマ」あり其成遂らる迄は我痛如何ばかりぞや(約十二章二十七節) 今我心憂悔めり何を言はんや父よ此時より我を救ひ給へと言はんか否これが爲に我此時に至れるなりと

ゲッセマチの園に於て其心靈に吾人が量る能はざる所の大なる苦痛を受け玉へり、太二十六章三十六節より四十四節、路二十二章三十九節より四十六節を見よ、血の如き汗を流す所の苦痛は肉體の苦痛にあらず、又心靈上通常の苦痛にもあらずして之れ心中死する許りの苦痛あるにあらずんば決して如此顯象あらざる

なり、十字架にて（太二十七章四十六節）にある如く、我神々々何ぞ我を棄て給ふやと言へる苦痛は心靈的苦痛にして此最重なる苦痛の爲に基督は僅數時にして死し給へり（約十九章三十四節）に一人の兵卒鎗にて其脊を突きければ直に血と水と流れ出でたりとあり、依て考ふるに基督の苦痛は實に異常にして彼の心臓は之れが爲に破裂し其血は腹中に充ち既に血と水に分たれ出でたりと思はる、此苦痛は罪の重きこと且其罪の結果を愛ひ又救はれざる人あることを歎じ給ひし心より生せしものなる可し、又總ての惡魔は當時基督の十字架を圍繞し基督を罵りしなる可し、路四章十三節、二十二章五十三節、約十二章三十一節、十四章三十節、十六章十一節、來二章十四節、西二章十五節を見よ、亦路二十三章四十四節に此日に三時間程徧く地上黑暗となりしことを見る、天上父なる神の坐邊にも此暗黒に應ず可き事あらざるか儘に其事ありしを知る、則諸の天使も父なる神も基督と共に苦み給ひたるなり基督贖罪をなし給ふ時、父なる神は己れ罪惡を好まざるの表徴として慈愛の麗顔を基督より脊け給ひしかも知る可らず、此等の理由により基督と父との親密なる關係及交通暫く斷絶せられたるにより基督は我神々々何ぞ我を棄て給ふやと叫び給ひたるなる可し

疑問第二基督の苦痛と罪人の罰の關係

答 左の四點は此疑問に對して其關係を説き明すを得べきなり

第一基督は罪人の代として律法を守り給はず、基督は自己の爲律法に服従すべき義務あれども罪人の代として律法を守ること能はざるなり、元來功德たる讓受し且移與し得べきものにあらず、よし基督は己の功績を以て律法を守ること餘りありとするも、其餘れる所のものを、律法を守らざる者に讓與し能はざる可し、

第二基督の贖罪たる世之所謂負債を償却するの意味とは異なれり、神は各人の罪惡を積算して以て基督に負はしめたることなし、有限的存在者たる人類が受る所の非常の苦痛は全智全能永遠の存在者たる神に於ける僅少の苦痛にだも及ばざる可し、キリストの神たる御位を見れば基督の苦痛たる總て有限なる罪人の苦痛よりも大なる苦痛なりしなり、神自ら罪人の代として彼等罪人の苦痛よりも超越したる苦痛を受け給ひしと雖之れ不義なる事にあらずして却て恩恵と謂つ可し、若し罪人にして其罪を悔改し基督を信ずることなからんか神は之を強て赦免す可きの義務あらざるなり

第三基督は罪人と同一の罰を受け給はざりし、何となれば罪人の受く可き所の罰は良心の責咎、汚穢、不潔の情態、不安心且神より離れ神の忿怒を感じる等の事にして基督の完全至聖なる決して如此苦痛を受け給可きに非るを以てなり、基督の苦痛たる罪人の苦痛にあらずして罪人の代として一種異類の苦痛を受け給ひたるものなり

第四神は基督により、最も善良なる方法を以て、無限にして且神聖なるものが爲し得るだけ罪人の爲に代として苦み、爲し得るだけ罪の毒害を除き全く贖ひ給ひしなり、基督の苦痛と罪人の受く可き苦痛とを比する時は恰も玻璃製の障子と紙製の障子の如く其性質に於て全く異なれり

疑問第三基督は信者の爲にのみ苦痛を受け贖罪を成し遂げ給ひしか

答 決して然らず基督は無限的存在者たる神性を有し給へば此贖罪は全人類の爲に足らざる所なし、若し總ての人基督を信するも基督贖罪の不足を愛へざるなり、見よ神が全人類を救拯の坐に招き給ふ寵愛の切なるを、賽四十五章二十二節五十五章一節、太十一章二十八節、可十六章十五、六節、約六章五十一節、七章三

十七、八節、黙二十二章十七節の如し。又基督は全人類の爲に死し給へり、路十九章十節、約一章二十九節、三章十六節、四章四十二節、羅五章六節及十八節、哥后五章十四、五節、提前二章五、六節、來二章九節、約壹二章二節を見よ。

基督は不信者の罪をも贖ひ給へり、提前四章十節、來十章二十九節、彼后二章一節、約壹二章二節の如し。基督の贖罪たる一般の人々に足れりと雖悔改めて神を信するもの、み實際に救を得べきものなることは決して疑ふ可らざる所なり。

第四條 基督贖罪の結果

廣く言ふ時は基督の贖罪は總て神の默示の原因なりと謂つ可し、舊約と新約とを比較し其時代より言は、新約は舊約に聯續するものなり、然れども其基礎より論すれば新約は舊約の基礎たること明なり、舊約儀式禮典にして新約に顯はれ其儀式禮典の實物となりし基督の贖罪なくば眞に無益のものたりしのみ、來九章八節より十六節を見よ。舊約時代に於ける信者は、來らんとする基督に就き神の契約し給ひしことを信することに由りしなり、羅四章と創十五章六節と詩三十二章一、二節とを比し、加三章六節より十四節と哈二章十四節を比し、創三章十五節を見る可し。

基督贖罪の結果を分別して説明する時は左の諸目の如し

一、基督の贖罪は一般靈物たるもの、道徳的希望に合せり、何となれば之を觀て各心靈上に充分の満足を感じるが故なり

一、神の性質より言へば神は基督の事業により充分満足を感じ罪人を救ひ給ふことを得べし、或説による

時は神は贖罪を用ひず悔改する罪人を救し給ふことを得べしと言へり、若し唯神の権能より論せんか、勿論出來得べき事なる可し神は虚言を爲す能力ある可し、然れども神は虚言を發し給はざるなり、神にして何事を爲さんと欲し給ふも最も有益なる方法を用ひて之を爲し給ふなり、例へば靈物を造り給ふ時に或は自由性を與へず或は自由性を限り之を造ることを爲し得べきも神は何物を造らんと欲し給ふとも尤も價值ある優等のもの造り給はざる可らず、故に天使にも人間にも己の性質に象り自由性及道徳心を賦與して造り給ひしなり。又神は人間を罪惡より救ひ出し給はんと欲する時に何事か行はれ何事か爲し能ふと云ふのみを以て決心し給ふことなく、如何なる方法を用ひるの最有益にして如何なる方法を用ひること神自らの心に於ても一般靈物の心に於ても罪人の心に於ても最も有益なる感化及結果を及ぼすかとの判断に應じて之を定め給はざる可らず、若し神自ら降臨し人間となり天地間諸物の前に人間の代理とし己自ら心靈的苦痛を受け人間の罪惡を贖ひ給ふ方法にして其一般のもの則ち神を始め正義なる靈物たるもの及罪人の爲に最も有益なる方法なりとせば神は必ず此方法を探らざる可らず、是れを之れ爲さずして拙劣なる方法を以て人間を救ひ出し給はんとせば、己の智識徳義に於て缺ぐる所ありと爲さざる可らず

神は一般の靈物を造り給ひし時に己の性質に象り之を造り惡を爲す勿れと勸め惡を爲す時苦痛を感じ又罰を預示する所の道徳心を與へ且默示に於て善惡の賞罰に關する訓誡を賜ひし故に若しも其本心及訓誡に應ずる所の事を爲し給はざれば罪人を許し給ふ時己の心に不満足を感じ給ふ可し

二、正義なる靈物たるもの、性質より言は、基督の贖罪に就き満足に思ふなり、此贖罪なくば罪人の救免は自己本心の勸奨神の訓誡に逆ふなり

三、基督の贖罪は悔改する罪人の道徳性に合するなり、若し悔改する罪人にして單に罪より救免せらるゝと言はゞ充分に安心を得ざる可し、今罪人にして基督の贖罪を見れば、神は限りなき智慧能力慈愛を盡して出來得べき丈己の罪を贖ひ此罪の害悪を消し給ひしことを感じ眞正に安心を懷き、又天の父は自ら無限の損失を受け以て如此慈愛を盡し苦心し給ふことを考ふる時始めて大に満足を感じ可し。吾人は形體上に於て調和あり精緻美麗なる物を見て之を愛す、反之不整頓粗糲なるものを見る時は憎悪不快の念を生ず、之れと同しく道徳上に於ても徳性あり公義あるものを見れば大に心に喜び満足の念を生ぜん、然りと雖も反之悪性不義不情のものを見聞する時は大に苦悶し不満足に陥るを免れず、若し子たるものにして其親を敬愛せず其極遂に死に致さば吾人の心は大に痛み不愉快の思ひを爲す可し、迷信謬仰に馳せ易き人間にして如此苦悶を抱かんか、正義なる天使及崇高至聖無限の徳性ある神は如何程苦痛し給ふ可き乎實に想像の外にあるなり。之に依て之を察するに神が罪人を赦さんと爲し給ふに當りてや如何なる方法を以て彼罪人の心を柔和ならしめ如何なる方法を以て己の政治を鞏固に爲すことを得べきかのみにあらずして、尙如何なる方法を以てせば己の徳性にも天使の道心にも又救を得る所の罪人の心にも充分に満足を感じ可きかを思ふて、之を救出すを肝要なる一事と爲給へり、詩七篇十一章、伯四十二章、八節、賽五十九章二節、羅一章十八節、五章十一節、弗二章十三節より十六節、西一章二十一、二節、二章十四節、哥後五章十八節より二十一節を見るべし

二目 正義なる靈物たるものより言はんか、此等に及ぶ所の大なる結果は基督の贖罪より生ずるなり

一、罪の重く且其非常の結果を出すことをも感ずるなり、則神にして測る可らざる損失を以て罪人の爲に力を盡し給はざれば此等を救ひ出す能はざる事なるを知るに至る

二、神に忠實に奉事するは如何に高尚なるものなるかを感ず可し

三、神の徳性を大に感ず可し則無限の寵愛、憐憫、忍耐等の如きは是れなり、是を以て義しき靈物たるものは常に神に忠實に奉事し迷路に陥らざるや此等の點を感銘すべし

序に曰はん不義なる靈物たるものも之を聞き之を見ることよりして彼等も大審判の時、罰を遁れんとする辭柄を用ひずして審判に服す可きものと思はる

四、總ての靈物は基督の贖罪の事を熟慮するよりして救はれたるものを重んじ之を愛するに至る可し、何となれば罪人は限りなき神の損失によりて救はれしものなる故、其價値の貴きものなることを大に感ず可ければなり

天使は始終罪人の救拯に就き注意して働らき或は之を知らんと思ふことは聖書の趣旨なり、又基督の贖罪の結果は一般天に在るものに及ぶ可きものと見ゆ、太十八章十節、路十五章七、十節、十六章二十二節、羅十一章三十三節、弗一章二十節より二十三節、三章九、十一節、腓二章九節より十一節、西二章十節、來一章十四節、彼前一章十二節、默五章九節より十三節を見よ

今此事を明白ならしむる爲に例を擧げんに、米國に於てブロンソン、アルコット (Bronson Alcott) なる人中學教師の職を奉せし時或生徒校則を犯しアルコット氏は衷心大に痛悲せり、そは此等のものを罰す可きは規則の定むる所なれば、之れに應じて罰を加へざる時は大なる不満足の心を撃ち大なる禍害校内に生じ來る可しと恐れしが故なり、然れども此誤りたる生徒を憐憫するの情甚切にして直接に彼を罰することを好まず故にアルコット氏は全生徒の前に此理由を公言し右手捧を持ち犯則生を罰するの代りに己の左手を強く撃ちし

ことあり、又余が愛する同志社歴史の初代に於て或時容易ならざる犯則者の生せしことあり、然れども新島故總長之を以て學校の罪に歸し罰す可きは學生にあらすして同志社なりとし或朝禮拜堂の祈禱會に於て此決心を公言し、同志社を罰せんとすることを告げ之を罰するは校長を罰するの他に道なしとて右手に棒を握り打々力を極めて左手を連繫して止まず滿坐感涙に咽び年長の一學生之を擁して漸く止めたることありたり、嗚呼吾人類にして或は己の心に満足を得んとし或は多數の人々を統治するの時に當り、如此代贖的方法を設け以て罪人を許すとせば完全至聖なる神も自己に於て無限の損失を受け惑迷沈淪せる人間の代として彼等を贖ひ救ひ出し給ふことは當然の事にあらすや

三目 罪人に及ぼす所の感動、基督の贖罪は罪人をして自己の罪惡を感せしめ之を悔改せしめ而して基督を信じ神に従はしむるの原因なり、之を分ちて言へば如左

一、基督は眞神を人類の間に顯現せしめ給ふ所のものなり約一章十八節を見よ

二、罪人は基督の十字架と其贖罪を見聞するよりして己の罪惡を感じ之を悔改するの原因となりたり

三、基督贖罪に於ける十字架上の苦痛の如き眞狀は、罪人の心を柔和ならしめ全く悔改して神に屬す可き原因となれり則ち

(約十二章三十二節) 我若し地より擧げられなば萬民を引て我に來らせん、(約壹四章十九節) 我儕神を愛するは彼先づ我儕を愛するに因りて

之れに就き一例を言はん、一千八百八十四年虎列刺病伊國に流行し殊にチーブルス (Zürich) 市街に盛なりし時、其海濱に居住する貧困者中日々數百人の死者を出すの悲境に陥り、此等の人民は遂に失望の爲めに

捕へられ大に高地に住する富者を怨恨羨望し、夜中竊に病者の屍體を富者の庭に擲ち去る如き無狀の舉動をなし嫉惡の情態を顯はせり、此時一人の希臘人は此等貧困者を憐みて毎日食物及藥劑を己の馬車に積み自ら之れに乗り貧窮なるものに之を給與し賑助したり然れども人民の頑固なる此恩惠者をも惡み不穩の舉動を爲し其馬を殺し車を碎き其人をして死に瀕せしめたり。其時王ホムボルト (Humbert) 此慘狀を聞き給ひ其不穩の狀態をも知り給へば直にチーブルスに行幸し彼等貧困者の室内に入り病者を訪問し病める小兒等を親ら抱き愛撫至らざるなく、晝夜全心を盡し働き給ひし故に、此等頑迷固情なる人民も悉く悔改しホムボルト大王に服従し親の如く之を愛したく、其影響たるチーブルスの人民のみに止まらずして伊國國境の人民にして之を聞く所のものは同じくホムボルト王を愛し全く忠實に奉事せんとするの熱心を奮起せり。之れ實に充分ならざる所の解例なるも基督の全智全能王の王、主の主たるものに在りながら我儕の如き頑固なるもの忠實に事へざるもの、爲に榮光を去り己を空くして人間となり枕を安する所なき程貧賤なる境遇に居り我儕と共に交り吾人の苦痛を己に受け遂に吾人の代理として死し給ひし事實の幾分を説明するを得べきなり、若し基督の一生涯を見聞するもの、衷心之に依りて柔和なるを得、悔改めて基督を愛し彼を信じ従ふものにあらざれば全智全能の神と雖其の人を救拯の坐に招くこと出來可らざる所なり、約十二章三十二節に我若し地より擧げられなば萬民を引て我に來らせんとあるは大なる意味及權力を含み居るなり、罪人は悔改めて基督を信じ再生を得るには内部に於て聖靈の感化力を得ること最も肝要なり、然れども其外部の動機感動より言へば基督の贖罪則大なる苦痛を以て十字架上に吾人の代理とし死し給ひし事は一層肝要なる事實なり、使徒等は基督教を陳べ傳ふる時に常に十字架上に釘けられし基督を基礎として人々を勧め教へたりと則ち

(哥前一章十七、八節) 基督の我を遣はし、は「パプテスマ」を施さん爲に非ず福音を宣傳へしめん爲なり、又我に言の智慧を用ひしめ給はず是れ基督の十字架の虚くならざらん爲なり、夫れ十字架の教は沈淪者には愚なるもの、我儕救はるゝ者には神の能たるなり、(同二十三節) 我儕は十字架に釘られし基督を宣傳ふ、即ち此はユダヤ人には礙く者、ギリシヤ人には愚なる者なり、(同二章二節) 蓋我イエス、キリストと彼の十字架に釘られし事の外は爾曹の中に在て何をも知まじと意を定めればなり、(加六章十四節) 然れど我には惟我等の主イエス、キリストの十字架の外に誇る所なからんことを願ふ、此キリストに由りて我世に向へば世は十字架に釘られ世の我に向ふも亦然り、(西一章二十節) 其十字架の血に由りて平和をなし萬物則地上に在るもの天に在る者をして彼に由て己と和がしむる事は是れ其聖意に適ふことなれば也と

一千八百年間基督教會に用ひたる讚美歌を調ふる時は最も能く世人の感情を發動せしめ激勵する所のものは基督の十字架に關する讚美なり、英語の *In the cross of Christ I glory* (日本譯八十一番) *When I survey the vondrous cross* (日本譯八十四番) *I lay my sins on Jesus* (日本譯二百十二番) *Just as I am with out one plea* (日本譯二百十一番) の如き其最なるものなり

獨逸國シエラエルマッハ (Schiermacker) 死せんとする時己の心の平和安然なる基礎に關し謂て曰く、余の平和安然なるものは基督の寶血によるなりと

英國の監督バトラー (Butler) 年老ひ病に臥し心中安んずる所なし訪問し來る一人の兄弟、約壹一章七節に記されし所の其子イエス、キリストの血總て罪より我儕を清むと明讀せしかばバトラー忽ち平和喜悅に充され

て曰く、余は此節を既に千回も讀過せしと雖未だ其意を嘗ひ得ざりし、今日始て其深遠なる意味の含有せらるゝを感じ得たりと

尙一例を設けて以て基督贖罪の罪人に及ばず感動如何を明にせん、一王國あり其王國に於て叛亂起り殆んど一年間兵器を弄したる後漸く鎮定し其首謀者數人を捕縛し之を死に定めたり、此時慈愛温厚の國王は彼等叛逆者を憐憫するの情切なり、然れども其人を愛するも其罪は惡まざる可らず是を以て國王の苦慮する所のものは如何なる方法を以て赦す可きかの一事にあり、爵せずして之を赦さんか、國法を破り後日叛亂の起るを防ぐこと能はず、之れ小惠を施して以て國家の大事を讓すなり。然らば此等首謀者の代理として罰を受く可きものあるか、一人にして數人の罪過を贖ふに足るものあるか之れ困難なる疑問なり、世界過去の歴史に於て高貴有位のもの卑賤無位且罪人たるもの、代理として苦痛を受け之を救ふものあるか、若し世に此の如き事實存するとせんに稀に見る所にして常に見ること能はず、殊に己れ一國萬乘の尊、主權の地位を占むるものにして國家の罪人たるものに代り侮辱苦痛を受けたること更にあることなし。然りと雖今國王の愛情は愈々熟し益々親ら深く決する所あり、其宮殿を去り其王位を棄て首謀者數人の代理として數年間罪人の服す可き苦役を取り大なる艱難と辛苦とを犯し以て彼等の死刑を宥めんと思へり。國王既に此決意を行に至れば之れに感激せられて悔改する所の罪人を赦免するは爲し難き事にあらず國王に於ても自己の満足を害することなく之を赦すを得べし。此至誠至愛の熱情に出でたる行爲を見聞する所の王國人民は十或百、或千人の叛逆者が斷頭場裡の露と消ゆるよりも其心頭に叛逆の恐懼すべきを感するならん、加之此行爲を見聞して愈々王を愛し其政治に服従し忠實に奉事するの心を起すに至る可し。彼叛逆の首領の如きも此行爲を見、大に悔改を

促され國王に従順の美德を顯はす可し、若し彼等にして此愛に感せず此心を起すことなくば、彼等は實に頑固執迷の極其常情を枯死せしめたるものとなさざる可らず。右の如き所爲たる世間高貴有位至尊者の爲す可き所にあらず、又實際に爲したることなきものなるも、仮りに之れ有りとせば基督の贖罪に於ける不充分的な解明の例と爲すことを得べし、然れども神が迷路に彷徨する人間を助けんと欲し給ふ時之れよりも宏大にして且深遠なる愛を有し之れよりも勝れる謙遜と苦楚を以て人間を贖ひ給ひしことは吾人の信仰して疑はざる所なり

右に論せし如く基督贖罪の結果は一般人類の無限なる苦痛より生ずる所の結果よりも大にして優る所のものなり。神に於けるも一般靈物の心に於けるも充分なる満足を感じ、此贖罪により神の政治を鞏固にし、罪人は之を見聞する事により痛く己の罪を悔ひ神を愛し基督に信じ従ふ可し。基督の贖罪は前述の如く全智全能至愛絶對の神が出来得べき最も善良なる方法なり、然り神は何を爲さんと欲し給ふも決して拙劣なる方法を用ひ給はずして至大至廣の利益を世に來たす所の方法を取り給ふなり

四目 基督の蘇生及昇天の結果

一、基督の復活及昇天の事實なること、之れに就きては余が著、基督教基本中の其論を見る可し、太二十八章、可十六章、路二十四章、約二十章、二十一章、徒一章、一節より十一章、二章二十四節、三章十五節、四章十節及三十三節、五章二十七節より四十節、十章四十節、十七章三十一節、弗一章二十節より二十二節、腓二章五節より十一節、西一章十五節より十九節、哥前十五章二節二十節、來十二章二節、黙一章十一節より十八節、五章六節より十四節、詩百十篇一節、但七章十三、四節、太二十六章六十四節、徒七章五十六節、

羅八章三十四節、西三章一節、撒前一章十節、來一章三、四節、二章九節、十章十二節、十三章二十節、彼前二章二十二節を見よ

二、基督の復活及昇天はサタン並に總ての悪靈に勝利を得ることなり、太十二章二十九節、約十二章三十一節、十六章十一節、弗四章八節より十節、約壹三章八節を見よ

三、基督の復活と昇天は吾人信仰の基礎なり。基督の弟子等は基督の捕はれ磔殺されしを見し時に全く失望落膽せり、基督教は基督の屍体と共に棺を同ふし葬られたるが如く一條の微光なく一片の生氣なし。若し此時に當つて基督復活せざりしならば基督教は全く存立せざる可し。然れども復活と昇天とは彼等信徒の信仰を確固ならしめ使徒等は恐怖畏縮の念なく、主の復活を以て己の信仰の基礎なりと告白したり、徒二章二十四節、三章十五節、四章十節、五章三十節、十章四十節、撒前一章十節、來十三章二十節を見よ

四、基督の神人兩性は其甦生により顯著にせられし故始めて完全なる救世主と謂つ可きなり、路二十四章四十六節、使十七章三十一節、羅一章四節、十章九節を見よ。若し人間にして其靈、肉體と共に消滅するものならば是れ諸物の中にて最不完全なるものと見ゆ。植物、或は動物の如きも其目的を成就したる後始めて其組織構造を解き其形容を滅するに至るなり、然れども人間に就て言へば其肉體死する時未だ其目的を成就せざるを以て之に來世を加て始て完全なる者となるなり。又基督の神性より考ふる時、其甦生及昇天は誠に必要なる事件なりしなり。

五、基督は侮辱と苦楚に應ずる所の榮光頌表を得給ひしにより吾人は安然なる思ひと感情を保つことを得るなり、腓立比書二章六節より八節迄

彼は神の體にて居りしかども自ら其神と匹しく在る所の事を棄難きこと、意はず、反て己を虚ふし僕の貌を取りて人の如くなれり、既に人の如き形状にて現はれ己を卑くし死に至る迄順ひ、十字架の死をさへ受るに至れり

とあるを讀む時は吾人の罪の爲に充分なる贖ひのあることを感ずるのみにして未だ基督に對して充分なる喜悅安意を抱くことなし然れども同章九節より十一節迄

是故に神は甚しく彼を崇めて諸の名に超る名を之に予へ給へり、此は天に在もの、地に在もの及び地の下に在る者をして悉くイエスの名に由て膝を屈めしめ、且諸の舌をして悉くイエス、キリストは主なりと稱揚して父なる神に榮を歸せしめん爲なり

とあるに至り吾人始めて己の救に就き全く安然なる思を爲すことを得べきなり、弗一章二十節より二十三節、來十二章二節、彼前三章二十二節を見よ

吾人大會の席上に於て謹嚴靜肅に「ハンデルス、メッジャ」(Handel's Messiah)を聞く時に、(之れはキリスト此世に降臨し人間となり、侮辱を得苦楚を受け、十字架上に死し後復活し昇天なし給ひ榮光の右に坐することを詩として記し之を歌ふに巧妙なる唱歌者一百許殆んど二十種の樂器を用ひて之を歌ふなり)基督の苦痛侮辱を寫せる所の詩六十九篇二十節

賤謗我心を碎きぬれば我痛くわづらへり、我れ憐憫を與ふる者を待ちたれど一人だになく慰むるものを俟ちたれど一人をも見ざりき

との語を引く段に至れば吾人の心は非常なる悲痛を感じ覺へず流涕するに至る、進んで復活昇天の段に至り

則詩二十四篇七節及九節の

門よ汝の首を擧げよ、永遠の戸よ擧れ榮光の王至り給はん

とあるに至り吾人の心安然として怡愉善悅の思を抱くなり而して(黙示録十九章六節)ハレルヤ夫れ主たる全能の神は王なり

(全十一章十五節)

此世の諸の國は我等の主及主の基督の屬となり基督世々限りなく之を治め給はん(全十九章十六節)

諸王の王、諸主の主

と言ふ如きに進む時は吾人の心は喜悅に溢れて共に口を開き讚美せんと欲し、愈進んで終りに至り、黙示録五章九節より十二節迄の

此長者たち新しき歌を唱ひ言けるは、爾は此巻を取り其封印を解くに堪る者なり、蓋汝曾て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖ひて神に歸せしめ且我儕に神の爲に我儕を王となし祭司と爲し給へばなり、我儕地の王たる可し、我又見しに寶座と活物及長老等の四圍に衆の王の使の聲あるを聞けり、其數千々萬々彼等大聲に曰けるは前に殺されたりし者は權威、富、智慧、能力、尊敬、榮光、讚美を受べき者なり

とあるを聞く時は、吾人の喜悅安心満足に口にて言ひ盡す可らざるに至る也。又讚美歌英語の All hail the power of Jesus name (日本譯九十五番)の如きを唱ふ時、吾人は大なる満足を感じ、其聲の清妙優美なるを

讃嘆するに至るなり

六、吾人の蘇生と永生とは基督の復活と親密の関係あるなり今聖書を引きて之を示さん則ち

(約十四章十九章) 暫せば世我を見ることなし、然れど爾等は我を見る、我生れば汝等も生きん、(羅第六章三節より八節) イエス、キリストに合はんとて「バプテスマ」を受けし者は即ち其死に合んとて之を受けしなるを爾等知ざる乎、故に我儕其死に合「バプテスマ」に因て同に葬るゝはキリスト父の榮に由て死より甦されし如く、我儕も新しき生命に行む可き爲なり、若我等彼の死の狀に等しからば亦彼の復生にも等しかる可し、我儕の舊人彼と同一十字架に釘らるゝは罪の身滅て今より罪に役へざるが爲なるを我儕は知る、そは死しものは罪より釋さるれば也、我儕若しキリストと偕に死ば亦彼と共に生きんことを信ず、(同第八章十一節) 若しイエスを死より甦らし、者の靈汝等に住まばキリストを死より甦らし、者は其汝等に住む所の靈を以て爾等が死べき身體をも生す可し、(哥前十五章十三節より二十二節) 若し死より甦ることなくばキリストも亦甦らざりしならん、キリスト若し甦らざりしならば我儕の宣る所は徒然、亦爾等の信仰も徒然からん、且我儕神の爲に妄の證をする者とならん我儕神はキリストを甦らし、と證すれば也、若し死し者甦ることなくば神キリストを甦らしむることなかる可し、若し死し者甦ることなくばキリストも甦ることなかりしならん、若しキリスト甦らざりしならば爾等の信仰は徒然爾等は尙罪に居らん、又キリストに在て寢りたる者も波淪しならん、若キリストに由る我儕の望唯此世のみならば衆の人の中にて尤も憐む可き者なり、然る今キリスト死より甦りて寢たる者の復生の首となれり、それ人に因て死すること出で人に因て甦ること出たり、アダムに屬る衆の人の死する如くキリスト屬る衆の人は生く可し、然れど各人

其次序に循ふ初はキリスト次はキリストの來らん時彼に屬する者なり、(同四十五節) 録して始の人アダムは生命ある魂となり、終のアダムは生命を興ふる靈となるとある如し、(同四十七節) 第一の人は地より出で土につき、第二の人は天より出たる主なり、(弗二章五、六節) 罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に生し(汝等恩に由て救れしなり) 又イエス、キリストに在る我儕彼と偕に甦らせ共に天の所に坐せしめ給へり、(西一章十八節) 教會は彼の身体にして彼は其首なり、彼は元始にして凡ての事につき長とならん爲に死の中より首に生れしものなり、(同三章一節より四節) 既に爾曹キリストと偕に甦りたれば天に在るものを求む可し、キリスト彼處に在て神の右に坐し給へり、爾等天に在るものを念ひ地に在るものを念ふ勿れ、夫れ汝等は死し者にて其命はキリストと共に神の中に藏れ在るなり、我儕の命なるキリストの顯はれん時我儕も之と偕に榮の中に顯はるゝなり、(撒前四章十四節より十六節) 我儕若しイエスの死て甦りし事を信するならばイエスに由る所の既に寢れる者を神彼れと共に携へ來らんとをも信す可きなり、我儕主の言に託りて爾等に告ん主の臨らん時に至り活て存れる我儕は直に寢れる者よりも先だ、と、それ主號令と使長の聲と神の筈を以て自ら天より降らん其時キリストに在て死し者先に甦へり、(彼前一章三節より五節) 爾等の妝飾は髪を辯み金を掛け又衣を着るが如き外面の妝飾に非ず只心の内の隠れたる人即ち境ることなき柔和恬靜なる靈を以て妝飾とすべし、此靈の妝飾は神の前にて價貴きものなり、昔神に依頼みし聖女も其夫に服ひて此の如く己を飾りたりと

七、吾人の善とせらるゝは基督の復活と昇天とに親密なる關係あり、聖書を以て之を證せん則ち

(羅四章二十五節) イエスは我儕が罪の爲に解され又我儕が義とせられん爲に甦らされたり、(哥前十五

章十七、八節)若しキリスト甦らざりしならば爾等の信仰は徒然爾等は尙罪に居らん、又キリストに在て
寝りたる者の沈淪しならん、(彼前三章二十一、二節)其水に由て表したる「バプテスマ」イエス、キリ
ストの再生に由て今我儕をも救ふ此「バプテスマ」は肉體の汚穢を除く表に非ず善良心神を求むる表なり、
イエス、キリストは天に往て今神の右に在せり諸の天使權威ある者能ある者皆彼に服ふなりと
八、聖靈の降臨は基督の昇天により行はるゝなり、内部より之を言はんには基督は始めに神の性質、罪惡の
惡む可きこと、神に従ふて送る生涯の高尙なること、及靈魂の價值貴きことに至る迄總て此等を顯示し給ひ
し故聖靈は約十六章七節より十一節に記せし如く、罪に就き義に就き審判に就き世をして罪ありと悟らしむ
ることを得べし。外部より見れば基督の贖罪は聖靈の働きの準備なることは總ての靈物が知了する所なり、約
七章三十九節、十四章十六節、十五章二十六節、十六章七節、徒二章三十二、三節、加三章十三、四節、多三
章五、六節を見る可し

九、基督が今猶吾人信徒の爲に勞し給ふ事は其昇天によるなり、此働きたる直接には父に祈願する事にて
間接には贖罪の事實を顯表する事なり、聖書によるに以下の數點は基督の常に務め給ふ所の職なるが如し
基督は世に在し人類の爲に祈り給へり、太十四章、二十三節、二十六章三十六節より四十五節、可一章三十
五節、三章二十一節、路六章十二節、九章十八、二十八、九節、二十二章三十二節及、四十節より四十四節、
約十一章四十一、二節、十七章全體、來五章七節を見よ

基督は特に信者の爲に祈禱し給へり、約十章十六節、十七章十九、二十節を見よ

基督の祈禱は必要なるものなり、路二十二章三十一、二節、約十四章六節、羅五章二節、弗二章十八節、三

章十二節を見よ

基督は天に在すも猶常に祈り給へり、羅八章三十四節、約十四章十六節、十七章二十四節、徒二章二十三節、
來七章二十四、五節、八章一節、九章九節、及十一、二十三節より二十六節、提前二章五六節を見る可し
基督の吾人の爲に神に懇求し給ふ方法を調ふれば充分に之を悟了すること能はず、其事たる直接に父なる神
に願ふとあり、又直接に吾人を助け恵み守り愛し給ふことあるなり。特に吾人が誘惑に陥る時艱難辛苦に遭
遇する時など一事變の起る毎に其必要に應じて恩恵と能力と輔導とを賜ふなり。亦己の名によりて捧ぐる所
の祈禱に應報を與へ給へり。此結果を考ふるに吾人の不完全なる祈禱は完全となり、吾人の過失は赦免せら
れ、吾人が神聖ならんと欲して猶弱き所あるものは強くせられ、吾人の信仰を輔導し吾人の薄弱なるを健全
になし、吾人の幽暗なる所を照し給が如き等なり。又基督は吾人の仲保祭司代言人にして且つ道也真理也生
命也、約十四章六節、來七章二十五節、九章二十四節、約壹二章一節、羅八章三十三、四節、撒前一章三十
節、來十章十九節を見よ

五目 信者は基督の贖罪により基督と一致し居るなり、前論せし如く基督を信じ心を開きて基督を受くるも
のみ基督と一致合體するものなり之を甲乙丙の三部に區別して以て説き明す可し
甲之部、聖書中に一致に就きて用ひたる譬喩數多見ゆ

- 一、神は信者を基督の中に選び給へり、弗一章三節より五節、提後一章九節を見よ
- 二、信者は基督の中に造られしものなり、弗二章十節を見よ
- 三、信者は基督に印せられしものなり、弗一章十三節、四章三十節、哥後一章二十一、二節を見よ

- 四、信者は基督より膏の沃きを受けしものなり、約壹二章二十節、及二十七節を見よ
- 五、信者は基督により神に受け納れらるゝものとなり、約一章十二節、羅八章十四節より十七節及二十九、三十節、加三章二十六節、四章四節より六節、弗一章五節より七節と太三章十七節と十七章五節とを比較可し
- 六、信者は基督と共に十字架に釘けられ共に甦され共に天の處に坐するものなり、弗二章五、六節、羅六章四節より八節、哥後五章十四節、西二章九節より十四節、三章一節、加二章二十節、提後二章十一節を見る可し
- 七、家屋の譬を以て説きたる所は基督は基礎にして信者は其家屋なり、詩百十八篇二十二節、賽二十八章十六節、太二十一章四十二節、弗二章二十節より二十二節、彼前二章四節より六節を見る可し
- 八、基督は牧者にして信者は群羊なり、約十章一節より十八節、詩二十三篇全体、結二十四章十二、十四節及二十三節、來十三章二十節、彼前二章二十五節、五章四節、黙七章十七節を見る可し
- 九、基督は葡萄の樹信者は其枝なり、約十五章一節より八節を見る可し
- 十、基督は首にして信者は其肢體なり、羅十二章四、五節、哥前六章十五節、十章十六、七節、十二章十二、三節、及二十七節、弗四章十二、十五、六節、五章二十四、三十節、一章二十二、三節、西一章十八節を見る可し
- 十一、婚姻を以て説きし所は基督は新郎信者は新婦なり、太九章十五節、可二章十九節、約三章二十九節、哥後十一章二節、黙二十二章十七節、十九章七節より九節、二十一章九、十節、弗五章二十五より三十二節、

何二章十九、二十節を見る可し

十二、信者は基督と一體となり而して又信者相互に一致せしものなること、約十四章二十節より二十三節十七節十一節及二十一節より二十三節、羅八章九節より十二節、哥後五章十七節、弗二章十三節、三章十七節、加三章二十八節、約壹一章三節を見る可し

乙之部、基督と信者の一體たる有様

神は無所不在にして宇宙何れの處何の物にも存在し給ふ可し。然れども信者と基督の一致合體したるは如斯自然の有様にあらず、又夫婦親子間に於ける戀愛より生ずる一致の如きにあらず、本質の合體したるにもあらず、亦外部の禮式則洗禮及晚餐を執行するよりして生じ得べき一致にもあらず、此一致合體たる心靈上の事實にして吾人の靈と基督の靈と一致合體し基督の靈は吾人の靈をして強健ならしめ生命あらしめ活動せしめし爲に支配し給ふ所の者也、其一致の原因たるものは則聖靈の絶へざる働きによるなり、約十四章全體、十五章二十六節、十六章七節、及十三節より十六節、十七章二十一、二、三節、羅八章九節より十一節、及十五節、哥前三章十六節、六章十五節より十九節、加四章六節、腓一章十九節、彼前一章十一節、二章二十三、四節、四章十二、三節、約壹一章三節、三章二十三、四節を見る可し

基督と信者との一致に關し之を外部より言はんが、其慈愛則代贖的苦楚の死は其原因なり。若し内部より言はんが、人心に住み給ふ所の聖靈は其原因たるなり、約壹四章十九節を見る可し

丙之部、此一致より生ずる結果

一、信者は基督と同一なる資格を有するに至る。其理由たる教主基督は出來得丈け吾人の罪惡を己に引受

け、吾人を罪惡の轆より赦免し給ひ、吾人は吾人の爲し得る丈に基督の榮光及恩賜を受け納に在り。又基督は萬物を造り常に之を保護し給へり、則彼は宇宙の所有者にして、吾人信者は神の世嗣となり、彼と共に世嗣たるものなり、羅八章十六、七節、哥前三章二十一節より二十三節、同後六章十節、弗一章五節、提前六章十七節、約壹三章二節、默二十一章七節を見よ

吾人の受く可き恩賜を分ちて言へば則基督の榮光、羅八章十七節、加四章四節より七節、約十七章二十二節、弗二章六節、腓三章二十一節、西三章四節を見よ。喜悅約十五章十一節、十七章二及十三節、太二十五章二十一節より二十三節を見よ、愛約十七章二十六節、羅五章五節、弗三章十七節より十九節を見よ、生命約十章二十八節より三十節、十七章二節を見よ、永遠の住居約十二章二十六節、十四章三、四節、十七章二十四節、撒前四章十六節を見る可し

二、基督我儕と共に住み給ふて我儕を己の貌に化し給ふ可し、羅六章三節より八節、哥後二章十七、八節、羅八章二十九節、加二章二十節、弗一章三節、二章六節、腓二章二十一節、西三章四節、哥前六章十九節、來十三章二十一節、彼後一章四節、約壹三章二節、及二十四節、四章十二節より十六節を見る可し

三、基督は我儕の生命と能力なり、約六章三十五節、及五十一節より五十七節、十一章三十五節、十四章六節、及十九節、十五章五節、羅六章十一節、哥前五章十五節より十九節、十章十六、七節、哥後十二章九節、加二章二十節、弗三章十六、七節、腓四章十三節、西三章一節より四節を見る可し

四、吾人は基督にありて完全なるものとなれり、約一章十六節、哥前一章三十節、弗一章六節より八節、腓三章九節、西二章九十節を見る可し

五、基督と吾人の一致は永遠に繼續する所のものなり、哥前十五章二十四節より二十八節に記したる如く、基督は權威を以て、迷へるものを神に従はしめ此國を父の神に交付し給ふと雖、基督は永遠に信者の王たるもの、主たるものにして彼等と共に居り給ひ、又彼等も基督に居るものなり、約十章二十八節、羅八章三十四節より三十八節、撒前四章十三節より十七節、提後二章十一、二節、默三章二十、二十一節、七章十七節、十九章七節、二十章二節、九節、及二十二、三節を見る可し

六、基督と吾人の一致は秘密なる奧義なり、弗五章三十二節、西一章二十七節を見る可し
基督の贖罪につき以上論じたる所及聖書より引証したる所を見れば最初に言ひたる如く、之れ聖書の趣旨にして基督教の大主意なり、而して贖罪の道たる罪人の爲に必要なものにして信者の爲に缺く可からざる所のものなり。今日基督教信徒中或は羅馬教徒たり希臘教徒たり或は新教徒たるを論せず皆同一に基督贖罪の事實を重んじ之を信じ之を教へ英語讚美歌 *There is a fountain filled with blood* (日本譯百八十五番) を、清朗の聲怡々の容を以て高唱し基督の榮光と寵愛とを讚美して止まざるものは抑何故ぞや、蓋し基督贖罪の教義たる基督教に含める一大確實なるが故にあらざるや

第三項 聖靈ノ性質

第一條 聖靈は或る意味によれば明かに一個の「ペルソナ」なり

全體には創一章二節、六章三節、四十一章三十八節、出三十一章三節、民十一章二十五至三十節、士十四章六節、母上十章十節、母下二十三章二節、詩五十一篇十二節、百四篇三十節、百四十三篇十節、箴一章二十

三節、賽五十九章十九節、四十四章三節、六十一章一節、耳二章二十八、二十九節、路一章二節、太三章十六節、約三章三十四節、太十二章二十八節、十章十九、二十節、約十四章十六、十七節、二十章二十二節、徒二章四節、約六章五十八節を見よ

又(一)「ペルソナ」の性質を聖靈に附する所あり(イ) 知ること(哥前二章十、十一節)(ロ) 執意(哥前十章十一節、羅八章二十七節、徒十五章二十八節)(ハ) 情緒と感情(弗四章三十節、賽六十三章十節)
(二)又「ペルソナ」の働を之に附する所あり(約十六章十三節、羅八章十四、十六、二十六節、哥前十二章八至十一節)

(三)聖靈は人の働を受け容る(徒五章三節、太十二章三十一、三十二節)

(四)人代名詞を之に用ゆ(約十四章十六節)

(五)其「ペルソナ」は明に父と子の「ペルソナ」より別なり(約十四章十六、二十六節、十五章二十六節、太三章十六、十七節、哥前十二章四至六節、彼前一章二節、黙一章四至六節)

第二條 聖靈は眞に又適當に神なり

(一)聖靈は神と稱せられ(徒五章三、四節)

(二)神の性質之に附せられ(イ) 全知(哥前二章十、十一節)(ロ) 全能(路一章二十五節、羅十五章十九節、弗一章十九)(ハ) 至る處に在す(詩百二十九篇七至十三節)聖靈は至る處に信者を勵まし其心に宿る(約三章五、十四章十七節、多三章五節、約壹五章四節、哥前三章十六節、六章十九節、哥後六章十六節、弗二章二十二節)(ニ) 永遠(來九章十四節)

(三)聖靈は神の働を爲す(イ) 靈魂の再生(約三章五、六節、約壹五章四節、多三章五節)(ロ) 彼は聖經の預言者及記者を感化せり(彼後一章二十一節、彼前一章十一節、提後三章十六節)(ハ) 信者を死より甦らしむ(羅八章十一節)
(四)聖靈は神の榮譽を受く(太二十八章十九節、哥後十三章十四節) 神の子よりも大なる榮譽を求むるが如き所あり(可三章二十八、二十九節、太十二章三十一、三十二節)

第四項 其始の働

第一條 再生 (其始の働)

(一)再生の性質 其説明一にして足らず

(イ)新しき心と靈(詩五十一篇十節、結十一章十九節、十八章三十一節、羅六章四節、哥後五章十七節、加六章十五節)

(ロ)新しく生るゝこと(約三章三、五、六節、雅一章十八節、彼前一章二十三節、約壹二章二十九節、三章九節、四章七節、五章四節)

(ハ)暗きより光に遷ること(路一章七十九節、約八章十二節、九章五節、十七章三節、哥前二章十二至十四章、哥後四章六節、弗一章十八節、腓一章九節、西三章十節、約壹四章七節、五章二十節、徒二十六章十八節、羅二章十九節、哥後四章六節、弗五章八節、撒前五章五節、彼前二章九節、米七章八節)

(ニ)死より生に遷ること(約五章二十四節、弗二章一、五、六節、約壹三章十四節、羅六章十三節)

(ホ) 惡魔の王國より神即ち基督の王國に遷ること (徒二十六章十八節、西一章十三節)

是に於て我等、再生とは根原より變化することを知る、是れ品格の變化にして氣質の變化にあらず、新しき力も加はらず、一の力も押し潰さず、單に熱心にあらず、單に改新にあらず、單に情慾を捨つるにあらず、單に品格の發達にあらず、正に是れ新しき品格なり。情慾の重なる傾向變するなり、罪人始て神及總ての善を愛し撰び親しみ又喜ぶなり。此變化は聖靈の働によるものにて神に對する正しき行は總て之に伴ひ又此より生ず、實に是れ靈魂の聖化する始にして其起るや一瞬の間に在り

再生せざる人の状態は我等が罪の章に論せし如く、又保羅が羅馬書第一章に記するが如く神と分離するなり、他の人々と分離するなり、利己に陥り靈魂の不安心を來すなり。内慾容易に不信、怠慢、輕忽、不直、驕奢と相混する也、第三四世紀頃の羅馬帝國及佛國革命時代の佛國を見よ、其状態は正に其實例也

貪慾其心の慘酷と無慈悲と合して高利、虚偽、欺騙、強奪を生じ好奇常に其心に動て、唯新しき事をのみ求めて止まず (徒十七章二十一節を見よ) かく絶えず願望を有し外飾を求め喜樂を欲す。之を以て再生せざる心は、自ら己の獨立に、己の榮に満足す。即神を造物者として之に依頼せざる世界は又自ら其受造物たることを思はず、唯是れ榮と美の天地にして、自ら以て生あり、又生を與ふる力ありとし、宇宙を以て最も高き實在物とす。此思想よりして夫の單に世界の反射にして神の反射にあらざる宗教起る、之を以て近世の異教は此世の事をのみ追求め、神の支配に従ふを欲せず、時間も之を曲げて此世に限り之を其本分たる永遠とせず、斯くて衝突生じ懷疑絶えず

世界は利己的なり國も學術も技藝も其目的皆利己に在て、神を中心として神の王國を境遇とする境域外に働

けり、其間或は一身の自己を廣めて公衆の自己とし自己の國の爲、學術の爲、技藝の爲、命を捐つるものありれども、其働も甚だ狭くして尙利己の境域を離れず

再生の時此心一變して正しき至上の撰擇をなすの心となる此正しき至上の撰擇をなすことは新しき心の結果又行爲にして其原因にはあらず

此變化以前は全き性質徳義上の關係を神に有せず、神に對し、心靈上の美、心靈上の眞理、心靈上の勢力に對して多少盲目にして無感覺也 (約十四章十七節、哥前二章十四節、猶十九節を見よ) 又神に對して正しきを爲すことを好まず隨て神と良心に逆ふなり (羅八章五至九節)

再生の後には心能く心靈上の美、心靈上の眞理、心靈上の勢力を知て之を容れ殊に聖靈の恩化を感じ神を愛し神を撰ぶに至る至上撰擇の目的は常に信任して事ふべき「ペルソナ」にして得て有し且樂むべき物と性質と力と状態は其附屬の撰擇也」之に由て我等は、再生は品格即心の變化にして執意と撰擇を決する徳性の變することなるを知る、これ即聖書に所謂心なり、己れなり、中なる人也、此く語を用ゐたる例は (路六章四十三至四十五節、約十三章二節、徒五章三節、十一章二十三節、羅二章五節、十章十節、西三章二十二節、來四章十二節、太五章二十八節) にあり

第二條 再生の必要

此變化は救拯に欠くべからざるなり

第一証 己に論せしが如く、人の意識は神に背くものなるを以て此變化なければ神聖もなく、眞の悔改もなく、眞の信仰もなく、眞の赦罪も又救もなきなり

第二証 聖書は之を明言せり(約三章三、五、六節、羅八章七節、哥前二章十四節)

第三條 再生の眞實

(一)聖書は其眞實を確證す、上に記する所の引照を見よ(二)聖書は其結果を記して明に其眞實を示せり(西三章五至十節、弗二章)

第四條 此變化は神即聖靈の働に由て生ず

(一)神の働にして人の働にあらず(イ)聖經にて之を証す(詩五十一章十節、雅一章十八節、約六章四十四節、徒十六章十四節、腓二章十三節、羅九章十六節、哥前三章六至九節、約壹五章四節)(ロ)此場合の事實は又これ人間の弱き方法に由て成れる一大變化なることを証す(二)此變化は神の力の直接なる働に由て生ず(弗二章五節、雅一章十八節)(三)これ聖靈の特別な働なり(約三章五、六節、羅五章五節、多三章五節、哥前六章十一節)

第五條 方法を用ゆ

聖靈は直接に靈魂に働くを得、又恐くは時々新く働けども我等又其通例方法を用ゆることを信するの理あり、其の方法の著明なる者は神の語と其攝理なり(一)眞理は其方法なり(イ)聖經は之を証す(來四章十二節、雅一章十八節、彼前一章二十三節)(ロ)事實も亦之を証す、眞理も神の聖靈之を用るざれば人を悔改せしむる傾向なきこと猶正宗の劍も用るざれば人を殺すの傾向なきが如し、神の聖靈眞理を勵し之を用るに至て我等は始て靈魂の悔改を期するを得るなり、これ實に基督教と他教の一大差異たり、一は神の眞理にして其靈之を用ふるを得れども、他は人の教にして多少眞理を含まざるにあらねども誤謬少なからざるが爲、神の靈

之を用ゐて人を悔改する能はざるなり(二)神の攝理は數々罪人の悔改を促がせり、假令ば疾病患難等の時の如し、又聖靈は責め(約十六章八節)罪に定め(米三章八節、徒十三章九十節)争ひ(創六章三節)訓へ(尼九章二十節)道を傳ふる言を助け(撒前一章五節、彼前一章十二節)基督に導き(黙二十二章十七節)活しめ(約六章六十三節、羅八章十一節)又愛を神に致すなり(羅五章五節)

第六條 其感化の性質

(一)其感化力は通常よりも特別なり、通常の感化力は此に至らず、(二)奇跡的よりも超性的なり、更に心意の理法に抵觸せず、(三)抵抗する能はざるよりも、抵抗せざるなり(約六章四十四節)(四)其心は受動たると同時に又自動たり、(五)論理的に改心に先だつ、(第一証)聖經に由て之を証す(イ)羅八章七節、弗二章一、三、五節(ロ)罪人の悔改と改心は常に神の感化力に依る(弗二章五節、西二章十二、十三節、哥後四章六節)(ハ)總て之に伴ふ所の神聖なる感化力は神の感化力に基づく(來十三章二十一節、撒後二章十二節、彼前五章十節)(第二証)是れ其場合の性質より然か有り得べきことなり、我輩は已に再生は品格の根原的變化なることを見たり、(第三証)基督信徒の實驗は此説を堅くす、總ての榮光神に在れどの感情は新生したる心の悉く有する所のものなり

第七條 再生の即時の結果

悔改と信仰は論理的には再生に伴ふと雖、歴史的には同時に起り赦と義とせらるゝの感之に伴ふもの也(一)悔改 悔改は次のものを含む(イ)罪を確信し我等は神に對して深く己の罪を感ず、其感情は人々其度を異にせり(ロ)悔恨即ち痛く罪を悔ひ罪の爲に深く悲み、自ら卑し己れを惡むこと、是れ亦人に由て其度一

様ならず (ハ) 罪の爲に危険の感及罰と其危険を脱せんとするの望 (二) 限なく罪を離るゝの決心是れ心の變化なり、希臘語の (Metanoia) 也、此中 (イ) (ロ) (ハ) は眞の悔改なき時もあらん、眞の悔改は (二) を含まざるを得ず (哥後七章十節を見よ)

(二) 信仰 信仰は上に述べたる危険と必要の感を含む、救の信仰は心の状態にして其人の眞理を知るの智識の多少に關せず、假令へばアブラハムとパウロは眞理智識の多少に於て甚だ異なれり、然れども我等パウロの信仰はアブラハムの信仰より大也と言ふ能はず、シメオンとアンナは基督のことを聞し前已に信仰を有したり、此二人は其後新しき信仰を得ず只新しき智識を得しのみ、コルネリオの眞理に對し神に對する心の状態はペテロの説教を聞し前も後も全く同じかりしなり、惡鬼も眞理を知ることとは此の世の多くの聖徒に勝れり信仰に二種あり (イ) 智識の承諾即人或は物の眞理、假令ば地球其軸に運轉すること等を承け入れるとこれ救の信仰にあらず。惡鬼も亦信じて戰慄けり (雅二章十九節) (ロ) 信任し依頼し自己を委託すること此信仰は唯「ヘルソナ」に就て用ゐ、聖經の上には唯基督に就て用ふるものにしてこれ即ち救の信仰なり、意識の働なり、新約全書に記して基督に在りて信じ、或は基督に於て信するといふものは希臘語の (Pisteno) なる文字にして、又希臘語の (Eis) 或は (En) といふ前置詞常に其前に用ゐらるる其實例は (太十八章六節、可九節四十二節、約一章十二節、二章十一、二十三節、三章十五、十六、十八、三十六節、四章三十九節、六章二十九、三十五、四十、四十七節、七章五、三十一、三十八、三十九至四十八節、八章三十節、九章三十五、三十六節、十章四十二節、十一章二十五、二十六、四十五節、徒九章四十二節、十章四十三節、十一章十七節、十六章三十一節、十八章八節、十九章四、二十二章十九節、羅九章三十三節) に在り、此等の例

は皆希臘語にて (Eis) 或は (En) なる語を有せり。此前置詞なくして人を信することに用ゐたる例は (太二十一章三十二節、約四章二十一節、五章四十六節、四十七節、六章三十節、八章三十一節、四十五節、十章二十八節、十一章二十六節、徒八章十二節、十六章三十四節、二十七章二十五節、二十六章二十七節、羅四章三節) に於て之を見る。此 (Pisteno) なる希臘語の、託^{たく}ぬる等の義に譯されたるは (約二章二十四節、路十六章十一節、羅三章二節、哥前九章十七節、加二章七節、提前一章十一節、多一章三節) に在り

救の信仰は智識上の確信、即眞理の了解を含むと雖、唯是れのみは救の信仰に非ず。或は單に其親近する人が信するが故に信すると云ふに過ぎざることあらん、是れ唯他を信據するなり、或は又單に外證に基づくもあらん是れ推理的の信仰なり。此智識上の信仰に眞理の道德的承認を加へざるべからず、人此等の眞理が其理性と良心に合し其心の要求に應ずることを感ぜざるべからず、斯くして此 (Person) 或は此眞理に一身を委す是即救の信仰なり、凡そ基督を知るものに取ては基督は満足なる救主なることを信任し、意識の働に由て之を我等の救主とし、之に己れを託し心を開て之を受くるを救の信仰とは云ふなり (黙三章二十節、約十四章二十三節) 信仰は實に智識と應諾と信任を含めり即是れ基督を接くることなり (約一章十二節、西二章六節) 基督を執らへて之に身を寄するなり (來六章十八節) 基督に來るなり (約六章三十七節、太十一章二十八節) 基督に託するなり (提後一章十二節) ルーテル曰く「信仰は基督を知り固く之を保持して結婚の指環の寶玉を懷抱するが如く之を懷抱するなり」と、信仰は人に取ては義とせらるゝに欠くべからざるなり、これ無くんば赦さるゝこと覺束なく、これ無くんば神我等を義とし給ふ能はず「我儕信仰に由て義とせられたれば神と和ぐことを得たり」(羅五章一節) 此保羅の言と雅各の二章二十四節は更に齟齬せず、パウロの所謂信

仰は心の信任なり救の信仰なり雅各の所謂信仰は死せる信仰なり、悪鬼の有するが如き單に知識上のものなり（雅二章十九節を見よ）義とせらるゝとは負はすべきことを含めり（徒十三章三十八、三十九節、羅四章三至八節）神の靈は此變化を來すに大に與て力あり、靈魂は之に従ひ之と共に働き以て靈魂を靈に開き、以て信仰に由て基督を我物とし、終に其瞬間より神我等と共に住み我等の中に宿るに至るなり（黙三章二十節、約十四章二十三節）磁石の比喻を以て之を説明せんに、針は單に通常の鐵にしていつれの方角をも確かに指さず、然れども其一たび強き磁石の磁氣を受けるや常に北極星を指すに至る、人の心も亦改心の時新に會て有せざりし動力を受け常に神を指すに至るなり、又他の比喻を擧げんに新生は或遊星の一系統より他に移るが如く其引力一變するなり改心の前には自己中心たり、改心の後には神中心たり

第八條 再生したる靈魂の主觀的狀態

即ち靈魂と和し信仰に由て基督に合し聖靈の働に係る此變化の効驗

(一) 神と人と自己との平和（太十一章二十八節、約十四章二十七節、十六章三十三節、徒十章三十六節、羅一章五、六節、五章一節、哥前一章三節、哥後一章二節、弗二章十四、十六節、六章十五節、腓四章七節、西一章二、二十節、撒後三章十六節、彼前五、十四節、彼後三章十四節、默一章四節）
 (二) 喜 (イ) 我等總てに對する基督の大なる救の事業を見て (ロ) 聖靈に由て我等の改心赦罪及義とせらるゝこと (ハ) 基督に由て神と一致すること (ニ) 神と和合して働くこと (ホ) 基督に人を導くこと此喜の解明は（約十五章十一節、十六章二十四節、十七章十三節、徒八章三十九節、十三章五十二節、羅十四章十七節、十五章十三節、腓一章四、十八節、三章一節、四章一、四節、撒前二章二十節、三章九節、五章十六節、彼前一章

八節、約三章四節)を見よ。義とせらるゝことは神の方に於ては基督の贖罪に基し(賽五十三章、太二十六章二十八節、羅三章二十四、二十五節、五章九節、弗四章三十二節、約壹一章七節)人の方に於ては悔改と信仰に基す(可一章十五節、路十三章三、五節、徒二章三十八節、三章十九節、十七章三十節、二十六章二十節、可十六章十五、十六節、約三章十六、三十六節、徒十章四十三節、十六章三十一節を見よ)
 (三) 望 是れ即我等が得たる此喜樂と平和の状態は限無く繼續し、我喜樂は限無く増加して聖靈の富の樂絶へず増加して止まざることを確信することなり(羅八章殊に三十二至三十九節、五章一、二節、十五章十三節、加五章五節、弗一章十八節、西一章五、二十七節、哥後三章十八節、四章十七、十八節、多二章十三節、來六章十一、十八、十九節、彼前一章三節)

第九條 再生したる心の客觀的習用即愛

これ第一神を愛し又其品格に應じて他の活物を愛すること也(申六章五節、太二十二章三十七節、利十九章十八、三十四節、太二十二章三十九節、約十四章三十一、二十三節、約十七章二十六節、二十一章十五至十七節、羅五章五節、哥前八章三節、加五章六、二十二節、弗三章十七節、四章二、十五、十六節、五章二節、六章二十三、二十四節、撒前五章八節、雅一章十二節、二章五節、約十三章三十五節、十五章十二、羅十二章九、十節、十三章十節、哥前十三節、西二章二節、約壹三章十四節、四章七、十一、十二、十六、二十節)
 (イ) 此愛の性質 (一) 是れ有意的にして單に情緒にあらず、意識の動力を含み我等自ら撰んで神及總ての活物を愛するなり (二) 清廉なる愛なり、我等は自己の利益を得るが爲に人民を愛せず (三) 公平なる愛なり、己れの國に關せず又人の遠近に關せず (四) 隨て普遍的なり、我等は總ての人類を愛するなり (五) 實効の

る愛なり、我等は及ぶ丈我等が愛するものを助けんと欲す(六) 樂しき愛なり、何處にあるも常に神を愛して之を悦び如何なる時にも基督信徒の在る處には常に愛心を起すなり(七) 此愛は罪に反す、罪は利己なり愛の反對なり、愛は罪を惡む、罪は再生の性質に反せり(約壹三章九節)

(ロ) 此愛の種々の顯現 (一) 憐憫、慈悲、不幸を憐むの情 (二) 憐恤、憐憫の行、其者之を受けるに價なきときも、尙其苦を救助せんと欲すること (三) 正義、何を爲しても總ての善を計ること (四) 眞實眞理を愛すること (五) 忍耐、過及惡行を堪へ忍ぶこと、又失望を忍ぶこと (六) 溫柔、人の己に加ふる不義を忍耐すること (太五章三十八至四十八節、十一章二十九節) (七) 謙遜、人の己れを批評する時己れの品格及價值に應じて評定せられんことを願ふこと (八) 克己、私利を計らず又人の爲に害を受くを辞せざること (九) 卑遜己れを卑ふし基督の如く最と低きものを助くること、すべて上に述べたる顯現に關しては(太五章七節、路二十一章十九節、羅五章三至五節、十五章十三、十四節、哥前十三章四節至七節、加五章二十二、二十三節、弗五章九節、西三章十二節至十四節、提前六章十一節、來十章三十六節、十二章一節、雅一章三、四節、三章十七節、五章七、八節、彼前二章十九、二十節、羅十二章九節至二十一節) を見よ

第十條 再生したる心と再生せざる心の比較

(イ) 相一致する點 (一) 己れの幸を願ふこと (二) 他人の幸を願ふこと (三) 己れの不幸と他人の不幸を恐れること (路十六章十九節至三十一節の富める人とラザロの比喻を見よ) (四) 其全體の効驗を思ふて眞理の勝利を願ふこと (五) 正を嘉し邪と罪を惡むこと (羅七章二十二節を見よ) (六) 善人の品格に對して満足を感じること (七) 公義を嘉し之を悦ぶこと、假令ば大統領リンコンン及ガーフィールドを暗殺せしものを罰

せんことを願ふこと (八) 眞理と眞實を嘉すること (九) 外部の事業上の行狀、正直

(ロ) 再生したる心と復生せざる心の相異なる點 (一) 神に忠實なること、一は忠實にして他は忠實ならず、一は神を愛し他は之を愛せず、一は常に神に従ひ他は従はず、一は神之と共に在まし他は共に在さず (二) 一の心は多少利己主義の心にして他の心は多少博愛なる心なり、一は概ね激動によりて事を爲し他は重に主義によりて事を爲す、一の愛は私心を含み他の愛は私心を含まず、一の愛は偏僻にして他の愛は公平なり、一の愛は單獨にして他の愛は普遍なり、假令ば大饑饉或は火災或は地震起らんには世人大に之が救恤に盡力すべし、然れども夫の支那或は亞非利加の如き幾億萬の人民は常に暗澹なる不幸の生涯を送れども一錢の恩賜をも與ることなく、外國傳道事業之が爲に蔑視せらるゝに至る是れ私心を含みたる愛なり、人皆己れの名の爲榮の爲或は己れの市の爲國の爲には力を盡して助くる所あれども其全く自己に關係なき事には一錢も投せず、再生せざる心の感情は偏僻にして又單獨なり、夫の日本及支那に對する外國人の感情又は基督教國に於て傳道事業及宣教師に對する不信徒の僻見は此例なり

之に由て之を見れば一は常に正理に合し神の律法に従ひ博愛の主義に基けども他は大に感情と慾望と激動の左右する所となり、一は神の求め給ふ所と同じ目的の爲に生き他は多くは自己の爲に生き一は神と人と己れに對して平和の知覺を有し他は之を欠き一は人の爲に己を制し他は然せず(可十章四十三節至四十五節、哥後八章九節、腓二章五節至九節) 一は在ゆる罪に勝たんと勉め他は然せざることを知るなり

(ハ) 再生したる心と再生せざる心の善行の比較 (一) 再生したる心の善行は所謂新しき心新しき生れ新しき人として全く異なる心より出るなり(弗二章一節、四章二十四節、西三章十節) (二) 其目的亦異なれり、再生

したる心は單に一人若くは數人の福利の爲に働かず神と人と總てのもの、福利を計るなり、一は不忠の臣の行にして其心は王に忠ならず更に中心より之を尊敬せず又之に服従せず却て王の或る臣下に對して善行を表するなり、他は忠臣の行にして心より王に忠を盡し之を敬し之を愛し之に従ふを以て其最大の目的とするなり、此故に此二種の行は其客觀的結果と効驗即其善行を受くる人々に關しては同じからんも其主觀的精神及心狀意志決意は甚だ相異なれりとす、隨て神の之を見給ふときは其心の効驗も亦然らざるを得ざるなり

(二)我等又再生したる心と再生せざる心の惡行を觀察するときはその差異一層明かなるを見る、一は概して惡を爲し一は概して正しきを爲す一は概して惡き徳行をなし正しき徳行をなすこと稀なり、他は概して正しき徳行をなし惡しき徳行を稀になすなり。再生せざる心は罪を犯すとき其罪を惡み嫌ふて再び心之に向けざらんことを勉めず、再生したる心は之を惡み之を嫌ひ罪を犯せば痛く悲んで之を悔悟す、一は罪を犯すとき眞に基督に對して救と平和と喜樂を求むることを願はず、之に反して基督信者は罪を犯すとき其心先づ基督に向ひ罪を認はし哭き哀しみて救と平和と喜樂を求むるなり

(ホ)此變化は幾部分の變化にわらずして已に説きしが如く根原よりの變化なることは聖經全体の主意なり、聖經に此變化を記して新生、新しき人、新しき心、と新しき精神を得ること、死より生に遷ること、暗より光に遷ること、惡魔の王國より神の王國に遷ることと云へり、再生せざる心は肉の心とあり(約三章六節、羅六章十六節至二十二節、七章五、十八節、八章一節至十三節、三十四節至三十六節、約八章三十四節至三十六節、加五章十七、二十四節、弗二章三節、西二章十八節)又罪の奴とあり(羅七章十四節、王上二十一章二十、二十五節王下十七章十七節、彼後二章十九節)

第十一條 偽の再生即自欺の危險

(一)改悔の偽なることあり、即ち限無く罪を棄つるの決心無くして罪の確信、悔恨、自憎及危險の感を有することあり、ユダ(太二十七章三節至五節)及ベリクス(徒二十四章二十五節)の例を見よ、又一時罪を去るの決心あるも再び悔恨せざるを得ることあり(哥後七章十節)を見よ

(二)又偽の信仰もあり基督を救主とし之に身を托して之を信することなく、只智識上に之を信することあり、或は意識の決心、心の變化なくして唯智と情の方より心靈の活潑なる現象を呈することあり(太七章二十二、二十三節、約六章六十六節、約壹二章十九、二十節、太十三章二十節至二十二節)を見よ、我等此等の引用を見て平和と喜樂の單に智情より來るものあり、又改心の、激動より生じて主義に基かす心の正確なる變化に非ざるものあるを知るなり、是れ「リバイバル」の一大危險事とす、又疑も無く基督信徒と自稱して其實然らざるものあり、此の如き輩は愛を有すれども變幻常ならずこれ怪しむに足らざることなり(太十三章二十四節至三十節)を見よ

第十二條 改心の眞偽判決の徵証

但し人を審査し之を判決するにあらずして自己を審査するに用ふるもの

(一)眞の改心の徵証 謙遜 パウロは其一例なり(腓三章八節至十四節、哥前十五章九節、三章八節、提前一章十五節、加五章二十二、二十三節) 偽の改心の徵証 心靈上の傲慢即自負(哥前八章一、二節十章十二節、羅十一章二十、二十一節、加六章三節、彼後二章十節、猶八節)を見よ

(二)眞の基督信徒は心靈上の眞理に養はれ神と交はることを愛し、又祈禱會等を受す(約十四章十七節、

羅八章、哥前一章十節至十六節)を見よ。偽の基督信徒は辯論と益なき真理を愛す(哥前一章十四節、提前一章四節、六章三節至五節、提後二章十四節至二十三節、多三章九節)

(三)眞の基督信徒は基督の命と玉ひ又世界の要求するときは如何なる人ともなり何處にも行き又何事も爲すことを愛し、他のものは此精神を有せず

(四)一は基督の爲又人の爲に喜んで自己の方法計畫及財産を棄つれども、他は自己の方法等を遂げんことを望む

(五)一は自己の省察を喜び數々自己の欠乏を感じ、又一層生長し進歩し且有益ならんことを勉めて怠らず、他は我靈魂上の状態に安んじて其生長と有益を増さんことを思はず、又眞の自省を悦ばず、一は靈魂を基督に導んとて個人的の働を悦び他は一般の働を悦ぶ

第十三條 基督信徒の弱く且不活潑なる原因

其改悔深からず其罪を感ずる強からず其信仰堅からず(太八章十三節) 其愛強からず(路七章四十一至四十七節) 其平和と喜樂亦深からず隨てその益大ならず此輩は所謂棘の中に播かれたる聽者なり(太十三章二十二節)

薄弱なる信仰と愛と平和と喜樂は實を結びざる眞の原因にあらず、其原因は此等の下に伏す、是れ即ち聖靈の靈魂に宿ることの不十分なることなり、聖靈は我等の生命なり我等の力なり之無かりせば我等は何事も爲す能はず(亞四章六節、約十五章五節、腓四章十三節) 我等は毎朝我靈魂の戸を開き悉く窓蓋を撤し我靈魂の光なる聖靈を受け入れ各の室に靈魂の隅より隅まで之に満さるべきなり、信仰と愛と平和と喜樂は概して

強弱を共にするものたり、猶是れ同じ蒸氣の釜に通ずる數多の氣壓針の如く、或は機關室に在り或は船長室に在り又は運轉手の室にあるも其度殆ど相同くして一は十度を示す一は八十度を示すが如きことなし、又蒸氣の實力は水を温めて之を蒸氣に化する熱に在り、基督信者の實力は其靈に結合する神の靈に在り

第十四條 再生

此變化は任意的にあらず、又器機的にあらず、神の靈、動機を與へて強く心を感化獎勵し因て之を改悔に導き基督を信じて之に托せしむ、人聖靈と共に働くことは神の約束と命令に於て明かなりとす「信じて「バプテスマ」を受ける者は救はれ……」(可十六章十六節)「彼を接け其名を信せし者には權を賜ひて此を神の子と爲せり」(約一章十二節)「爾曹悔改めずば皆同じく亡さるべし」(路十三章三節)「汝ら翻へり翻りてその惡き道を離れよイスラエルの家よ汝等何ぞ死ねばけんや」(結三十三章十一節)「惡しきものは其途をすてよこしまなる人はその思をすて、云々」(賽五十五章七節)

然れども此變化は多く神の働たり、聖靈來て心に宿り罪あることを確信し強く良心を醒し強く總ての感情を勵ますと謂て可なり、斯くて聖靈我等の靈魂に誘因を與へ之に由て大に其力を表はし以て靈魂をして罪を悔ひ救主として基督に任せ神に従ひ聖靈を受けて之を其中に宿らしむるに至るなり、此時より基督我等の中に宿るは即靈魂の生命なり、神に結合したる靈魂の生命にして神我等の中に住み我等又彼に住むなり、此靈魂を開て神を受け罪を悔ひ又救主として基督に身を托することは唯是れ再生したる靈魂の第一の働にして再生其者にあらざるなり、靈魂は其未だ働かざるに先て己に働くの用意を爲す靈魂をして此用意を爲さしむるは聖靈の働なり、聖靈靈魂に臨んで之に力を與へ強く智と情と徳性を警醒振起し眞理及生涯の經驗の如き誘因を

用ひて靈魂を準備し悦んで此等の撰擇を取り聖靈を歓迎するに至るなり、此變化をなすものは意識なり、否
寧ろ意を定むるもの、氣質なり

我等歴史的には靈魂の働と靈魂が此働を甘んずるに至れる變化とを區別する能はず、然れども一は他の論理
的結果なり靈魂は強く靈の働を受るときは非常に活潑なりと雖、斯働かんとするときは尙之に抗し之を拒むの
力ある者也、靈魂と聖靈と共に活潑なり、然れども聖靈は限無き動力にして強き感化力と誘因を與ふるに靈
魂は之に服し之に従ひ之に伴ふなり(腓二章十二、十三節)斯くて二個の靈魂は全く同じく導かるることなし
是に於て我等は

(一)此變化は人の理性と徳性と相和して生ずると云ふを得るなり、理性確かに感情激し良心警醒し靈魂強く
其自由を知覺して神を撰んで之に従ふに至る

聖靈我等に道を備へ(約六章四十四節)主に在る兄弟の感化力を用ひ感動、事變、經驗を用ひ我等が意識の
全き或は幾分の獨立を用ひ遂に我等をして基督に従はしむるなり、而して此靈の準備の働は數年間續き常に
其力を増すことあり、聖靈は罪ありと曉らしめ(約十六章九節)我等を招き(羅八章三十節)我等の心を開
き(徒十六章十四節、路二十四章四十五節)我等を教へ(約十四章十七、二十六節、十六章十三節、太十六
章十七節)我等の心を新にし(多三章五節、羅十二章二節、弗四章二十三節、西三章十節)我等を洗ふて我
等を清むなり(多三章五節、約三章五節、哥前六章十一節、弗五章二十六節、默一章五節)斯くて再生は聖
書に記して舊るきを棄て、新しき人を衣、或は基督を衣るなど云へり(弗四章二十四節、西三章十節、羅
六章四節、十三章十二節至十四節、哥後五章十七節、加六章十五節、弗二章十節を見よ)

(二)此變化は單に道義上靈魂を獎勵する所の外部の勢力に由て來らず、外部の勢力と内部の勢力と相共に靈
魂に働くより來るなり、其變するものは良心にあらざ、其後にある所の自己即ち「ヘルソナ」(智、情、意)
にして其傾向と撰擇其時より變する也、改心以前は聖靈唯心の外より働き其心閉て之を受け入れず之を宿ら
しめず、改心して始めて其心開き之を受け之を宿して聖靈其靈魂の生命となり力となるなり(加二章二十節、
默三章二十節、弗三章十六、十七節、約壹四章十三節、約十四章十六至二十三節)を見よ。之に由て我等は
人が神と交り神と一致するを知覺するは其生涯の聖靈に依り神に在るの一大事實に基くと云ふを得るな
り、此故に宗教は唯神の王國、即神の聖靈の働く各個人の心の中の王國に於てのみ高尚にして正確なる宗教
たるを得と云ふべし、神は感情と知識に由て人を其王國に引かんとせらる、然るに宗教は神を撰び靈魂を開
て之を受け入るることにより始めて全く神を禮拜することとなり。假に例を設けて云はば、一恒星系の遊星が、
移て他の恒星系に入ることある時の如し其同じ重力の理法に従ふことは以前に異ならずといへども其伴隨す
る太陽は新しきものなり。之に由て之を見れば再生は靈魂の混々流れ絶えざる源泉の變じて清くなることな
り、改心は其變じて清くなりたる源泉より流出する水流なり。尙狭く此定義を約言すれば再生は靈魂の神に
對する模様の變化にして、改心は靈魂の神に對する變化したる模様なり、一は變するの働なり、他は變じた
る模様なり、然れども改心は單に靈魂の受働的變化と思ふべからず、再生したる靈魂は常に神に對し人に對
して活潑に愛を働かすなり、一は靈魂の變化にして其結果は絶えず正しき勤を盡すの有様なり、此有様之を
稱して改心と云ふ、再生は必ず改心に由て結果すべく、改心は又必ず再生に頼ると云ふを得べし、又改心
は論理的には再生に伴ふと雖も歴年的には之と同時たり

第十五條 再生したるもの神の預定の關係

神の目的は總ての事に渡るを以て又此の人の再生を改心にも關せり、神の聖靈に由て新になれる人々は永遠の始より神に由て撰ばれたるものなり

第一証 神の企圖は前に述べしが如く總ての事を含むを以て、又此事變をも含むなり

第二証 已に述べしが如く靈魂の再生は神の働なり如何なる事も神は時の始まり以前より之を爲すの企を有せられしなり(徒十五章十八節)

第三証 働の性質より之を見るも神の永遠の始より之を計畫せられたるを想像するの無道理ならざるを知るべし、他の働は其必要之に及ばず、凡そ神の他の企は皆之と離るべからざるの關係を有するなり

第四証 是亦觀察に由て明か也、神の企ならずして他の道理にては其人間に及ばず所の異なる効果を説明するに足らず

第五証 是れ聖書の教理なり(弗一章四節、五節、撒後二章十三節、撒前五章九節、彼前一章二節)を見よ我儕請ふ(Prognosis)即預知するの語を用ひたる例を檢せん(徒二十六章五節、羅八章二十九節、十一章二節、彼前一章二十節、彼後三章十七節)を見よ。又(Prognosis)の名詞として用ひたる例は(徒二章二十三節、彼前一章二節)に在り、是れ只神のみに關して用ふるものにして完全なる知識の義なり

(Proidzo)即「預定する」の用例は、徒四章二十八節、羅八章二十九、三十節、哥前二章七節、弗一章五、十一節に(Prothemi)即「決心するの例は(羅一章十三節、三章二十五節、弗一章九節)に、(Aieonai)即「己の爲に撰ぶ」は(撒後二章十三節、腓一章二十二節、來十一章二十五節)に(Oidzo)即「定むる」は路

二十二章二十二節、徒二章二十三節、十章四十二節、十一章二十九節、十七章二十六、三十一節、羅一章四節、來四章七節、(Ekegonai)即「己の爲に撰ぶ」(可十三章二十節、路六章十三節、九章三十五節、十章四十二節、十四章七節、約六章七十節、十三章十八節、十五章十六、十九節、徒一章二、二十四節、六章五節、十三章十七節、十五章七節、二十二節、哥前一章二十七、二十八節、弗一章四節、雅二章五節)(Ehaktos)即「撰ぶるゝものは」(太二十章十六節、二十二章十四節、二十四章二十二、二十四、三十一節、可十三章二十、二十二、二十七節、路十八章七節、二十三章三十五節、羅八章三十三節、羅十六章十三節、西三章十二節、提前五章二十一節、提後二章十節、多一章一節、彼前一章一節、二章四、六、九節、約貳一及十三節、黙十章十四節)に(Eidzo)即「撰び」は(徒九章十五節、羅九章十一節、十一章五、七、二十八節、撒前一章四節、彼後一章十節、彼前一章二十節、彼後三章十七節)に在り

第一問 人を永遠の生命に撰び玉ふことは其悔改信仰の有無に拘らず其救拯を確かむるや否や。然らず其悔改と信仰は又神の目的の中に含蓄すること(羅九章十一至十六節、十一章五節至八節、弗一章四節、提後一章九節、彼前一章二節)に明なり

第二問 或るもの、撰ぶるゝことは他のもの、救拯を妨げ或は疑はしくし又難からしめざるや。否然らず他人は猶誰れも救拯に撰ばれざる時の如く悔改と信仰に於て自由なるなり

第三問 撰ばれざるものも若し悔改信仰せば救はれるや。然り(路十二章八節、約三章十六節、四章十三節、十一章二十六節、十二章四十六節、徒二章二十一節、十章四十三節、羅九章三十三節、十章十一節)

第四問 撰ばれざるものも悔改し又信仰するを得べきや。然り是れ「能はざるに非ず爲ざるなり」と云ふべ

さなり

第五問 撰ばれざるもの實際に悔改又信仰するか否や。實際に之なし(約五章四十節)

第六問 何故神は尙多數のものを撰ばざりしや。之を熟知するは疑もなく我等の理性の外に在り、只我等は神其無限の力と智と愛とに由り救ふを得べき靈魂は悉く之を撰び之を救ひ給ふことを確信するのみ、此困難は疑もなく幾分か全く神と共に働くを欲せざる罪人の意識に在り、又疑もなく大に其の他の強き誘因行はれんには幾許の損害を道徳界に來たすべきや之を知るの難きに在りと云ふべし、神は賢く總ての力と誘因を用ひ給ふ、而して靈魂を亡すの責任は全く罪人に在るなり(太二十三章三十七節、路七章三十節、約三章十八、三十六節、提前二章四節、彼後三章九節)を見よ。人に對する聖靈の勢力は各の時各の處に在り(創六章三節、伯三十二章八節、賽六十三章十節、結十八章二十三節、三十三章十一節、耳二章二十八節、約十六章八節、徒七章五十一節、十章三十四、三十五節、羅一章十八節至二十節、二章十三、十四節、十章十二、十三節、加五章十六、十七節)此等の引照を以て之を見れば神は如何なる靈魂の滅亡も悦び給はざるや明かなり、神は總ての被_レ救を願ひ、又總ての爲に十分之れを願ひ給ふ故に我等遁_レ辭_レる能はざるなり、神は全宇宙の福利と衝突せざる以上は各の靈魂救拯の爲に全力盡して惜まず

神は總てのものに良心を興へて正しきを爲し惡しきを爲す勿れと告ぐ、神は總てのもの、爲に天然に己れを現はせり、神總てのものに代て死する爲基督を降せり、神は總てのものを勵す爲聖靈を興らる、蓋し神は爲得丈は既に斯く爲給へり(太二十三章三十七節、箴一章二十三至二十六節、代下三十六章十五、十六節、耶二十五章四節至七節)

第七問 人は各々救に撰ばるゝか

我等之に答へて云ふこれ聖書全體の主意なりと(出三十二章三十二節、腓四章三節、默三章五節、十三章八節、二十章十二、十五節、二十一章二十七節、廿二章十九節)然れども之に反して如何なる靈魂も各撰ばれて永遠の死に至ることを明言するの章句あるを見ず(太二十五章四十一節)の句は消えざる火は人の爲に備へられず惡魔の爲に備へられたるを示せり、(又羅九章十七、至二十三節、彼前二章八節、默十三章八節)彼得書に希臘語の(Εθνημι)なる語は撰まれたる意に非ずして定められたる意にて用ゐらる、猶太書四節には前以て書き、或は知らずの義なる、(Prophapho)の用ゐらるゝを見る。撰ばるゝとは聖書に於て常に喜ぶべき事たり(羅九章十至二十四節)の章句は之に關して熟考すべしとす、千八百九十年七月刊行の(The Bibliotheca Sacra)四百九十一頁より五百六頁の間に此章句を詳論せり、余は之に由て大に其深意を解するを得たり、茲にパウロはヤコブとエサウが其生れざる前一は神に撰ばれ一は神に斥けられたることを述べて十四節に「然らば我儕何を言んや神に不義なる所あるや有ることなし」と問を起し直に十五節に移れり、十五節は「われ矜恤んと欲ふ者を矜恤み」なるべからずして寧ろ「われ矜恤み得るに足る者を矜恤む」なるべきなり、左すれば是れ聖書全体の主意にかなふなり(結三十三章十一節、提前二章四節、彼後三、九節)又これ希臘語の(Αβ)が假定法の此の働詞と聯帶して自ら有する主義なり(其哥前十六章二節、加五章十七節)を見よ。又希臘七十人譯の(王下八章一節)「汝の寄寓り得る處に寄寓れ」(同上母上二十三章十三節)「其ゆさうる所にゆけり」を見よ。次で十六節は通例「されば願ふ者にも趨る者にも由らず惟めぐむ所の神に由れり」とあれど、宜しく「されば願ふことにも熱心に急ぐことにも由らず、めぐみを彰し給ふ神に由れりと讀むべし、又十八

節の「されば神は憐憫んと欲ふ者をあはれみ剛愎にせんと欲ふ者を剛愎にせり」は「されば神は憐憫んと願ふ者に憐憫を彰はし剛愎にせんと願ふ者を剛愎にす」と讀むを宜しとす、希臘語の動詞 (Theleō) の用例は、(可九章三十五節、路五章三十九節、八章二十節、十章二十四節、二十章四十六節、哥後十一章十二節、十二章六節、加四章九、二十、二十一節、提前一章七節、約七章十七節) に在り

我等の己に見し如く聖書全体の主意は、神は如何なる靈魂も其死を願はず總て變じて生命に入るを願ふことを示せり(結十八章二十三、三十二節、三十三章十一節、哀三章三十三節、提前二章四節、彼後三章九節)を見よ。羅馬書の此章句は神の語の全主意と調和して之を解するを可とす

又二十二節は「もし神罪に對して怒を彰し其あらはし得べきことを示さん爲に滅亡に備はれる(神備へずして自から備ふなり) 器を永く耐忍ぶことをなし」とするを得べし、希臘語の (Prothution) は力の義にあらす (Dynamis) と云へる動詞より來りしものにて爲し得べきことの義なり、抑 (Dunatos) と云へる語は新約全書中三十五回も用ひらる此所の外は力と譯せられたる所なし、太十九章二十六節「能はざる所なし」太二十四章二十四節「欺くことを得ば」太二十六章三十九節「若しかなばば」可九章二十三節「なし能はざることをなし」可十章二十七節「神は能はざる所なければなり」可十三章二十二節「欺くことを得ば」可十四章三十五、三十六節「若しかなばば」凡の事能はざるなし」路一章四十九節「それ權能を有ちたまへる者」路十四章三十一節「適すべきや」路十八章二十七節「神の爲し得る所なり」路二十四章十九節「行と言に大なる能ある」徒二章二十四節「つながれ居るべき者ならざれば也」徒七章二十二節「言と行とに力あり」徒十一章十七節「神に逆ふことを得んや」徒十八章二十四節「聖書に達したる」徒二十章十六節「彼れ成るべくは」徒二十

五章五節「汝等の中權威あるもの」羅四章二十一節「必ず爲し得し」羅九章二十二節「其力を示さん爲に」羅十二章十八節「爲し得べき所は」羅十四章四節「神は能く之を立て得ればなり」羅十五章一節「されば我等強きものは」哥前一章二十六節「力あるもの多からず」哥前九章八節「神は……與へ得るなり」哥後十章四節「神に由て力あり」哥後十二章十節「我れ……強ければ也」哥後十三章九節「汝等強きときは」加四章十五節「若し成し得べくば」提後一章十二節「彼……守ることを爲し得るを信すればなり」多一章九節「折かんが爲なり」(折き得るが爲なりと譯するを可とす) 來十一章十九節「神は甦し得ると」雅三章二節「置き得る」默六章十五節「勇士」此等三十五の用例中其二十五は「能ふ」「得る」の類に譯せられ九は「力」「強さ」「爲し得る力あるもの」等に譯せらる、然るに何故此羅馬書九章の場合に限り力と譯さざるを得ざるか、我等寧ろ之を他同様に譯して「其爲し得べきことを示さん爲に」として以て罪の恐るべきを彰はし、從順の價值を示し、而して神の榮を表さん爲に、惡人をも用ゆることを教ゆるものとなさんとするなり

第八問 神の預知と其預定との區別如何 神は直接に、或は他の道義性を備へたるものと共に働いて成し遂げんと欲する事は預め之を定めらる、神の預知とは自ら爲さんと欲する事と又爲さんと欲せず、又爲すことを助けんと欲せざること、即ち惡しきものが神の助を假らずして自己の自由の意識を爲すこと、を含めり、此二者を區別して自動的預定及他動的預定と云ふ、人其決斷を撰ぶ神之を知るが故にあらす、人之を撰ぶが故に神之を知るなり、神の預知は此等の行の記號にして其原因にあらす、徒四章二十七、二十八節に於て「口 デ ポ ン テ ヲ ビ ラ ト 異 邦 人 及 び 猶 太 人 は 神 が 前 以 て 爲 さ る を 得 ず と 定 め 給 ひ し こ と を 爲 せ し か 否 然 ら ず、若し然らんに神の力之に與かりしなり、然れども唯是れ出來せざるこのみ、これ (Polo) 即ち爲すにあ

らずして (Ginomi) 即出來するなり、神の人を導て事を爲さしむると唯他動的に之を爲すを許すとは其間大なる差異あり、又神の方より考へば預定と預知の間にも區別ありや否やは知りがたし、如何となれば他を含めり即ち無限の方と智を備へたる造物主に於ては預知の中に預定を含むなり蓋し是れ萬物の創造は儘に某の行、某の事變を生ずることを預知すれば、神の此企圖に隨て創造するの決斷は正に是れ預定なればなり、又斯の如く預定も亦預知を含めり、神の心には一有て一無き能はず、然れども之に由て神は直接の誘因を用ひて道義的汚物を導て惡をなさしむるとは思はれず、其預定は神の依て以て正しきを爲す所の總ての誘因を用ふることも齟齬せざるなり

無限の心は、事變の無限の數と總て其種々の關係其効果原因及情狀に於て一個の永遠の企圖在て之を貫くを知也、(太十章二十九、三十節、徒十七章二十六節、弗二章十節、腓二章十三節) を見よ、又(弗一章十一節) には「其意のまゝに」とあり、又(徒二章二十三節及四章二十八節) には神の定めし旨などあり

第九問 人を永遠の生命に撰ぶの理由如何 所謂「ソツブララプサリアン」派の説く所によれば、人は一部の人類が救を得るの機回を來たすが爲に罪に陥ることを定め給ひしとし「ソツブララプサリアン」説によれば罪に陥ることを許せし後、又救ふことを定むとする故兩説共に非なり、神の企圖は一にして更に後に生ずる事變に關せず、總て之を決定するの理由ありて存す、偶然の變事決して其間に生せず、又「ソツノス」派の説によれば、神の預知と預定は間接に又直接に唯其行爲に關すとし自由なる德義的活物の執意的行事の預知と預定を拒み「アーミニオス」派の説は、神は自由性を備ふる者の執意的行爲を預定せざれども萬事を預知すとし「カルピニスト」の説は神之を預定したるが故に總ての事變を預知すとし、總ての道義的活物の自由行

爲即罪行及正行をも含蓋せり、此後の二説の中庸には恐くは眞理あらん、神は道義的活物の罪行を預定して之を奨勵せざれども之を預知するなり「アーミニオス」派の説によれば人、神の助無くば正しきを爲す能はず、基督衆に代りて死し十分なる恩寵總てに加へられたれば人各其の爲すべきの事をなすを得、罪人之と共に其力を働かして始て此十分なる恩寵力を呈するなり、又「カルピニスト」の説によれば、人は總て靈魂上に死したるものにて再生の前は神に向ひて全く何事も爲す能はず、唯聖靈の働は靈魂を活かすに於て唯一の力ある原因たり、而して信者の救の源は神の撰びなり「カルピニスト」の説によれば神の救ふ爲に或部分を撰び他を撰ばざるはこれ唯其御旨によるなりとし「アルミニオス」の説によれば神は救ふ爲に某の數を撰べども其改悔して信するを預知することは寧ろ其之を撰ぶの理由なりとす、余は又茲に兩説孰づれも正しからず真理は其兩極端の間に在るを見る、神の人を撰ぶは單に其御旨のみによるにあらず、又單に預知のみによらざるなり、我等は神の撰は決して不公平にあらず、即福利及十分なる道理なきに一を撰び他を排することなく、又任意的にあらず即總ての福利を考へず唯其意識によるにあらず、又單に改心に先だつ徳性の預知の差異にも基づかざることを信するを得、數々或る人の改心には他の人より多くの方便を用ひられ多くの靈の働加はるが如きことあり、又決して改心せざるものを動かさんとて他のものを改心せしむるに足るより遙に多くの方便の用ひらるゝが如き形迹あるを見る (太十一章二十至二十三節) 又我等は撰ばれたる者の改心の、萬有全体即神、天使人間に及ばす所の善き影響と撰ばれたる人其者の實價とは其撰ばれたる理由なるを信す、撰は道徳政治の最も賢き管理に由て神が或るもの之を信じ或るもの之を信せざるを預知することと稱すべし、換言すれば總ての福利は撰の理由たり、神の榮總て造られたる活物の一般の福利及撰ばれたる人の福利

是れ即撰の理由なり、パウロ、ルーテル或は新嶋氏の例を取れ何故アブラハムは撰ばれたるべきか、何故ヤコブはエソウの上に撰ばれたりしや、何故ユダは其兄弟の上に撰ばれたりしや、何故ダビデは其兄弟の上に撰ばれたりしや、何故基督は群衆の中より弟子達を撰ばれしや我等は十分に其の何の故たるを知る能はず、然れども其宇宙全体の福利を來たすことは疑も無く其理由の一たるべし、前に言ひしが如く、神は總てを愛し喜んで總てを救はんと欲し又總てが悔改して信仰せば之を喜ぶなり、神は總てに與ふるに良心を以てし然の光を以てし總てに代て死する基督を以てし總てと共に働く所の聖靈を以てせり、神の各人の爲に計るや至れり盡せり、若し之にて救はれずとも云ひ避ること能はざる程なり、神は某時に於て他時に見るべからざる心靈上の特惠を某國民に加へ又某時に於て他時に見るべからざる心靈上の特惠を某國民に加へ又某時に於て他時に見るべからざる心靈上の特惠を某地方に又某人々に加へ、此等國民に社會に一個人に加へられたる特惠の結果として多くの靈魂之無くば救はれざるべきものが救はるゝに至るなり、神は斯くの如く此等の特惠を加へ其結果として多くの靈魂救はるゝことを預知預定せり、此等の靈魂の救は此等の特惠を加ふるの重なる目的なり、神の此等の時、場所又人々に特惠を加ふることを決するや之に由て救はれて永遠の生命に至るべき人々を撰びしなり、然らば何故神は此等の時、場所又人々に特惠を與ふることを決せしや即何故に他人よりも此等の人々を永遠の生命に撰びしや(一)神の榮の爲に(二)之に由て救はれたる人の福利の爲に(三)神の斯くして之を悔改と信仰に導くを得ることを見しが故に(四)神は其道義政治の最も賢く最も良き管理に於て、又最も賢く最も良き方法に於て其權内の方便と誘因を用ひ終に全體に最大多數の最大福利を計るに至るべきことを知りしに因る。斯く或るものに特惠を與ること即神の丁戊巳は永遠の生命を撰ばざるを知りつゝ、甲乙丙に之を撰ぶの道を開くことは、其の甲乙丙に此特惠

を加ふることをせず又丁戊巳が悔改信仰せざることを知らざりしに比して、其丁戊巳に殘忍なること幾等なるぞ、と云ふか、否決して然らず神、人の悔改信仰せざるべきことを知れりとして如何で其人の悔改し信仰する能はざることを來さんや、元來各人の不改心は其ものの意識に基づくなり、これ單に其の欲せざるが故なり其人自ら、己れは其良心の命令とし聖靈の導に従ふの力あることを知覺し、又斯くて之に従はざるものは自ら之に従はざるを決心するに由ることをも知覺す、然ば神が永遠の始より如此人には到底其意識に反對するものを排斥するに足る力を加ふる能はざることを知ることは、決して之をして悔改して救に入る能はざらしむる者と云ふべからず、能はざらしむるとは更になく慥かなることあるなり、即其人の爲さずと決心せるは慥なり、神は唯之をせざるを知る

然れども此慥かなることは二事に依る、即ち第一罪人の意識に於て絶へず悔改すまじと決心すると、及び第二神に於て罪人の意識の決心を壓するに足るの勢力を用ゆる能はずと決心し給ふこと是れなり、何時にても罪人其決心を變じ悔改して神に向ふときは神の靈之を助けて働き其者救はるゝに至るべし、罪人心に此意識の力を有することを知覺す、故に救はるゝことは到底能はざることなりと云ふを得ず、人各其心中に此意に入るの力を有す、其救はるゝと救はれざるは恰も神の企圖之に關せず其結果如何を知り給はざるもの、如く唯其人の決心に在るなり、若し人は悔改の力を有せず其心は單に他働的の器械にして神來て之を再生せしむる迄は何事も爲す能はずとせば其結論は正に前論の反對にして我等は又撰ばれざるもの、救はあるべからざるとなりと言ふを得べし、然れども余は此説を取らず其の聖經にも又道理にも適せざるを信するなり、總ての者悔改し信仰し又救はるゝを得ることは明に聖經に説けり、其誘導と約束を見よ(賽四十五章二十二節、

五十五章一節、約三章十五、十六節、七章三十七節、默三章二十節、二十二章十七節)之に由て或る者の永遠の生命に撰ばるゝことは其自由性に衝突せるなり、神は之に自由性を賦與し十分に之を働かせば救に入るべきことを先見して之を救はんと決定し給ひしなり。救拯は全く各の靈魂の撰擇に任して神は更に之を知らざるもの、如し

第十問 神人を剛愎にするとは如何なる義ぞや(約十二章四十節、羅九章十六至十八節)を見よ、神は其罪の結果又罰として罪人より恩恵の勢力を奪ひ之を其自己の勢力及惡魔の勢力に委す(羅一章二十四節)

第十一問 我等は如何に撰擇の教理を説教すべきや 是れ神の深奥なることの一なり、其哲理を説教するは益多からず(申二十九章二十九節)パウロが羅馬書第八章に説きたるが如く、其の事實を説教して可也、先づ神は總ての救を願ひ又悔改して基督を信するものは皆神の憐かなるが如く憐に救に入るの事實を述べし(羅八章二十八至三十九節)

第十二問 我等は如何にして神の主權の教理と祈禱を調和するを得るや

我等聖書を通觀して人神に祈禱を捧ぐるるとき神直に之を聴き玉ふことの其全体の主意なるを知る(但九章三、四、二十二、二十三節、十章十至十三節)を見よ、然るに此祈禱と其應答は神の永遠の預知と企圖の中に在り、我等は如何に之を調和するを得るや

(一)神は我等の祈禱に關せずして應答を與へんと定め玉はず我等の祈禱に關して之を與へんと定め玉ふ、若し我等祈らざれば其祈禱と應答は神の預知と企圖の中に含まず、我等の祈ると祈らざると又應答を得ると得ざるとは共に我等の掌中に在て全く神の預知と企圖に依らず

(二)神は事變の連續を知らざるを得ざるに、神には我等の如く過去と現在と未來とあらず、神の存在は一の永遠の現在の如し、故に神の方よりいへば神現在に於て祈禱を聴くといふべく預知と企圖の論に於て已に述べしが如く、アダム、ノア、アブラハム、ダビデ、パウロ、ルーテル及我等の祈禱は皆神其企圖を造りしとき其前に在りしものにて神現在に之を聴き現在に之に答ふるなり、神は永遠の始より其企圖をつくりしときも其之をつくりしや捧げらるべき各の請願に無關係ならず、之をつくりし時其請願早く已に神の眼前に在りしなり、然れども我等は神の企圖を知らざるが故に祈ると祈らざるは恰も神更に企圖を有せざりしが如く、我等の自由に在り、而して我等祈ると祈らざると又其應答を得ると得ざるとは神企圖を有せざりしが如く我等の掌中に在り

(三)故に我等神の企圖の祈禱に關することを考ふるるときには大に憚る所あるなり、何となれば我等の祈禱は永遠の始より神と共に在りしを以て神單に捧げられたるとき直に之を聴くよりは好き應答を與ふべければなり、神已に永遠の始より我等の爲に最も良き應答を與へんと用意す、我等深く之を考ふるるとき此教理により憚を得ること少なからざるは怪しむに足らざるなり、若し神に預知の力なく唯人の如くあらんには前以て我等の祈禱を知らざるべく、前以て其應答を用意する能はざるべし、隨て唯偏僻なる應答を與ふるの恐れあるべし神の幾世紀間増長し來りたる罪を脱せんとする叫聲の中にアブラハムを呼び又幾百年間基督に由て無限の應答を與ふるを得しことは全く神始より之を知りたればなり、又神の「キャプテン」ペンヌ熊本連中、「アメリカンボールド」と其宣教師及ハリス氏を起して新島氏に盛なる應答を與ふるを得たるは全く神の永遠の始より氏の祈禱を聴きたればなり

第五項 其活動、信者の神聖に成ること

第一條 神聖になること即完全に神聖になることは進歩的の働なり

(可四章二十六至二十九、三十一節、約十七章十七節、弗四章十三、十五節、哥後七章一節、撒前五章二十三節、撒後一章十一、十二節、彼前二章二節、彼後三章十八節、來十二章十、十四節、箴四章十八節)

第二條 神聖になることは基督の贖罪に因る

(來十章十節、十三章十二節、哥前一章二、三十節、六章十一節、弗五章二十五至二十七節)

第三條 之を來するものは聖靈なり

(羅八章十三節、十五章十六節、哥前二章十三節、三章十六節、六章十一、十九節、哥後三章十七、十八節、弗三章十六—二十節、撒後二章十二、十三節、提後一章十四節、彼前一章二、二十二節)

第四條 神聖なることの度

是れ全く神、聖靈として各の信者の心に臨み絶へず、又十分に之に宿るに因るなり(約十四章十六至二十三節、十五章四至七節、十七章二十三節、哥前三章十六、十七節、六章十九節、哥後六章十六節、黙三章二十節)

完全とは聖書に於て常に全く罪なきの義に用ひず、數々全く神に屬することを意味す(哥前十三章十節、西一章二十八節、雅一章四、二十五節)又誠實率直の義に用ひ、ノア、ヨブ、ダビデは完全といへば罪なきの義に非らず、太五章四十八節の「爾曹も完全すべし」と云へるは基督に在て完全なるの義なり、又清むるは

殿堂の机及器具が清め別たれしと云ふが如く或る目的の爲分ち置くの義に用ひ、神はメデア人を以て其清め分ちたるものとす、賽十三章三節を見よ、又約壹、三章九節を一章八節、二章一節に比せよ。基督信徒の生涯を戦に比する所少なからず(哥前九章二十五至二十七節、哥後十章三、五節、加五章十六、十七節、弗六章十一至十七節、提前六章十二節、提後四章七節)基督は其弟子達の猶完全ならざるを思ひ之が爲に祈れり(約十七章十七、十九節)パウロも亦然り(撒前五章二十三節及來十三章二十一節)を見よ、又古來教會の祈禱は常に此所見に合せり(詩百十九篇、列上八章四十四至五十一節、傳七章二十節、箴二十章九節、約壹一章八節、腓三章十二節、四章十三節)

神は各の信者が十分に神聖になる爲に備を爲せり、唯問ふべきは如何斗り神は與へんとするやにあらすして如何斗り各の靈魂が受けんとするやに在りて其關係復生に異ならず、復生は人の力に係らず復生したる靈魂其神に宿り神又之に宿るが故に、永く神を愛すると云ふが如き變化にあらす、換言すれば再生は生きたる神の、靈に入ること即罪人の死せる靈魂に永遠の神の生命の宿ることにしてパウロの(加二章二十節)に「我れキリストと偕に十字架に釘られたり、もはや我生るに非ずキリスト我に在りて生るなり」と云ひ、又西三章三節に「夫れ汝等は死し者にて其命はキリストと偕に神の中に藏れおるなり」と云ふか如き有様なり、此の如く神聖の増長即神聖になることも、亦單に生ける神其靈魂に宿り、絶へず其宿ることを知り、絶へず十分に自己の意識を棄て、御の心中に在し給ふことを思念し靈魂に力を加へ恩寵を増すのみにあらずして、新生命に入る也、而して此新生命は我等と共に住む神より離れては全く我等の生命に非ざれば我等は之が爲に誇を得ず(約十五章四至七節、十四章十六至二十三節)を見よ、我等は全く神聖ならざるを得ず、我等は神

の靈我靈魂の室内に入り來るとき之を各室各院各隅各角に導かざるを得ず、我等は全く自己を藏し自己を亡くし神の生命我に入て復た自己を思はざるに至らしむべし。或基督信者は或は此の如きの瞬間、時間、日又週間、ありと云はん、去れど余は此生涯に於て常に全く自己を基督に藏せりと云ふと能はず、特に罪人の前に在らずして、無限完全に、限なく清潔なるエホバの前に、夫のバウロの（提前六章十六節）に所謂「近く」ことを得ざる光に在らず」神の前に立て、一點の利己も我靈魂のいづれの隅にもあらず、罪の習慣不潔の情慾更に迹を絶て己れの鈍き眼と人の淺き見えにては何の罪惡何の不潔をも見すと斷定するを得んや、又神の眼が何の欠點をも見ざるべしと斷定するを得んや

余は神の前に立ち神に見らるゝ如く余も神を見、神に知らるゝ如く余も神を知り、靈と体と限なく救はれ新にせられ又神聖にせらるゝ迄余は決して之を斷言せんことを望まず、余は唯詩篇の記者と共に「目さむるとき容光をもて飽足ることを得ん」（詩十七篇十五節）と云ふを得るのみ、夫の靈体を取て直接に神聖なる三位一體即ち父と子と聖靈に交り、又完全に神聖なる活物に交る時且惡魔の力は閉ぢ出されて又元の勢力なき處には、無窮完全と神聖とあらん、然ども我等基督信徒の大目的は其靈魂全く聖靈を受けて罪を犯さるゝに至ららずして寧ろ基督我等と共に在りて罪の其間を離さんとすることなく最も微かなる誘惑あるを悟るも直に主に向て赦と平和と喜樂を求め決して基督より離るゝの思を抱かざるにあり

基督信徒の所謂完全即神聖とは常に絶えず神聖にし保護する所の救主として基督を信じ、又靈魂に宿る所の力として聖靈を信するの働なり、ペテロの海上を歩みし事實は以て之を解明するに足るべし（太十四章二十二至三十一節）ペテロ基督に目を注ぎし間は沈まざりしなれど、浪の激するを見しや直に沈みかゝりたり、

之に關して基督信徒の感となること四點あり（一）我等に顯はれし榮（羅八章十八節）（二）聖靈我等の荏弱を助く（羅八章二十六節）（三）凡ての事は神を愛する者の爲に悉く働きて益をなす（羅八章二十八節）（四）何も基督の愛より我等を絶らせんものなし（羅八章三十一—三十九節）聖書に於て聖靈と其働を表はすの表號を見て我等は其の人に對する働の度を異にするを見る、第一に聖靈を表はすに風或は呼吸の義なる語あり、約三章八節）を見よ、希伯來語の（Ruah）及希臘語の（Pneuma）は聖靈を表はす語なるが共に呼吸、空氣或は風の義を有す、空氣又微風は到る處に行く、斯くの如く神の靈も到る處に力を呈する也、即總ての人に働くなり、然して第二に水を以て表はすことあり、水は唯水道を経て行くものなり、斯の如く神の靈の特別な再生の勢力は唯開て之を容るゝ心に働か之に新生の力を加ふるなり、（約三章五節、徒二章十六至十八節、耳二章二十八節、弗五章二十六節、多三章五節、來十章二十二節）を見よ、又（約四章十四節、七章三十七至三十九節、結四十七章一至十二節、默二十二章一、二節）を見よ、次に又火の表號を用ひたるは（太三章十一節）と（徒二章三節）の「ペンテコステ」の日使徒等が惡験を得たる處に在り蓋し火には清め柔げ又活すの力あり、石灰石も火の力に由て石灰となる火は又他物に熱を與ふるなり、斯の如く最も活潑に最も十分に聖靈を受け容るゝ心は最も清くなり又他物を熱め之を溶かすの力となるなり、我等勉めて此聖靈の光臨を祈らざるべからず

第五條 基督教徒の生命の生長を助くるもの

一 我等は能く信仰の基礎を顧みること

（イ）基督教の生ける本元真理を研究して出来る丈疑を晴らすべし、然れば拒絶説或は不可識論は決して世

界を動かさざらん疑は何の實も結ばず疑は冷かにして勢なし、若し疑を蓄養せば死を來たすなり、固より或る點に關しては疑を抱き或は不可思議となすを可とする所われども、基督教の大なる本元真理に關して疑を抱くことは其害甚だ大なり、疑は罪にあらざる然れども之を蓄へ之を養へば終に何の實も結ばずして死を招くに至らん、何人も基督教を研究せんには疑を経るべきは避くべからざるの事ならん、然れども成るべく速に疑を経過し之を背後に残すことよけれ

若し我等基督教の本元真理に關して疑を抱かんには決して求道者を助くる能はず、又自己の進歩にも大に妨害を來さん世界の大きな心靈上の役者は強き信仰の人なり疑なきの人なり

固より他に要用なる點あらん、然れども次の五點は我等の是非疑を解かざるべからざるものなり

(一)神の存在活ける愛なる「ベルソナ」なる神なり、我等の天の父あることは我等の十分に知り十分に確信すべき事なり

(二)聖書は神の語たるを信じ我等が之を用ゆる猶基督及パウロが之を用ひしが如くならざるべからず、然らずんば我心は餓え我等は實を結ばずして止まん

(三)基督の神たること(太十六章十六至十八節)に於てペテロは基督に答へて「爾はキリスト活る神の子たり」と云ひキリストは之に對して「我が教會を此磐の上に建つべし陰府の門は之に勝つべからず」と云へり、基督の神たることは千八百年間教會の基礎たりしなり、此動かすべからざる磐石は又基督教の基礎となりて世の終りに至らん

(四)基督の贖罪、我等は基督の我等に代りて苦死し我等之に由て我等の罪より救はるゝの大事實を信せざる

べからず

(五)罪を悔ひ基督を信じ聖靈に由て復生し基督と限なく活ける結合を保つこと

我等は總て此等の點に就て、悉く十分に知ることは必要にあらず、これ皆無限の問題なり、我等は十分に之を知り盡くす能はず、又我等は此等に關して同じ理論を保持することも必要にあらず、然れども我等が此等の大事實を信すべきことは極めて必要なり

此等の點は己に神の真理の活ける基礎たるが故に之に關する理論は不完全なるも疑なく之を信するを得ば遙に夫の最も完全なれども尙疑を存する理論に勝るなり、我等若し確實に此等の大事實を信じ之に關する不完全の理論を保持するを得ば或る實を結ぶに至らん、然れども理論最も完全なるも此等の大事實に關して疑を抱かんには其實を結ぶ誠に少なからん

(ロ)我等の基督に對する信仰は單に智と情とによるのみならず基督を我等の救主とし贖主とし常に活きて我等をどりなし給ふものとし之に對して活ける信仰を有することを確信せざるべからず

(ハ)我等は聖靈を我心に受け容れ之を心に宿すことを確信せざるべからず

二 神の語を讀み之を勉強して心の糧とすべし、猶食物が肉體の爲に必要なが如く、靈魂の食物も亦靈魂の爲に必要な靈魂の糧を得る法は聖靈の光を以て聖書を研究するに在り此法に由て聖書を研究すれば靈魂の要求に應じて益々深き意味を覺ゆるを得べし、而して聖書を讀むには順序を追ふて讀むを要す、精神を疑らして順序に従ひ基督を中心として聖書を讀まば聖書は實に而白き書なるべし、又所要なる題に應じて讀むことを必要とす、余は題に應じて讀みしことにより大なる益を得たる經驗あり、例之キリストの神たること、

キリストの贖のこと、キリストと合併すること、人の爲に働く方法及び來世のこと、斯の如き題中に一題を撰ぶべし、例之キリストの贖と云ふ題を撰ぶときは、先に己の説を立つることなく、唯キリストの贖に付て聖書の主意は如何なるものかと新舊約全書に付て之を研究すれば愈其意味を味ひ得るなり、且我等は其感すべき靈魂の糧となるべき部分を幾度も讀むべし、又毎日時を定めて聖書を讀むと即ち聖書を我が天父の語として之を讀むこと又其意味を悟り之を感じて其眞理を行ふ様に祈禱を以て讀むを可とす又毎朝一、二節を擇び之を其日の糧として能く之を考へ朋友に遇ふ時には其節に付て互に相談するは實に益あり

三 神と交ると 神と交はらぬものはキリストと合併せざるものなり、我等の信仰愛及び熱心は専ら神と交ることによるものなれば我等は神を讚美するも神に願ふも凡て之を重し好んで之をなすべし、且つ儀式を以て神に祈らず、謹みて眞に活ける神に祈り天の父即吾と共に居り玉ふ神に祈らざるべからず、其他時を定めて祈る事絶えず祈る事心の中に祈る事及び聖靈の御導を求めて祈る事は實に肝要なり、羅八章二十六、二十七節を見れば有益なる祈は聖靈に感じて祈ることなるを知るべし、又キリストが吾人と共に働き玉ふ事、聖靈が吾人の中に居りて働き玉ふ事、吾人の道に進むこと、此等に付て或は獨り考を廻らし或は兄弟姉妹と共に語る事等は甚だ必要なり、約十三章十四、十五、十六、十七節及び羅八章及以弗の如き聖書の部分を度々讀みて此深き意味に付て考ふるは其益少なからず

成効ある祈禱の條件の中には次のものあり

(イ) 正當なる悔改

(ロ) 基督を信じ基督を愛して之に従ひ基督に結合すること (詩六十六篇十八節、約十四章十五、十六、二十一、二十三節、十五章七節)

(ハ) 全心を以て祈ること (詩百九篇二、十、五十八、百四十五篇、耶二十九章十三節)

(ニ) 柔順なる精神を以て祈れ (太二十六章三十九、四十四節、約壹五章十四節) 我等が由て以て神の旨に従ふことを知るものあり即己れの神聖なること心霊の生長又基督の王國の來ることなり

(ホ) 我等の祈禱の答を得ん爲我等の全力を盡すこと「神は自ら助くるものを助く」

(ヘ) 熱心に固執して祈れ雅五章十六至十八節を見よ

(ト) 祈禱の効驗を信じて祈れ (可十一章二十四)

(チ) 答を望め、然し神の時、神の方法、神の答に於て之を望め

(リ) 基督の名に由て祈れ、約十四章十三、十四節、十六章二十三、二十四節を見よ

四 心の運動なり 人々の爲に働くことは實に必要なり、食物も運動も心の爲に必要也、身体運動せざれば早く弱くなるが如く、心も運動せざれば其心は弱くならん、余は十五年間の経験と觀察より云へばこれ學校に在る教員及び生徒なるもの尤も危き所なり、學校の如きは常に智慧を磨き智力を得、智識を修むる智識の運動最も多く且身體の運動も多少之なきはなく體操をなさざる學校はなきが心の運動なき學校は少なしとす然ども信仰の運動を爲さざるときは其心が漸次に弱くなるものなり、心は毎日之を運動せざるべからず、一個人に對して働かざるべからず、言を以て各々の人を勧め熱心に之が爲に神に祈り愛を盡して或は直接に或は間接に其人の爲に働くことは實に肝要なり、是れ信者各自の爲すべき必要なる事なり、假令聖書或は神學を教へ或は學ぶも能辯なる演説或は説教をなすも若直に個人に遇ふて之を勧め之をキリストに導かざれば其

心は弱くして道に進まざるものとならん、愛を盡し熱心を盡し祈を盡し個人的に働けば其心益々力を得て道に進むものとなるべし、又此働きは管に働くものの益のみならず又福音の廣まる大益とならん、此世界の國々は如何にしてキリストの國となるを得るや、唯會堂講義所演説説教のみにて之を教へ得るや決して然らず、此等のもの及び傳道師牧師たるものは必要なれ共傳道師牧師の働の中に於て尙最も有益なる働は即ち個人的の働なり、然れども到底傳道師牧師の働のみにては容易に世界の國々をキリストの御國となす能はず徒に幾十幾百幾千の星霜を經過せんのみ

一般の信者牧師傳道師も役にあるものも役なきものも、學問あるものもなきものも、老少も男女も各々キリストの終の「行きて萬國の民を弟子とせよ」との命令を我が力のあらん限り守りて成就すべきことを感じ、之を我が大目的として働いて始めてキリストの完全なる王國は近きぬと云ふを得べし、キリストも重に各個人に對して働き玉ひ其始めて救主なることを現はし玉ひしは、旅の勞を井側に休められたる時にして唯一人のサマリヤの女に勧め之に己の「メツシャ」なる事をあらはし給ひしことなり

信者は毎日信仰心を働かざるべからず、各個人に對して働かざるべからず、言を以て各個人に勧め熱心に之が爲に神に祈り愛を盡して或は直接に或は間接に其人の爲に働くは必要なり

此故に此の働は學校に於ても我等が學問の進路の妨害とはならず、若し固く神の眞理を信じ、己をキリストに任せキリストの愛とキリストの聖靈に満されるれば自から人を愛し又此愛を現すを得るに至るなり、而して常に人をキリストに導く機を用ひて愛を盡し心を盡し喜んで愛と信と行と語を以て或は祈を以て彼等をキリストに導くべし、此の如くすれば教師も生徒も皆神の器として神と共に働くものなれば我等が測るべからざる働をなし得るものなり

土耳其の國に四十年間傳道せしウヰリヤム、グーデルの傳中にグーデル氏が己の學校に在し時の經驗談あり之を見るに余が二年生の時此大學校は道徳より云へば甚だ衰へ僅の外信者のなき有様にして此僅の信者は土曜日の晩毎に密室に集り迫害を恐れて戸も窓も閉て祈禱會を開きしが、一夜彼の僅少の兄弟互に約束を成し來週間我々は毎日愛を盡し祈を盡し少くも三人程の未信者に遇ひ、一人くづ之を勧め可と盟ひて其働を始めしが此等の働を始むるや否や直に非常なる「リバイバル」起りて學校中を動かし生徒のキリストを信せし者少からず、且つ此等の信者の中より後に大學校の校長となりしもの、大學校の教師となりしもの及び有名なる牧師傳道師となりしもの少からずと云へり、又甚だ之に似たる例にて米國の名高き牧師コンスタンズエル、グーデル氏は二十年の間二ヶ處に於て働きたりしが平均一年百人をキリストに導きたりと云ふ、此方法は重に前述の個人に勧めするものなり、今若し我等持つ所の信仰に應じて働きたる者の愛を盡し蒙りし所の聖靈の力を盡して神と共に働かんには大なる働をなし得べし、此働に由て我等は信仰を加へて益々聖靈に滿され神靈の力を得て有益なる働人となるを得ん、我等宜しくキリストの譬喩の中なる愚かなる僕人の如く、己の一斤を風呂敷に包みて藏め置べからず、もし一斤にて其一斤をキリストの爲に人の爲に能く之を用ふれば其一斤は或は二斤となり、或は十斤となるも知るべからず、もし用ゐざれば賣る力も唯死物なり、キリストの語中に「飢へ渴く如く義を慕ふものは幸なり、其人は飽くことを得べければ也」とあり實に此事の如く飢へ渴く如く神の力を慕ふものは幸なり、我等生涯の働の成功は我等の永遠限なき間の喜も又多くの人の救も専ら神の神靈の力を得て神の聖旨に協ふて大目的を立て、而して大なる望を以て此大目的を成就するに由る

ものなり

第六項 神の忍耐せしむること

聖霊、心に宿て先づ之に神の恵を加へ、次で之を導て完全の域に至らしむるなり、然れども是れ自ら以て信者と考ふるものは皆終まで耐へ忍びて救はるゝに至ると云ふの教に非らず又我る真正の基督教徒は大なる危険の罪に陥らざるべしと云ふの教に非らず、唯真正の基督教徒は神の恵に由て終まで耐へ忍び救はるゝに至るべしと云ふの教なり

第一証 神已に信者に力を與へ之が爲に盡す所少なからず之に代て死する爲基督を與へ其心を新にする爲聖霊を與へ其心に恵と愛を與へらる、已に其心を新にしたる以上は又終まで之を保持することは有りうべきことならずや(羅八章三十二節)

第二証 是れ明に聖書に教ゆる所なり(イ)多くの章句は此意を含蓄せり(約三章十六節、十七章二十四節、羅八章三十四節、希七章二十五節、約壹二章一節、哥後一章二十二節、五章五節、比一章十三、十四節)印は安固又所有の徴なり、質は賣買の時其契約の保証として拂ふ所の價の一部なり、又撰を証する爲引たる章句は此教理をも証するなり(羅八章二十九至三十九節、撒後二章十三節、提後一章十二節)(ロ)又明に之を確言する所あり(約四章十四節、五章二十四節、十章二十八節、羅八章十六、十七、二十八節、哥前一章八節、腓一章六節、彼前一章四、五節、約壹三章十四節)

駁論一 救はるゝには條件あり、太十章二十二節に曰く「終まで忍ぶ者は救はるべし」と

答 然れども眞の信者は終迄忍ぶべしと明言する所あり、又神は終まで眞の信者を保持すべしと云ひ給へり
駁論二 背教者に對する勸戒は其危険なることを含めり(太十章二十二節、約十五章六節、西一章二十三節)
答 これ爲し能はずと云ふべからず、出來せざることにして爲し能ふこと共だ多し、此等の勸戒は神の基督教徒を罪より救ひ給ふ方法なるべし

駁論三 反對の教理を含蓄するの章句あり(來六章四至八節、來十章二十六至二十九節、結三章二十節、十
八章二十四、二十六節、三十三章十二、十三、十八節、彼後二章二十至二十二節)

答 此最後の引照に於てはペテロ僞の信者の狀を述べて眞理を聞て識れども利己の目的の爲に(三節を見よ)僞て信するを稱し其心變せずして家の洗ひ潔められて復泥の中に臥すが如しと云へり、太二十四章二十四節、約壹二章十九節、三章六、九節、猶二十四節を見よ、神は恰も父が絶えず其子に忠告して之を高き階梯より落さるが如く、眞の信者に忠告して之を留むるべし、來十章二十六至二十九節は恐くは大なる光に對して罪を犯すものに就て言へるなるべし、太十二章三十一節を見よ

駁論四 此教理は之を信する基督教徒の無頼者を生ずるに至るべし
答 我等は神と共に働くに致々勉むべきなり、然らざれば我等は全く再生せりと信すと云ふを得ず、腓二章十二至十四節、彼後一章十節を見、よ絶へず神と共に働き忍耐之に従事するの心は我等が眞正に再生したる唯一の確證なり

第四章 來世論 (エスカトロジ)

來世に關する教理は近頃神學の論場に於て非常の高位を占來れり、或は聖書に反せる諸説を持し且つ之を教ふる者あり、或は聖書の外なる諸説を持する者あり、來世問題に關する現今の論勢に對すれば今此點に就き聊か延長の論究を爲すも當然の事たるのみにて余敢て之を辯せざるなり、現世に於て吾人の義務を盡すは第一肝要にして又現世に於る吾人の品性は永遠の品性を決定するものなれども、現世の後果して如何之を考究すること又不要に非るなり、キリスト及パウロは人を勸奨するに當て大に來世の賞罰に訴へたり、我儕の主は其教誨に於て不斷此動機を利用し給へり、故に吾人之に倣ふ何の不正かあらん、加之現在世界人間の徳性は罪惡の爲め暗弱となりたる時に當てや斯人をして神に對し人に對する其義務を念ふに至らしめんと欲せばキリストの爲し給ひし如く來世永遠の賞罰に訴ふるの必要なきや否や蓋し甚嚴重なる問題と云ふべし、故に來世に關する問題を論究するは緊要大なるものと云はざるを得ず

左論に於て目的とする所は先づ主として來世に關し神の吾人に啓示し給へるところを詳悉するにあり、知識と空論とを分別するにあり、而て聖書の大旨意に調合せる構論のみを採用するにあり

第一項 此項には死と大審判との間に於る靈魂の情態如何を講究せむ

(一) 蓋し有意識の情態なり

証據(甲)此に反對の証據あることなし、或は曰肉體死したるの後は地上の人に對して靈魂は全く無音なり、故に意識なしと然れども吾人の耳朵に對して無音なるは其靈魂無意識の証にあらず風琴破損するか又は律齒と葦辨との縁脈斷絶して音調を奏すること止むと雖も是奏樂者の滅したる証據にも非ず、又其無感覺なる証據にも非るなり、肉體は現生涯に於る靈魂の機關なり、然れども此機關破損し若しくは之と靈魂との縁脈斷絶すると雖も是れ靈魂の無感覺なるを証せざる也

(乙) 聖書は明瞭に死と審判との間に於る靈魂の意識あるを斷言す 母上二十八章十一至十九節、王上十七章二十一節、傳三章二十一節、十二章七節、太十七章三、四節、二十二章三十二節、路八章五十五節、十六章二十三節、二十章三十八節、徒一章二十五節、七章五十九節、哥後五章一至九節、弗三章十五節、腓一章二十一至二十四節、撒前五章九、十節、來六章十二至二十節、十二章二十二、二十三節、彼前三章十九節、猶六、七節、默五章九節、六章九至十一節、七章九節、十四章一、三節を見よ

(二) 靈魂は肉體に在る時爲したる業及現世に於て造作したる品性に應じ死後直に幸福又は苦難の情態に入るもの也

証據(甲)此見道理に應當へり 現世に於て人は各其播ける所のものを收穫す、人の記憶其良心其品性は常に其人に伴行くものにして死は之を變動せざるなり、故に來世に於て善人は幸福ならざる可らず、惡人は苦難ならざる可らざるなり

(乙) 此見即ち聖書の教示なり 路二十三章四十三節、太七章二十一節、約五章二十八、二十九節、太二十

五章特に三十四至四十六節、哥後五章十節、加六章七、八節を見よ、右の引照中或ものは大審判後に於ける靈魂の情態に關せり、然れども若し大審判後に於ける情態は現世に於て爲せる業及び現世に於て造作せる品性に因て之を決定するものなるときは死と大審判の間に於ける各靈魂の情態も同様に決定さるべきは當然の論なり、特に聖書本文にして直接此論題に關せるときは之を爾か明言せるをや

(三) 境遇の變動 靈魂の内情は大體變ることなく其諸官能は全勢を維持し且つ活動を増し良心記憶其他の諸官能も生前よりも一層活潑なるべしと雖も靈魂の外邊の關係及び境遇は大に生前とは違變すべし

(甲) 義人と悪人と雙方隔絶せらるべし 路十六章十九至三十一節、二十三章四十三節、徒一章二十五節、並に(一)の部なる引照の多くをも參考せよ

(乙) 靈魂は現在世界に於るときは如き物質の體軀に對せられずして靈性の視覺を得べし、路十六章の譬を參見せよ、神、キリスト天及び地獄の眞實本體凡ての者の意識に明照し之を否拒するを得ざるべし詩十六篇十一節、哥後五章六至八節、腓一章二十一至二十三節、哥前十三章十二節、約壹三章二節を見よ

(丙) 死と審判との間に於る靈魂の情態に進歩あるべし

靈魂は停止し居る能はず、善者は益善益充分益幸福に進達し悪者は益邪惡と成るべし羅八章二十九節、腓三章二十一節、哥後三章十八節、黙九章二十、二十一節、十六章九、十一、二十一節を見よ

(四) 死と審判との間に於る義人と悪人と居住の場所は聖書に啓示せられず

希臘語(Hades)は新約聖書中に十度用ひらる、即ち左の如し(太一章二十三節、十六節十八節、路十章十五

節、十六章二十三節、徒二章二十七、三十一節、黙一章十八節、六章八節、二十章十三、十四節)余は是爰に此辭の用法及び其意義に關し博士サミュエルテイ、スピヤル氏の要旨を引用すべし、其大要に曰(Hades)なる辭は英語に化したる希臘語なり、改譯新約聖書は單に希臘語(Hades)を英化して之れを用ひ而して希臘語(Gehenna)を譯するに(Hell)(地獄)なる辭を用ひ此(Gehenna)といへる辭はキリスト及使徒等の時代に在ては悪人の來世の刑罰の場所を謂はんため猶太人の使用せしものなり、字義を案するに(Hades)なる辭は打消格に用ひたる希臘字(アルパ)と「見る」といふ希臘動詞とより成し得たる辭なるが故に即ち「見へざるもの」といふの意義なり、此辭は猶太人も汎き意味にて之を用ひ「不見界」即ち「幽界」即ち「幽冥の居所」に應用せり、此の幽界とは人間の靈魂が死後甦生及審判に至る迄の間其體軀を脱して善惡福禍賞罰如何を問はず在留する處なりと猶太人の想像せしものなり、希伯來語にて右の(Hades)に相當する辭は(Sheol)なり舊約聖書の希臘譯即ち七十人譯に於ては(Sheol)を譯するに(Hades)を用ひたり

猶太人が(Hades)並に(Sheol)を用ひたると同じ汎き意味にて希臘人も(Hades)なる辭を使へり、而して希臘人は善人の特別居所を(Elysium)と稱し又悪人の居所を指して(Tartarus)と云へり、此兩所は別界なれども共に(Hades)中に於て區隔されたる境域なりしなり

(Tartarus)は英語にて通常に解せる(Hell)(地獄)の意に相當す而して(Elysium)は又キリストが彼の懺悔せる盗人に「今日なんぢは我と偕に(Paradise)に在るべし」(路二十三章四十三節)と言ひ給し意味の(Paradise)に相當せり(彼後二章四節)「神さまに罪を犯し、天使を容さず之を地獄に投じられ之を幽穴に置き之れを禁錮し彼等をして審判の時を待しめ給へり」とあり「彼等を地獄に投入れ」の語は希臘原書には(Tartaros)即ち

(Tartarus) に投入するといへる辭を用て之を表せり、此語新約聖書中他に見ゆる所なし
 博士ロビンソン氏其希臘英吉利辭典に曰「希伯來人の考に隨へば (Hades) は廣大なる地下の受納界にして死者の靈魂が其體體の甦生の期まで脱體の情態にて存在する所なり、此間際に於る祝福なる者の境域即ち准天(劣等パラダイス)は此の受納界の最高部分にありとし、而して其の下に悪人の靈魂の刑罰を受くる幽穴即ち (Gehenna, Tartarus) ありとせり」云

博士マイヤル氏其路加傳福音書註釋四百七十八頁に曰 (Hades) は希伯來語 (Sheol) に當れり (Sheol) は即ち舊約聖書の希臘譯には (Hades) に譯せり、故に世を去りたる靈魂の住居すべき地下の場所全部を表するなり、而して之を區別して信ある者の爲には (Paradise) 神を棄つる者には (Gehenna) あり云

博士グロウグ氏其使徒行傳註釋卷一第百〇六頁に曰「義人悪人の靈魂並びに (Hades) に在り、但し義人は祝福なる者の境即ち (Paradise) に住み悪人は (Tartarus) の地獄に幽錮せられて在るなり」と聖書中なる (Sheol) 及び (Hades) の用法を觀、又特に路加傳第十六章なるキリストの言よりするときは諸人死するや (Hades) に臨るが如し、但し其 (Paradise) に臨ると (Gehenna) に臨るとは其心靈の品性に因るなり、使徒信條にはキリストについて「彼は地獄に降り」とあり、詩篇第十六篇八至十節、使徒行傳第二章二十五至三十一節及び其他の處を以て案するに、キリストの靈魂は其死に於て其肉體を脱したれば (Hades) 即ち人間の靈魂の死後の居所にて自ら (Paradise) と稱へ給し部分へ往臨給へりと論局するも不可なるべし、故にキリストは十字架上の盜人に對ひ「今日なんぢ我と偕に (Paradise) に在るべし」と言ふを得給ひしなり、之を要するに人死するや其靈性については彼は (Hades) に往くなり、而して現世に於て造作たる性意に應じて幸福又は苦難の

何れの情態にか意識を有して存在する者なり

(Gehenna) といへる希臘辭も亦新約聖書中に十二度用ひらる即ち左の如し (太五章二十二、二十九、三十節、十章二十八節、十八章九節、二十三章十五、三十三節可九章四十三、四十五、四十七節、路十二章五節、雅三章六節) 此辭は唯だ悪人の居所にのみ適用せられたり、博士スピヤル氏は此辭に就て左の如く言へり曰く (Gehenna) といへる辭は (Gei) と (Hinnon) なる二個の希伯來辭より出で元は (Hinnon) の谷を表したるものなり、斯谷はエルサレムの南に位しエホシヤバテの谷より西に延てシオン山の麓に在り、斯谷にて往昔イスラエル人はモロクといへる偶像の禮拜を興し孩提等を生きながら燔燒て此偶像に献せしことあり、紀元前六百二十五年ヨシヤ王此怖るべき供人の邪習を廢し此所をして律法上穢土たらしめん爲に命じて斯谷を以て罪人の死骸畜類の屍骨及びエルサレム城中の汚穢塵芥を投棄する所となさしむ、此廢屍塵芥を燼滅せんため火を不斷に燃せり、猶太人はキリスト以前の時代より自然にも且つ容易なる言詞の寓意により斯谷の名を轉用して悪人死後の刑罰の場所に當てたり、此故に悪人死後の刑罰の處を (Gehenna) と名づけて惡鬼及び悪人の居所と思惟せり、斯く用ひたる處にては要するに希臘人の (Tartarus) と同意義に猶太人は之を解したるなり (Gehenna) とは輒はち來世の苦刑の場所なりしなり、主キリストの時代に於て猶太人が (Gehenna) といへる辭の意を解すること右の如くにして主も其公けの傳道に於て此意味にて之を使用したまへり、悪人の刑罰を受くべき右の如き場所の觀念及び此觀念を言表はす辭は既に人民間に存せしが故にキリストは此觀念及び斯辭を發起せしに非ず、民間流通の斯辭を採用し之が表せる通常觀念に認贊を興へしなり、福音書に録せる所にてはキリスト斯辭を十一度使用せり、而して悪人死後の刑罰の場所に之を應用せり蓋し斯辭を用ひ給へ

る處悉く斯教理を以て斯辭に附隨せる基礎概念とす、試に此辭より斯來世刑罰の觀念を脱離せよ、主の言語忽ち其意味をも勢力をも失ふべし

キリストは當時猶太人間に通認せられたる意義にて (Gehenna) 即ち地獄なる語を用ひしのみならず之を用ゆるに當て附屬の言語説明となるべき關係並に警戒を連續し給へることを見るときは此辭を用ひ給ふに當て如何なる意を致へんとしたまひしか更に疑を遺すところなし、正當なる解釋の法則を凡て破毀するに非ればキリストが (Gehenna) 即ち地獄を以て來世に於ける事實なりと考へ給ひしとの論局を避くると能はざるなり、キリストの斯辭の使用上には斯觀念銘刻しありて決して滅却するを得ざるなり、余は左に博士スビヤル氏の語を直引せん氏曰く、我儕の教主は其在世當時の世人をも亦全般の人間をも自ら信じ給はざる觀念を以て唯だ恐懼せしめんとするが如き脅警者には非ざりしなり、自ら虚なりと思へる猶太人間の觀念を採擧して人心に於て恐懼の念を懷くべき機會も非ざるに唯だ之をして畏怖せしめんが爲めに其説教中に之を編入し給へるには非ざる也 (Gehenna) の觀念が全く虚寓の構説なりしに、キリストが地獄の刑罰を語り給ふことはあらずるなり、天神の使命を傳ふる者とし否肉體に權現したる神としては、彼實に來世に於て眞實 (Gehenna) あるや否やの問題に關して欺かるゝことも誤つことも有らず又ある能はざるなり、彼は斯の如き場所あるを語れり、しかも神の存在を語るか、若しくは舊約聖書に預言されたる「メッシュヤ」なりと自ら明言し給ひしと同しく明白に之を宣言し給へり、聖書のうちキリストの公の傳道の事を記述せる部分の如く、此點に關し明瞭精確積極なる處なしキリストが罪人の爲に救拯の教理を説き且つ此救拯を得んが爲に彼に來るべしと彼等を招きたるは事實なり、而して又彼を棄つる者に對しては刑罰の教理を説きたるも同しく事實なり、この教理の

眞なるを否む者はキリストの教師たるの權威を誹議する者なりと

希臘辭 (Paradisos) は新約聖書中に三度用ひらる、路二十三章四十三節、哥後十二章四節、黙二章七節を見よ、右の中第一の引照即ちキリストが將に死せんとし給へるとき、盜人に「今日なんぢは我と偕に「パラダイス」に在るべし」と語り給ひしを以てすれば義人の爲に死後の居所あること其居所は美麗幸福の處なること及び信者は死後直ちに此處に臨ることを得べし、此故に譬へ猶太人は劣等「パラダイス」の觀念を持したるが如く見ゆると雖ども、以上の本文並に聖書の大旨意よりするときはキリストが懺悔したる盜人と偕に往き給へる「パラダイス」は凡ての信者が往きて永遠主と偕に住居する處と同一なることを論定するも可なり聖書中に於ては不完全なるキリスト信者が神の「パラダイス」に昇る迄精煉を受くべき (Gehenna) と (Paradise) の中間の場所に付ては更に其の徵証あることなし (Hades) は以て凡ての死者の一般の居所を表はす而して (Hades) に二種の別區域ありて兩間渡越す可らざるの幽淵を定めらる、而て靈魂は死後兩所の一に赴くなり、其各所に在ては苦みに於ても樂みに於ても増進はあるべしと雖ども、死後に於て靈魂の品性に變化あらんとは其兆證更にあるとなし、聖書一般の大旨意は義者は其死の時より限りなくキリスト及び神と偕に居住するにあり、創五章二十四節、王下二章十一節、約十七章二十四節、哥後五章一至八節、弗三章十五節、撒後四章十七節、來十二章二十二節、黙五章八至十四節、六章九節を見よ、又腓一章二十一節と羅八章三十四節、來九章二十四節、彼前三章二十二節とを比見せよ

太二十五章四十一節及び黙二十章十三、十四節よりするときは大審判後に於ける惡人の住所は審判以前に於ける其住所と異なること或はあらざるなきが如し、然れども是れ唯だ苦難の増加を示すことなるも知るべか

らず、苦難の増加は自然に審判日に受くるどころの露頭より起り来るなるべし

或は義人の間に場所の段等ありとの見を持つる者あり、哥後十二章二節を引て其證とす、然れども是は智識の有様即ち境遇に差異あることにて、場所の差別と爲さる方難なるべし、或は舊約時代の聖徒及び其他神とキリスト及び其事業に就いて充分の智識を有せずして悔改したる者は「バラダイス」の低段の部分に留止められ、而してキリストが復活の前に於て往きて其贖罪の大功業の成就したることを報告して以て凡ての疑惑より彼等を脱せしめ、キリストにある彼等の喜悅と安心とをして全からしめ、以て彼等をして「バラダイス」の尙高段の部分に喜んで昇るを得しめんとし給ひしは此下段の處なりとの見を持つるもの有り「獄舎に在る諸靈に對する宣教」彼前三章十九節と題せる博士デ、ロッセ、ラッ氏の著書を參見せよ

(五) 死と審判との間際に於ける靈魂の體軀即ち機關に就ては、或者は靈魂は無裝にして純粹の靈なりといひ、又或者は死に際して臨時の靈體給せられ、而して此靈體は即ち復甦の時に於て永遠の靈體の爲に交代せらるるといひ、尙他の論者は死と審判間の靈體は審判後の體と同一なれども、審判後に至て初めて完全と成るものなりとの説を抱けり、死と審判との間際に於ける體軀に關しては何れが眞の論說なるや知る能はずと雖ども靈魂が現在物質の體軀を脱離するに際し如何なるものか其媒介若しくは機關たるものの備給せらるゝは然るべきことと思はる、而して恐くは死に際し斯肉質の體軀よりして一種の容裝靈魂に伴ふこともあるべし、或者は靈魂には此の如き容裝ありとの説を持つ此容裝は靈魂を現在物質の體軀に結合するものにて死に際し此容裝は靈魂に伴ひ往き云は、將來の靈體の基原となるものといへり「メンデスト」派の有名なる神學者博士ホエドン氏此等の點に關して論中に左の如く説けるあり、曰く救を受けたる人に在ては死の經過たる必竟

靈魂が天へ昇らんとして肉體と争闘するに外ならざるなり、靈魂が脱退するに隨ひ、造作的保存的勢力は有機組織上に於ける其掌握を失ひ、之を壊敗に委ぬるなり、而して後ち靈魂の最も完全なる安逸に於ては極めて圓滿なる快樂あるも知る可らず、單純生存に於て至絶の快味あり、單に在りといへる中に超絶の歡快あるも知る可らず、更に活動を欲するの念起らずして、反て此安息的快樂の意識及其完全なる繼續に於て充分の満足あらんも知り難く、而して其中に更に變化なきに苦み神系的の倦勞を來す等の事なく、又變化を欲するの念起らざるやも知る可らず……此單純存在より生ずる歡快實に圓滿にして時間の如きも更に其度を失して死と復甦との間際は實に旭日榮輝赫々たるの朝日覺るに先ち一夢の安息熟眠の夜を過したるが如けん死に際し靈魂は神の本体より發射せる樂園的妙氣中に入り之れを其固有本來の原素として其氣中に沐浴し游泳し且つ生息するなり、靈魂は帕布をを透通するが如く、此氣中に入る其帕布裡に眞實の境界ありて外界は之が粗雜なる頑硬なる外殼にして粗野なる醜陋なる外皮なり、肉體の諸制限消却せられたれば、精神は何の障礙もなく完全に物質及靈魂の何たるを解し得るなりと、余は博士ホエドン氏は其論することゝ其度を過ぎたりと思ふ、而して靈魂は死の時より直ちに活潑に使役せらるゝものなりと思ふなり

第二項 此章には大審判の件を考究すべし

(一) 神は常恒不斷に審判主たり、然れども人間の現境は試定の境遇にして、現世は完全周到の審判の處に非ざるなり

(二) 然るに何れの時代何れの邦國に於ても神が悪人を罰したまふことを人をして信するに至らしむる實例は

あらざりしことなし

(三)吾人は死に際し各の靈魂は個別に審判を受けて必ず遠ふことなく幸福若しくは苦難の相當の處に至るものなりと信じて可なるべし、是れ神に於て動作的審判なるや、又は各靈が其相當の場所に至るは自然にして且つ止を得ざるに因るかは吾人之を確知するを得ざるなるべし

(四)現世に於ける審判の實例及び人の道徳上の天性は、來世に於て神の審判あらんことを望むに至らしむるなり

(五)聖書は明瞭には大審判のあるべきことを教示せり

(六)該審判は大にして且つ一切總叙的の事件なるべし、撒前四章十六節、同後一章七至十節、彼後三章七、十至十二節を見よ

(七)該審判の時期は世の終末キリストの再現、義人及び惡人の復甦の後なるべし、太二十四章二十九至三十一節、哥前十五章十三至二十八節、彼後三章七、十至十二節、黙二十章十至十五節を見よ

(八)キリストは審判主たるべし、太二十五章三十一至四十六節、徒十章四十二節、十七章三十一節、羅二章十六節、十四章十節、哥後五章十節、黙一章七節を參見せよ

(九)此時に於ては人種一切及び墮落したる天使一の除くものなく、悉く審判主の前に招聚せられ審判を受くべし、太二十五章三十一、三十二節、徒十章四十二節、十七章三十一節、羅十四章十至十二節、撒後一章五至十節、提後四章八節、彼後二章四節、猶六、十四、十五節、黙二十章十二、十三節を見よ

(十)人は現世の業爲に應じ且つ現世に於て造作せる人と爲りに應じて審判かるべし、太十六章二十七節、二

十五章、約五章二十八、二十九節、羅二章五至十六節、哥後五章十節、猶十四、十五節、黙二章二十三節、二十章十二、十三節を見よ

(十一)大審判の目的は神の神性其義と其愛を明照せしめ且つ罪惡より生ずる恐るべき結果と順服の眞價とを宇宙一切に對し明晰ならしむるにあり、是れ終末に至らざれば爲すを得ざるを事なり、蓋し惡人の惡勢力は其人の死したる後にも現存し且つ其惡業を斷たざればなり、トマス、ペインの「道理の世」は印度日本及び其他諸國の言語に翻譯せられ、今も尙其業を施すなり、然らばトマス、ペインは其死の時に於て完結の審判を受けること有を得ざりしや必せり、同じくパウロの功業並に其書翰は世界に在て尙其業を爲し居るなり、各個人の生涯及び其功業の結果が充分に詳悉せられ、宇宙に表示せらるゝを得るは唯世の終末に於てあるのみ、蓋し大審判に於ては凡そ一切の事物白晝の大光に曝さるべし、此時宇宙間凡て徳性を有する者は、順服及び善功の充分なる結果を目撃すると同時に、又罪業の果各個罪業の充分なる結果を視るなるべし

(十二)該審判は公正なるべし、而して宇宙間凡そ徳性を有する者の判断と良心とに自ら適應すべし、吾人は黙示録二十章十二節に於て「其處に書ありて展く」との語あるを見る、即ち良心の書、記憶の書、萬有の書、生命の書なり、各靈魂の記憶並に良心に銘刻して消滅するを得ざる記録は他の諸書に於ける記録と精密に符合すべし、凡ての者の徳性は該審判の定むる所に悉く協賛するべし、蓋し其定むる所は凡ての事實と神性人又一切の最大至福とに、全き應合を示すべければなり

第三項

此項には凡て特性を有する者の品性及情態は大審判後限りなく不變にして存在すべきことを考ふべし

此點に關しては聖經の所説明瞭也、義者は新エルサレムの「バラダイス」に入る、而して聖書は吾人に告て曰く此處は永遠の住所也、彼等限はなく主と偕に在るべし、彼等は永遠の生命に入りたり云々と、是即ち聖書の主意也、而して此事諸人の欲する所と應當するが故に、之を疑難するものなしと雖も、惡人の苦難の永遠無限なることに至ては之を論難し、若しくは之を否却する者あるを見る、蓋し是れ聖書に於ては義者の祝福と同じく明白に教示せられたるところなれども、自ら人の願望に適はざることなるを以てなり

萬物の終局回復説死後悔改の説及び斷滅説は暫く措き、今審判の果報は無終なるの證據惡人の苦難は永遠なることを考究すべし、而して先斯教義の分界を明にすること肝要なり、永遠の苦難を以て罰するは一時間或は一生の間に於ける罪に非ざるなり、斯教理の要旨は寧ろ罪惡の性たる永延して永遠の罪惡とならんとするの傾向あるものにして、人即ち斯罪を犯しつゝある限りは苦難を受ざるを得ずと云にあり、故に無終の罪は無終の苦難たらざるを得ざるなり、聖書は永遠に犯罪するものあることを謂へり、故に此等の者は永遠に苦難を受けざるを得ざるなり、聖靈を潰す者は限なく決して赦されず、永遠の罪を犯せるものなり、可三章二十九節を見よ

凡て人と爲り(品性)は永續せんするの傾向あり、故に其品性罪に決定したる人は事物必然の理勢によつて永遠に苦しまざるを得ず神と雖も之を拒む能はず

又何人も神の存在又は神性を疑ふこと能はず、心靈的眞理を疑ふを得ざる靈界の境遇に於ては罪は速に否な忽ちに成就固定したる性意となるべし

又案するに罪とは唯だ執意的不義の行爲のみを云ふなり、誘惑は罪に非ず傳襲の傾向も罪には非ず心靈が其良心の示導に反して誘惑又は傾向に降從するに至るまでは罪を犯せるに非ざるなり、人は科を傳襲することなし、人は自ら撰擇するによりて罪を犯し罪に留止するなり、此點に關して罪惡の部に論せるところを參見すべし

尙案するに罪の刑罰は主として心靈的なり、且つ罪より生ずる自然の結果なり、罪人は各自己の地獄を造るなり

神は罪人を斯地獄より救はんため、其無限の能力智慧及び慈愛を盡く發し給ふと雖も、罪人は救はるゝことを欲せざるなり神は神の救法によつて救はるゝことを欲せざる人を救ふこと能はざるなり、神と雖も左の如き制限あるなり

- (一) 能力を以て爲すべき事に非ざることば神と雖も爲す能はざるなり
 - (二) 神は自己の徳性の必理に反する能はざるなり
 - (三) 神は徳性を有せる者を其自由道德的撰擇に反して動かす能はざるなり
 - (四) 神は道德性に於て諸の奉役者を使役し給ふなり、而して斯諸奉役者は限あるものなり
 - (五) 罪惡あるの宇宙を取らずんば徳性を有するものなき宇宙を取らざるを得ざるならん乎
- 神が隣むべき弱き罪人を苦難ある地獄に投じ、其現世に於ける數年間の罪惡の爲に永遠の刑罰を施すべしと

の説は唯眞理を愚弄したるものといふべし、神は斯かる事は爲し給はず神は罪人を地獄より救はん爲め、其全能全智と至愛とを盡し給ふにも係らず、罪人は地獄に往くを欲するなり、即ち或人の曰へる如く、罪人は自ら惡鬼に類せる情念を創作し、且つ之を養成し、其惡鬼の如き朋輩を撰好求慕し、惡鬼となりたる者の社會に定められたる所を自己の居處として撰むなり、失墜の人は自己の適意より地獄に往くなり、其全き徳性は彼を該所に墜落せしむるなり、同類は同類を求む天は彼等の爲には地獄よりも尙深重なる禍難の地獄なるべし、彼等知覺を有して聖なる神の現前眼下に在るの苦痛に比すれば如何なる苦難も輕しと認むるなるべし云々（インベンデベント新聞中、教授フェルプス氏説）

黙示録（六章十六節）の權現に於て人の山及び岩に對して「願くは我儕の上に墜ちわれらを掩ふて寶座に坐する者の面と蓋の怒を避しめよ」と云へるを見るなり

スウイデンボルグは天使自に斯く教へたりと稱せり曰く神は決して人を地獄に投ずることなし、人自ら投ずるなりと

ミルトンは其詩中にサタンをして謂はしめて曰く我躬ら地獄なりと

基督曾てエルサレムを顧みて涙を流し自ら救ん爲に來り給ひし人民に就て語て曰く汝等は吾所に生命を獲んため來るを欲せずと（約五章四十節）

斯教理に關する聖書の証據に至れば其要左の如く述べべきなり

（一）是即ち聖書の大意なり、舊約に於けるよりも新約に於ては尙明瞭の教示あり、基督は最も明白に之を教へ給へり、神政に於ける賞罰的要素は舊約に於ても甚だ明瞭に現はれたり、ノアの洪水、ソドム及ゴモラの

破壊、江海に於てパロの軍勢沈淪及びカナン人種の滅亡は即ち賞罰の實例なり、彼後二章四至六節にペテロは曰く此等は「後の神を敬はざる者の鑒となし」云々と、又同じく神靈に感化たるヘブルの詩人も呪敵の詩を發吟し、人民も神に奉る讚美歌として之を誦証せり

新約に至ては此刑罰の事凡て變改したるや、然り變じたり、唯だ神の刑罰の爐は以前よりも七倍の熱度を増したるが如し新約に示さる、刑罰は舊約に於ける如く、現世一時の禍難に非ずして、靈魂上永遠の禍難なり、此の畏懼るべき事實を表せんため、人心の想觀し得る限りの畏懼るべき模形を以て其苦難を示せり、而して此畏懼るべき説明は何人の口より發するものなるか、是實に神の子自ら示す所たり、慈愛なる人間の救世主此地獄より人を救はんため、榮光の位を棄て人と成り、苦しみて死し給へる救世主なりニコデモに對ひて（約三章十一節）「誠に實に爾に告ん我儕知し事をいひ見し事を證する」云々と語れる者の言なり

基督此畏懼るべき眞理を語り給ふに其法は如何、基督は之を辯護せるに非ず、之を證明せんとせるに非ず、又は之に關する難問に答へんども爲し給はず、キリストは之に付き少しの疑念を表し給はず、唯だ之れにつき明白なると同時に畏怖るべき斷言を發し給ふのみ、福音書中來世の苦難に關するキリストの言を誦讀すべし（太五章二十二節）然れど我なんぢらに告ん凡て故なくして其兄弟を恐る者は審判に干らん又その兄弟を愚者よといふ者は集議に干らん、又狂妄よといふ者は地獄の火に干るべし（同五章二十五、六節）遂に爾は獄に入らん我まことに爾に告げん分釐までも償はざれば必ず其所を出ると能はざる也（同五章二十九、三十節）もし右の眼なんぢを罪に陥さば抉出して之を棄よ蓋五體の一を失ふは全身を地獄に投入らるゝよりは勝れりもし右の手なんぢを罪に陥さば之を斷て棄よ蓋五體の一を失ふは全身を地獄に投入らるゝよりは勝れり

(太七章二十一、二十三節) 其日われに語てまよまよ主の名に託てをしへ主の名に託て鬼をおひ主の名に託て多く異能を行しに非ずやと云もの多からん其時かられに告われ嘗て爾曹を知らず惡をなす者よ我を離去と曰ん(同八章十一、十二節) われ爾曹に告ん多の人々東より西より來りてアブラハム、イサク、ヤコブと偕に天國に坐し國の諸子は外の幽暗に逐出され其處にて哀哭切齒すること有ん(同十章十五節) それ誠に爾曹に告ん審判の日到來ばソドムとゴモラの地は此邑よりも却て易からん(二十八節) 身を殺して魂を殺すこと能はざる者を懼るゝ勿れ唯なんぢらの魂と身とを地獄に滅し得る者を懼れよ(三十二、三十三節) 然ば凡そ人の前に我を識ると言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識ると言ん人の前に我を識すと言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識すと言べし(太十一章二十二節) それ爾曹に告ん審判の日にはソドムとシドンの刑罰は爾曹よりも却て易からん(二十四節) 我なんぢらに告ん審判の日にはソドムの地は爾曹よりも却て易かるべし(太十二章二十一、三十二節) 是故に爾曹に告ん人々の凡て犯す所の罪と神を瀆ことは赦れん然ど人々の聖靈を瀆ことは赦るべからず言を以て人の子に背く者は赦るべし然ど言をもて聖靈に背く者は今世に於ても亦來世に於ても赦るべからず(四十一、四十二節) ニテべの人審判の日に共に起て今の罪を定めん彼等はヨナの誨に由て悔改たり夫ヨナより大なる者こゝに在り南の女王さばきの日に共に起て今の世の罪を定めん彼は地の極よりソロモンの智慧を聽んとて來れり夫ソロモンより大なるもの此にあり(太十三章四十一、四十二節) 人の子その使者たちを遣して其國の中より凡て障礙となる者また惡をなす人を斂て之を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒すること有ん(四十九、五十節) 世の末に於ても此の如ならん天の使等いで、義者の中より惡者を取わけ之を爐の火に投入べし其處にて哀哭切齒すること有ん(太十六章二十六節) もし人全世界

を得るとも其生命を失はし何の益あらん乎また人なを以て其生命に易んや(太十八章八、九節) 若し爾の手なんぢの足をのれを礙かさば斷て之を棄よ兩手兩足ありて盡ざる火に投入られんよりは跛または殘缺にて生に入は善なりもし爾の眼をのれを礙かさば拔出して之を棄よ兩眼ありて地獄の火に投入られんよりは一眼にて生に入は善なり(二十四、二十五節) 調へ始しとき千萬金の負債したる者を王に曳來りしに償ひ方なかりければ之に命じて其身その妻孥とあらゆる所有をみな鬻て償へと曰り(三十四、三十五節) その主いかりて負債をみな償ふまで彼を獄吏に付せり若おのゝ其心より兄弟を赦すば我が天の父も亦なんぢらに此の如く行給ふべし(太二十二章十一至十四節) 王客を見んとて來りけるに、茲に一人の禮服を着ざる者あるを見りて之に曰けるは友よ如何なれば禮服を着ずして此處に來る乎か默然たり遂に王僕に曰けるは彼の手足を縛りて外の幽暗に投いだけせ其處にて哀哭また切齒すること有んそれ召るゝ者は多しと雖も選るゝ者は少なし(太二十四章二十九至三十一節) 此等の日の患難の後たゞちに日は晦く月は光を失ひ星は空よりおち天の勢ひ震ふべし其とき人の子の兆天に現るまた地上にある諸族は哀哭み且つ人の子の權威と大なる榮光をもて天の雲に乗來るを見ん又その使等を遣し鐘の大なる聲を出しめて天の此極より彼極まで四方より其選れし者を集むべし(五十、五十一節) その僕の主人おもはざるの日しらざるの時に來りて之を斂殺し其報を偽善者と同うすべし、其處にて哀哭切齒すること有ん(太二十五章四十一節) 遂にまた左にをる者に曰ん罰せらるべき者よ我を離れて惡魔と其使者の爲に備たる熄ざる火に入よ(四十六節) 此等の者は窮なき刑罰にいたり義者は窮なき生命に入べし

(可三章二十八至三十節) われ誠に爾曹に告ん人の凡ての罪と瀆す所の褻瀆は赦るべけれど聖靈を瀆す者は

罰に干らん(同十四章二十一節)人の子は己に就て録されたる如く逝ん然と人の子を漬す者は禍なる哉その人は生ざりしならば幸なりし爲ん(約三章三十六節)子を信する者は窮なき生命を得子に従はざる者は生命を見こぞを得じ且神の怒の上に留らん(約壹五章十六節)「もし人その兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ば祈りて死に至らざる罪を犯すものに生を予ふべし死に至る罪あり我これが爲に祈れと言す」とあるを見よ

(乙)罪人は其罪中に死し又は沈淪さるゝものなり(約八章二十一節)イエス復いひけるは我ゆかん爾曹は我を尋へし爾曹おのれの罪に死し我ゆく所へは爾曹きたること能ざるなり(二十四節)是故に爾曹は己の罪に死んど我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信せずば己の罪に死ん(腓三章十九節)彼等の終は滅亡なり己が腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等は惟世の事のみ念へり(撒後一章九節)かれら主の面と其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん、彼後二章十二節、彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の如し知ざる所の事を誇り其邪曲により滅されて不義の報を受ん(十七節)此輩は水なき井なり狂風に逐るゝ雲なり黒暗かれらの爲に窮なく存れり(同三章七節)それ神は其言を以て今の天と地を蓄へ之を火にて焚ん爲に神を敬はざる人を審判する淪亡の日まで存せりとあるを見よ

(丙)罪人の來世の苦難は無窮なり(可九章四十三節)若し爾の一手なんぢを礙さば之を斷され兩手ありて地獄すなはち滅ざる火に往んよりは殘缺に永生に入は爾の爲に善こと也(四十八節)彼處に入ものゝ蟲つきず火きえず(撒後一章九節)かれを主の面と其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん(但十二章二節)また地の下に睡りをる者の中衆多の者目を醒さんその中永生を得る者ありまた恥辱を蒙りて限なく羞る者あるべし(太二十五章四十六節)此等の者は窮なき刑罰にいたり義者は窮なき生命に入るべしとあるを見るべし

右最後の本文には義者の福祉の無窮なることと悪人の苦難の無窮なることを言はんため同一の語を用ひたり、此の(Aion)と云へる辭並に其變化は新約聖書に於ては通例義者の無窮の幸福並びに神の無終の存在を言ふと同じく又不義者の苦難の期限をも言ふものなるが故に之れが用法を仔細に究むること肝要なり、余は之れが用法と云ふ蓋し言辭の意味は主として其用法に依て評定すべければなり、而して其言辭の根原に依るの評定は第二段のことたるなり、然れども今先づ(Aion)の根原につき數言を述べれば(Aion)は希臘の(Aei)羅甸の(Aevum)又(Aeternus)獨逸の(Ewig)及び英語の(Ever)と同一の根原を有せり、カルテイアス氏フィツク氏クリマル氏等の説を參見せよ、此辭を適用せるとき其主件の特に之れが意を制限する事非んば此辭は必ず無終の意義なり、古昔希臘の書を著せる者は通例(Aion)並に形容詞(Aionios)を用ひて以て神の無窮存在其不變の法則其不易の觀念及び彼等が不死不滅と信じたる靈魂の無窮存在を表せり、ホームル、ヘシオッド、ソフォクリース、プレトール、アリストートル、ブルターク、ジョセーフアス及びファイローは斯の如く之を用ひたり、アリストートル其「天説」卷一、第九段に於て(Aion)の意義を論せる所あり、其中に曰「(Aion)とは各個人の生涯を包括する期限にして、其限外は自然によれば全く空なるものを云ふ、同じく全天の際涯及び時並に無限を包括するの期限即ち(Aion)なり、其名稱は(Aei-onai)(常恒存在)より取りたる也」と

ジョセーフアスバリサイ人の信仰に付き語て曰く(古事談第十八卷第一章第三段)バリサイ人は又靈魂に不死の活力ありて地下に於ては彼等が現世に於て過りたる生涯の徳不徳に應じて賞罰あるべしと信せり、而して不徳の生涯を過りたる者は永恒の獄に留止せられ有徳の生涯を過りたる者は復活して再び生くるの力を有すと信せり、此教理を持する爲、彼等は人民大體を勸化するに大に力あり」と又エッシーン人の教理に付き

語て曰く(戦争記第二卷第八章第十一段)「肉體は腐朽すべく、之を成せる物質は永恒ならず、然れども靈魂は不死にして永恒に存続するなり、……彼等は悪人の靈魂に配定するに不絶の刑罰の充てる幽暗煩亂の穴を以てす」と同章十四段に「パリサイ人に付き語て曰く悪人の靈魂は永遠の刑罰に處せらるべきなり」と擬聖書及び「タルグム」書も之と符合す、其示す所はキリストの時代に於ける猶太人は來世の刑罰の永遠なることを信じたること、且つ其無限の意を言はん爲(Aion)及び(Aionios)の辭を用ひたることに他ならざるなり

希伯來語(Olam)は舊約聖書中に用ゆること四百四十五度なり而して悉く時期を表せり而して其主件によつて制限せらるゝに非れば必ず無限の永遠を表するなり、然るに此辭は希臘語七拾人譯に於ては殆んど違ふことなく(Aion)及其變化を用て翻譯せり

次には新約聖書中(Aion)及其變化を用ひたる本文を摘檢せん

(一)單數形にて「斯」といへる代名詞と共に用ひらるゝもの、二十四度即ち左の如し、太十二章三十二節、十三章二十二、三十九、四十、四十九節、二十四章三節、二十八章二十節、可四章十九節、路十六章八節、二十章三十四節、羅十二章二節、哥前一章二十節、二章六節に二回、三章十八節、哥後四章四節、加一章四節、弗一章二十一節、二章二節、六章十二節、提前六章十七節、提後四章十節、多二章十二節、又(Aion)を世の創始として用ゆること四度あり、路一章七十節、約九章三十二節、徒三章二十一節、十五章十八節、來らんとする世に關し用ゆること四度、可十章三十節、路十八章三十節、二十章三十五節、來六章五節、又永遠の意味にて三度用ひらるゝ、太二十一章十九節、可十一章十四節、約八章三十五節を見よ

又神の存在に關し此辭の用ひらるゝこと十四度あり路一章五十五節、約八章三十五節、十二章三十四節、

十四章十六節、來五章六節、六章二十節、七章十七、二十一、二十四、二十八節、彼前一章二十三、二十五節、彼後三章十八節、猶二十五節を見よ

義者の幸福の期限に關し用ひられたるゝところ五度あり、約六章五十一、五十八節、哥後九章九節、約壹二章十七節、約貳二節を見よ

悪人の苦難の期限に關し用ひらるゝところ二度あり彼後二章十七節、猶十三節を見よ

打消し分詞と共に用ひらるゝこと八度あり(可三章二十九節、約四章十四節、八章五十一、五十二節、十章二十八節、十一章二十六節、十三章八節、哥前八章十三節)右の中に五度は義者に關し、一度は悪人に關し、一度宛は各ヘテロとパウロに關するなり

複數形にては前置詞(En) (通じて)と共に用ひらるゝこと九度悉く神に關せり、太六章十三節、路一章二十三節、羅一章二十五節、九章五節、十一章三十六節、十六章二十七節、哥後十一章三十一節、來十三章八節、猶二十五節を見よ

他の前置詞と共に若しくは前置詞なくして用ひらるゝこと十度、即ち神に關し三度、哥前二章七節、弗三章十一節、提前一章十七節、來世一度、哥前十章十一節、來らんとする世一度、弗二章七節、世の創より以來一度、弗三章九節、歷世歷代一度、西一章二十六節、諸の世界二度、來一章二節、十一章三節、世の季一度、來九章二十六節を見よ

又前置詞(En)と共に重複の複數形即ち(En) (Tous) (Aionas) (Ton) (Aionion) 即ち世々として用ひらるゝこと二十三度あり、神に關するもの十九度、加一章五節、弗三章二十一節、腓四章二十節、提前一章十七節、提

後四章十八節、來一章八節、十三章二十一節、彼前四章十一節、五章十一節、默一章六、十八節、四章九、十節、五章十三、十四節、七章十二節、十章六節、十一章十五節、十五章七節、義者に關し一度、默二十二章五節、惡人に關し三度、默十四章十一節、十九章三節、二十章十節を見よ

形容詞(Αἰώνιος)は新約聖書中に七十一度用ひたり、而して悉く永遠即ち無終の意味を以てなり、其中義者の

永遠の生命に關して四十四度用ひらる、太十九章十六、二十九節、二十五章四十六節、可十章十七、三十節、路十章二十五節、十八章十八、三十節、約三章十五、十六、三十六節、四章十四、三十六節、五章二十四、三十九節、六章二十七、四十、四十七、五十四、六十八節、十章二十八節、十二章二十五、五十節、十七章二、三節、徒十三章四十六節、四十八節、羅二章七節、五章二十一節、六章二十二、二十三節、加六章八節、撒前一章十六節、六章十二、十九節、多一章二節、三章七節、約壹一章二節、二章二十五節、三章十五節、五章十一、十三、二十節、猶二十一節を見よ

又斯辭は左の如き意味及び添語を以て用ひらる「永遠」腓利門十五節、「永遠の住居」路十六章九節、「永遠の榮光」哥後四章十七、十八節、提後二章十節、「永遠の屋」哥後五章一節、「窮なき世嗣」來九章十五節、「永遠の救」來五章九節、「永遠の贖」來九章十二節、「窮なき契約」來十三章二十節、「永遠の國」彼後一章十一節、「永遠の安慰」撒後二章十六節、「永遠ある所の福音」默十四章六節、「世のならざりし先より」羅十六章二十五節、提後一章九節、多一章二節、「窮なき神」羅十六章二十六節、「永遠靈」來九章十四節、「窮なき神の權力」提前六章十六節、彼前五章十節、「惡人の盡ざる火」太十八章八節、二十五章四十一節、「惡人の窮なき刑罰」太二十五章四十六節、「永遠の審判」來六章二節、「永遠の罪」可三章二十九節、「永遠沈淪」撒後一章九節、「永遠の火

の刑罰」猶七節を見よ

斯の如く此辭は「永遠より」の意味にて三度、神の永遠の榮光等に關し七度、義者の來世の幸福の永存等に關し五十四度、及び惡人の苦難の永存に關し七度用ひらるゝなり、惡人の苦難に關して用ひらるゝ時は義者の幸福の永存、若しくは神の永在に關し用ひられたるときと其意義を異にしたりと爲すべきの道理ありや、吾人は太二十五章四十六節に於ては一句を一意に解し他を他意に解すべきや、世々といへる重複複數体(Εἰς, οὗ, εἰς)は以て如何に解すべきぞ、神及び義者に關せる處は無窮の意に解し、惡人に關しては有限に解すべきや、希臘語に於て永遠の意を表せんため、之に増したる強力の言語は蓋し工夫爲し難かるべし、人類及宇宙の創造主なるキリストは天より地に降り罪より人を救はんため且つ人の最も知るを要する事件を人に教へんが爲に人と成り給へり、約三章十一節に自ら言給へる如くキリストは實に其知し事をいひ見し事を證せしなり、彼又當時の猶太人を觀しに彼等は永遠無窮の苦難を信じ居るなり(Αἰών)等の意義及用法等に關する論中ジョセフアスより引ける處を參考せよ

基督教に歸化したる猶太人の碩學エデルシャイム氏其「メツシヤイエスの生涯記」の附録に於て吾人に告ぐる處によれば、キリストの時代に於ては「シャマイ」及び「ヒレル」兩派の大なる「ラビ」學校偕に來世の苦難の無窮なる説を持し、且つ之を教へたりと猶太人の歴史及教理を研究することを以て生涯の専門となしたるガイセンの教授シューラル氏は曰く「猶太人は義者は天に於て永遠の幸福即ち純全たる榮光の境遇を樂むべしと信じ、之に反して惡人は「メツシヤ」の王國より排斥せらるゝのみならず、地獄に於て苦難と刑罰とを受くべしと信せり」と

キリストの時代に於て猶太人中或る者は靈魂の中斷滅するものありとの説を抱けり、フェルデナンド、ヱバル氏其「古昔會堂に於けるパルステナ神學」といへる書に「ラビ」間に流行せる見は惡人の靈魂少くとも數多の靈魂は「ゲヘナ」の火中に斷滅せらるべしとせしなりといへり、然れども神に従はざる者の地獄に於ける刑罰は永遠なりといへる文も亦あるなり斯の如くキリストも此件に關して語り給ふときは猶太人は一般に永遠苦難の教理を信じたれども、或者は斷滅説を信じ又「サドカイ」人の如きは全く來世の事を否認したる事を知り給へり、キリストは其際如何に處し給ひしや、キリストは是等の論難の問題に關し、明瞭なる言語にて語ることを避け給ひしや、此等の問題に關しては曖昧の言語を用ひ給ひしや否、其教示最も明白なるなり、キリストは彼等に告ぐるに義者は永遠の生命に往き、惡人は永遠の苦難に往くことを以つて、惡人の臻るべきは惡魔と其使者の爲に備へられたる永遠の火なり、其處は火消へず蟲盡さざる所なり、聖靈を瀆す者は限なく赦さる可からず、限なき刑罰に干らん（可三章十九節）赦さる可らず英語にて（Has never forgiveness）希臘語にて（Ouk schai aphesin eis ton aiona）是は希臘語中にて最も強き語格にて、決して赦されずとの意なり、吾人來世に關するキリストの言を探究するに萬物の回復死後の悔改又は惡人の斷滅に於ては毫も暗指する處あるを見ず、然れども惡人來世の苦難の畏怖ろしきこと、並に無窮なることに關するキリストの言辭は其使用最も凱切なるものにして、聖書中に於ては何人の言に比するも、遙かに其語格は強烈なり

パウロは永遠の苦難の教理を教へざりしといふ者時には無しとせず、然れども其書翰を檢せば果して如何（羅二章五節）悔いなき人に告て曰く、己の爲に神の怒を積みて其義鞠の顯れし震怒の日に及ぶ也と（二章

八節）不義につく者には報るに怒と患難辛苦とを以てす（羅五章九節）今その血に頼て我儕義とせられたれば、况て彼に由て怒より救るゝ事なからん乎（羅九章二十二節）惡人に就ひて曰く彼等は神怒を現す爲に滅亡に備れる器なりと（撒後一章七至九節）かれら主の面と其勢の榮光より離れて窮なく亡る罰を受ん（撒前五章三節）滅亡忽ちに來らんとあるを見る、人々絶て避ることを得じともあるなり（腓三章十九節）彼等の終は滅亡なりといはれたる者あるを見る、又同じく（哥後十一章十五節）惡魔の役者の終りは必ずその爲すところに應ずべしと記せるを見るに非ずや（徒二十四章二十五節）にはパウロの公義と擲節と來らんとする審判とを論せし爲、ローマの方伯戰懼したるを見るに非ずや

今斯教理に關し初代基督教會父祖等の信せし所教へし處如何に至れば此事至て明白なり、博士ラッゲ氏の「來世試定論考」といへる書に此點に關する周到なる講論あるを參考すべし
今余は同書より引く處あるべし

使徒約翰の門弟ポリカプ其「殉教者の記」第二章に曰く永遠の刑罰より彼等を贖ふキリストの恩寵を仰ぎて、彼等は斯世の凡ての苦刑を蔑視したり……蓋し彼等は永遠にして且つ決して消ゆることなき彼の火より逃るゝことを其眼前に認め居りたればなり」又曰く汝は暫く燃えて後頓がて消さるゝ火を以て脅迫す然れども神に従はざる者の爲に貯へられたる來らんとする審判及び永遠刑罰の火あることを知らざるなり」とイグナシアス其エペソ人に遣れる書翰第十六章に曰く誰にても其惡しき教によりイエス、キリストの爲に十字架に就きたまひし神の信仰の道を腐敗せしむる者は瀆がれたる者となりて永遠の火に至るべきなり、又此の如き者に聽くところの者も皆然らん」と又曰く「生と死とは其性と處とに於て相反せるが如く其永期に於

ては並同なるものに非ずや」と

殉教者ジャステン、マーテル其「第一証據論」第十二章に曰「各人其行爲の價値に應ず永遠の刑罰又救拯に往く云々」吾人は惡しき生活を爲して悔改せざるものは永遠の火中に罰せらるべしと信せり」同書第二十一章「吾前に言し如く汝曹は吾儕を殺すより他に爲すこと能はず、是吾儕には實に無害なり、然れども汝曹及び凡て不當に吾儕を憎みて悔改ざる者は永遠の火の刑罰を招くものなり」同書四十五章「而して品格あるものの靈魂は永遠不死を以て裝はれ惡しき者の靈は永遠の感覺を以て裝はれて惡天使等と偕に永遠の火に遣らるべし」同書第五十二章

アイレニアス（紀元百八十年より同二百二年）其「駁異端論」第三章四項に曰、救はるゝ者の救主鞠かるゝ者の判主たるキリストは榮光に於て再び來り給ふべし、而して眞理を變遷しキリストの父及びキリストの降世を蔑視する者を永遠の火に遣り云々と

テルタリオン（紀元百八十年より二百二十年）「駁異端論」第十三章に曰、キリストは永遠の生命及び天の約束を受け、且つ樂しましめんために聖徒を伴ひ往かんとして又惡人を永遠の火に定めんとて榮光を以て來り給ふべし」とミヌシアス、フェリクス、シプリアン、ラクタンチアス、アサチシアス、エルサレムのシリル、パシル、クリソストム、アウガスタイン、エピファニアス、ジェローム、ヒラリ、第一世グレゴリ、ゼ、グレト等皆な惡人の刑罰は變改すべからざるものなりと教へり、他の諸見に關しては「死後の試定即ち悔改」の項に至て論すべし

初代キリスト信者は斯教理を信じ、且つ之を宣傳せり、數年間米國「ユエタリアン」協會の會長たりし博士

エフ、アッチ、ヘツジ氏は萬物回復説の到底免る可らざる困難たることを語れり、其著書「道理と宗教」第二卷第十論に曰く「此問題は神學中の疑團の一にして之を可とするも否とするも同じく難すべく、同じく疑ふべきものなり、此問題に於ては感情と道理とを分離せざるを得ず、吾人の心情は一切不捨論者と同感たり、然れども哲學的並に神學的不捨論に於て必要とするところの論說に至ては實に虛妄にして理性に撞着するものなり、神學的不捨論は全能者の慈愛をして各個靈魂の正當作用に於て過度なる強迫的干渉を爲さしむ、隨て神性をして神性たらしむらしむ輒ち自家撞着なり、哲學的不捨論に於ては自改自治の勝利を以て必至的となす、即ち人性に於て善性は必至なりとするものなり、此説たる人性分解を以て基礎とせざるの説なるべし、是れ決して現世の經驗中に其憑據を有するものに非ず、吾人の見得る限に於ては不捨の見を維持するものは唯だ一の盛大なる希望なるのみ、然れども此希望たる之を愛抱する者には貴重ならんも、此問題の批評的討究に於ては利益渺なきものなり」云々と

吾人は永遠刑罰の教理を實際上如何に説教すべきや、之れに關し數言を述べ此項を終るべし

(一) 吾人は説教中より斯教理を脱漏すべからざるなり、神は之を脱せず、キリスト之を脱せず、パウロ之を脱せざりし也、千八百年の以前に斯教理は必要なりしとせば今も亦必要なり、吾人は吾師の模範に倣ひ之を宜ふべきなり、之を棄るときは有害なからざるを得ざるなり

(二) 吾人斯教理を説くに當ては吾人自ら其畏懼るべき事を眞實とし感ずることを聽衆をして感せしめざる可らず、之を成さんと欲せば吾人先自ら其眞理たることを信せざる可らざるなり、イザヤ聖靈に感じてモアブに對ひ呪ひの語を吐きしと、其の語に曰く「心モアブのために叫びよばれり」と（賽十五章五節）キリ

ストエルエレムの懼るべき滅亡を預言し給ひしときは實に其心の哭き苦みと涙とを以てし給へり、路十九章四十一至四十四節を見よ、涙を以て來世の苦難の教理を説く能はざる者は寧ろ之を説かざるに若かざるなり、之を説くや心に充實せる衷情より發出せる謹肅の聲音と深切なる感情とを以てすべきなり

(三)吾人は罪人の苦難を受くるは神の無限の慈愛と調和したるものなることを明かに信得して以て之を説かざる可らず、抑も神の諸の害惡と永遠の苦難とを惹き來るべき罪惡を世に許容し給へるは其宇宙永遠の王國に於て最も善福となるを以てなり、強ひて罪を拒絶せんよりは反て優りたればなり、神性中の公義にして其基本を慈愛に發せざるはなし、黙示録第十九章なる審判の顯現に於ては惡人が懼るべき刑罰を受くるに當て天使の軍衆より崇拜の讚歌湧昇せり、彼等は惡人の災苦の焔烟永遠なく昇りしとき「アーメン、ヘルルヤ」と言へり蓋し「神の審判は眞にして義しき」が故なり、此刑罰の結果は惡人に於ては絶望と忿怒なり、義人には崇拜と讚美なり、恰かも神の性意は各人の性質を反映する明鏡なり、同じくキリストの十字架も沈淪者には愚かなるもの救はるゝ者には神の能力たるなり(哥前一章十八節)

(四)罪人の境遇の咎を神に置く可らず、罪人は自己の自由の舉動によつて頑固なる望みなき心惰に陥りたるものなり、神は罪人を救はんため智慧に協ひて爲し得る限りは其全能全智全愛を用ひ給へり、然ども彼れ救はるゝを欲せざるなり、斯る者を神は如何に處し得べきや、神は唯其罪人の自ら撰びたる場所^{場所}に其撰みたる朋輩と偕に其罪の自然の結果を受け苦むに放任し給ふより外に之を輕ふする能はざるべし、神は罪人の心惰を變易へ又は其苦難を減ずること能はざるなり

(五)聖書に來世の苦難を表せる火、蟲等の辭は文字の儘に取る可らずして凡て形體上の苦難より遙に深く且

つ痛ましき靈魂上の苦痛精神上の艱難を表せる比喩なることを吾人自ら之を眞知し且つ聽衆をして同じく之を熟知せしめざる可らず耶二十三章二十九節に「エホバ言たまはく我言は火の如くならずや」とキリスト曰く(路十二章四十九節)「われ火を地に投入れん爲に來れり」と、兩所共に實物の火を指すに非ず、大なる精神的眞理を意味するものにて唯だ其比喩は其眞意を表すること不充分なるなり、惡人來世の苦難を表せる比辭に於ても亦然り此等の辭は來世の畏懼るべき事實を表せんには實に不充分なる模形と云ふべし

第四項 此章には衆生悉皆の終局回復説を考究すべし

回復説とは罪人及び惡鬼は永期の問苦むべしと雖ども終に悔改して救はるべしといふにあり、是即ち不捨論者の通常主張するところのものなり、簡略に其信する處の條目を擧ぐれば左の如し

- (一)、神は愛なり此愛は終に一切の反對に勝ちて凡ての徳性を有する者をして神を愛し且つ神に順ふに至らしむ
- (二)、キリストは神なり、神を現示す者なり、又人の療治者なり
- (三)、人は神の像に造られたり、刑罰は唯だ改新の爲のみなり、人の自由意志は永遠に存すべし
- (四)、終には宇宙に調和成就すべし、新種の動機教誨の新法あるべし、又道德的感化力は存外に増加するべし

右の信仰の諸點大に眞理を含有せることは更に論なしと雖ども、又其多分は全く聖書外の論件にして或るものは聖書に反せるものなることも同じく更に論を俟たざるなり、此論たる吾人が第三章に論じたる、キリス

トの明白なる教訓と聖書の大旨意に反せるものなり

斯論説の主持者は其立論の爲に聖書數ヶ所の本文を引用す就中最も顯著なるものは左の如し

(一) (徒三章二十一節)「神の古より聖預言者の口に託て言たまひし萬物の復興もたらん時まで天は必ず彼を受おくべし」此に使用せる希臘辭(Apokathistemi)は回復又は成就の意なり、而して此文に於ては世の終末及大審判に於てキリストの再降を指せるや明なり、輒はち宇宙を平和に歸せしむるキリストの大功業の成就したるとき凡そ救ひを得べき者は悉く救はれたらんととき、而してキリスト其功業の此部分を付し終るの時なり

(二) (羅五章十八、十九節)「是故に一の罪より罪せらるゝ事の凡の人に及し如く、一の義より義とせられ生命を獲ることも凡の人に及べり、それ一人の逆に由て多く罪人とせられし如く、一人の順に由て多く義とせらるべし」此希臘語(Πασι) (多く)は唯だ多數の意にて常に使用せらるゝなり、左の諸處を參見せよ(太三章五節)「斯時エルサレム及びユダヤを擧げたヨルダンの四方より人々出でヨハネに就」(可一章三十七節)「彼に遇ひ曰けるは衆人みな爾を尋ね(約三章二十六節)「彼等ヨハネに來りて曰けるは「ラビ」視よ爾と偕にヨルダンの外に在て爾が證せし者「バプテスマ」を施すに皆かれに來れり」

(羅五章十七節)即ち引用文の前節に於ては「況て溢るゝの恩と義の賜を受る者は一人のイエス、キリストとにより生に在て王たらん乎」と記さるを見る

(三) (哥前十五章二十一至二十八節) 此第十五章に於てはパウロは大審判の時に於ける甦生の事を論せるなり、此時凡ての信者及不信者偕に甦るべし、而して其甦は皆キリストの甦に關係を有するものなり、凡ての者甦を受べし然と各種其序に順ふなり、第一はキリストなり次はキリストの來らんとときにキリストに屬せる

もの而して後ち不信者なり、然れどもパウロ此章に於ては斷へず信者の情狀のみを論せるが故に、不信者の甦生の事は之を記せず、然れども此事他處に明示せられたるなり、但十二章二節、約五章二十八、二十九節徒二十四章十五、二十一節を見よ、又撒前四章十六節にはキリストに在て死たる者先づ甦ることを示さる、且又先項に於て見たるが如く不信者が永遠の刑罰を受くるの事實は聖書全體の大旨意なり、太二十五章四十一、四十六節、約五章二十九節、但十二章二節を見よ、又右哥前十五章二十四、二十五節に於て吾人は凡ての者の救あることを見ざるなり、敵を足下に置くとは彼等の上に全勝を獲たるの證なり(書十章二十四節)「かの王等をヨシユアの前に曳いだし、時、ヨシユアイスラエルの一切の人々を呼よせ己ととも往きし軍人の長等に言けるは汝ら近よりて此王等の頸に足をかけよと、乃はち近よりてその王等の頸に足をかけ、れば云々」(詩四十七篇三節) エホバはもろゝの民をわれらに服はせもろゝの國をわれらの足下にまつるはせたまふ」(詩九十一篇十三節) なんぢは獅と虺とをふみ壯獅と蛇とを足の下にふみにじらん」(來一章十三節) 使者の中なる誰に爾の敵を爾の足踏となすまで我右に坐すべしと會て云給へること有しや」(來二章八節)「なんぢ萬物を其足下に服せしむ既に萬物を之に服せしむれば必ず服せずして遺る物なし、然れど今に至るまで我儕萬物の未だ之に服せしを見ず」(來十章十三節)「その敵を足踏となさん時を俟てり」(羅十六章二十節)「平安の神なんぢらの足の下に於て「サタン」を速かに碎くべし我儕の主イエス、キリストの恩なんぢらと偕に在らんことを願ふ」(哀三章三十四節)「世のもろゝの俘囚人を脚の下にふみにじり」と

宇宙に於て神に反ける一切の者を服せしむるに當ては救はれ得べき者は凡て救はる而して到底救はれ得べからざる者は凡て全く服せられ、且つ緊束せるべし、是キリストの職務の一なり、キリストは贖罪の大功業に

因て人を救ひ且つ宇宙一切の眼前に人を罪より制止し、神に忠なる者をして愈々其忠を固守せしむるの最強動機を揭示し給ふなり、故に大審判の日到るの時に當ては凡て救はれ得べき者は既に救を受けたるなるべく、而して其時以後に於ては聖き者は決して罪に陥らざるべく、不聖者の聖き者を罪惡に誘ふの力も全く消滅すべし、聖者と聖からざる者とは永遠に區別せられ、宇宙は悉く永遠の平安に歸すべし、其時即ち哥前十五章二十四節に記されたる如くキリストは其職務の此部分を還付し、而して同二十八節に記せる如く神は永遠萬物の主宰たるべきなり、余に於ては以上述ぶる所を以て聖書全體の旨意に應合し、且又道理に符合したる此章本文の解釋なりと思考せり

(四) (弗一章十節)「これ自ら定め給ひし所なり、即ち期の満るときに至りて或は天に在るひは地に在る萬物をキリストに歸せしめんが爲に定め給ひし所なり」及び(西一章十九、二十節)「そは父すべての徳を以て彼に滿しめ其十字架の血に由て平和をなし萬物すなはち地上に在るもの天に在る者をして彼に由て己と和がしむる事は是の聖旨に適ふことなれば也」と右の本文に於ける萬物とは明かに聖き天使及び凡ての救を受けたる人間を指すものなり、而して救を受けたる者は人類中の大多數たるや論を俟たざるなり、右の二書翰にはパウロは特に信者即ち凡ての信者に關して書けるなり、弗三章八至十二節十五至十九節、西一章十八節を見るべし、而して此兩書翰を通觀するにパウロの謂ゆる凡ての者とは「神に撰まれたるもの」キリストを信する者「神に愛せられたる者」及び「信仰に在るもの」を指せることを見るなり、今一步を譲りて右の本文は義人と共に惡人を抱合せるものとせば、其意は乃ちキリストを信する者は欣喜彼に隨從ひ、不信者は征服せられて彼に屈服するにあるべし

(五) 腓二章十節と羅十四章十至十二節を比較す、蓋し此文は終末の審判に就て記せるなり、而して其審判の委細は記して馬太傳第二十五章にあり、乃ち或者は永遠の刑罰に往くならずや、又可三章十一節、及び雅二章十九節に於て「俯伏す」の眞意を見得るべし、此服すことは或者に於ては隨喜の順服に非ずして強制的屈服なるなり、可三章十一節、五章六、七節を見よ、默示録第五章には凡ての者神を拜するを見る、然れども第六章に至れば神を拜せざる者亦あるを見る、而して之れ乃ち聖書全體の主旨なり、是故に吾人若し以上五、六の本文により凡ての徳性を有する者は終に救はるべしとの論局を結は、吾人は即ちキリストの教訓及び聖書全體の主旨意に反せずんばあらざるなり

且又吾人は以上の本文に於て此論説の明瞭に教示せられたるを見ざるなり、此等の本文は最も善く云ふも唯だ疑はしき本文なるのみ、而して聖書解釋の通則たる疑を容るべき本文はキリストの明白なる教訓の光に照し、並に聖書全體の主旨意に由て説明すべき事なるに非ずや、キリストは「サタン」の權力を滅すなり、路十章十八節、太十二章二十八、二十九、節、約壹、三章八節、來二章十四、十五節を見よ、然れども「サタン」がキリストに欣喜順從者と成るを見ず、反て「サタン」及び彼に従ふ者は永遠に反逆し、且つ無窮に苦難しむこと明白に記されたり、前項を參照すべし

第五項

此項に於ては死後即ち死と大審判との間際に於ける悔改の説を論究すべし

此説を主持する者論じて曰、神の愛及び恩寵は永遠に存するものなり、人の自由力も亦永存す、而して衆多

の者現世に於て悔改せずして死するが故に必ず來世に於て悔改の機會あるべし、特に此世に於てキリストの事を聴くの機運を有せざりし者は死後其機あるべしと、ドルナル氏マーテンセン氏カーニス氏及び其他の説を見るべし

神の側即ち其本性に對しては此説に於て敢て難なかるべし神の愛と恩寵とは永遠に存すべし、故に死後に於て眞實悔改するの靈魂は疑もなく救を得べし、然れども吾人如何に聖書を探究するも靈魂の死後に悔改するものあるの證據を見ざるなり、余は先づ此論説に關し概論せんと欲するなり

余は來世苦難の難問題を以て心思を苦むる者には深き同情を懷けるなり、余は如何なる基督信徒にしても此教義に關し疑を懷き、若しくは之に關し疑はしき論説を抱持するの故を以て交の手を與へざることは爲さるべし、然れども此問題に關しては如何なる説を以て効力あり、且つ實際上施すべきものとして主持辯護するを賢とするやに至ては余は斷然たる自説あるなり、是蓋し余が亞細亞の光明蔭下に於ての事業中に成れるものなり

來世の試定といへる言語は難なき能はず、好機といへる語も亦同じく故障あり、兩語偕に曖昧にして人により其意を大小にし得べく、又實際然かなし居るなり

(一)神は宇宙間凡そ徳性を有するものには悉く適當なる試定機會即ち最高神性の點より見て所謂「好機」を與へ給ふなり、此事に於ては吾人固より確信すべきなり、神の本性之をして然らしむるなり、若し然らざるときは吾人の崇拜する神には非ざるなり、然れども人間の拙劣なる工夫言語を以て之を述べ、其極めて狹近なる見識を以て之を觀し神の徳性ある者各々に實際上如何なる試機を授與し給ふやに至ては、吾人輕々しく

判断の歩を進むる可きに非ざるべし、(二)然れども神の徳性を有するもの各々に同一の試機を與へざる事は吾人之を知るを得べし、試機其種類(甲)を異にせるあり、例へば元始に造られたる天使の試機と人間の試定機會との如し、又其程度(乙)に於て差へることあり、例へば神を知れる家族に生れ且つ養育を受くる兒童と神を知らざる家の兒童とに於けるが如し、以上一二の理を推究するに(三)神は或者には好機に優りたる試機を與へたまふ事ありと云はざるを得ず、而して如何なる者に好機に優りたる試機を與へ給ふや、又好機よりも幾程優りたる試機を與へ給ふやとの間に對しては吾人左の如く答ふるを得べし、曰く(四)神は宇宙間凡そ徳性を有する者には唯だ好機を與へ給ふのみならず、神の智慧に於て與へ得べき最上の機會を與へ給ふべしと、神の全靈、全性、無限智、無限力、無限愛は之を與へん爲め永遠より一轍に合働したるなり、現在も之が爲めに勞働せり、將來永遠にも之が爲めに勞働せん、否各人に對し好機を與ふるのみならず、神に於ては各人に對して好機に優りたる試機を與へ給ふべし、而して之を與ふるや現世若しくは大審判に至るまでのみに非ずして神の存在し給ふ限りは永遠に之を賜ふべし、神は其無限力、無限智、無限義無限愛を盡し、宇宙間凡そ徳性を有する者に永遠に最上試機を與へ給ふべし、而して是れ神の側よりすれば救拯を得しむるの實機たるなり、眞實に悔改したる靈魂は天に在るも地に在るも地獄に在るも生前なるも死後なるも審判の前なるも將た後なるも救拯はれざるることなかるべし、斯の如く神が現世にも永遠にも凡そ徳性を有する者に與ふる好機、否好機に優過したる試機は宇宙の各界各世に於て一つに試定機と稱して當然なるや否やに於ては大に諸説の異なるものあるべし、蓋し試定機とは其意曖昧たる辭なればなり

若し試定機とは試みを受くる者をして悔改して救を得るに至らしむべき試みの境遇を指すものなるか、又は

世界に於ける人間現境の如く悔改して救を獲るに特に適當なる境遇の意なりとせば、然らば來世に於て試定機を得る者あらんこと疑はざるを得ざるなり、如何となれば聖書全篇の大旨意は右兩説何れを取るも之に反對なるを以てなり、聖書に於ては死後悔改して救を受くる者あるの兆證あらざるのみならず、全經特にキリストの教訓の旨意は之れに反せり、又徳性を有する者の來世に於ける境遇に關し、吾人が知るを得るの限に於ては其境遇は悔改救拯を獲るに適せざるが如し、即ち(甲)死に際し義人と惡人、救はれたる者と、救はれざる者とは全く處を異にせらるべし(乙)成長したる人間の大多數に於ては品性は固定するの傾向ありとの原則の作用によつて其品性既に生前に於て實際決定したるなるべし(丙)救に必要な永遠真理の知識に關し、來世の境遇は現世と全く異なるべし

凡そ靈魂は其異教國より來れると基督教國より來れるとを問はず、靈界に臨覺したるときは神の存在及び神性靈魂の存在、罪惡の事實キリストの神性及び其功業に關しては更に疑ふ能はざるべきは當然の理といふべし、此の如くにて靈界に臨覺せんとし直ちに寶位の聖前に拜跪し、諸王の王者を崇拜し、其教主を信認せざる靈魂は此光明中に在りながら、此崇拜拒絕の一舉によつて以て其永遠の品性心情を決定し、隨て自己永遠の災禍の運命を自ら印證する者也

余は拯救を獲べき試定機の死後にまで延及せんことは事物本然の勢理に於て如何なる靈魂にも有る可らざることなりと思はざるを得ず、基督教國並に異教の諸國に於て衆多の人間現世に於ては好機を得ずと論ずる者ある事は、余固より之を知れり、而して又神は此種の者の爲には必ず死後に於て好機を與へざる可らざる義務ありと言ふに躊躇せざる論者あるなり

余は右の斷言の證據の提出せられんことを俟つ者なり、成程論者及び余が受けたる境遇に比して不運なる境遇にある者多くあるべし、然れども各靈魂が神より要求し得べきの好機を神に於いて配與し給はざりし者、世界何れの處にか會てありたることを證明し得る基督信徒あるや、余は知らんことを欲するなり、神は救拯に至らしむべき機會と誘引とを凡ての者に同一に與へざる可らざる義務あることを證せんと欲する者あり乎、神は必ず人間現世の境遇と大要同一種の死後境遇に於て各靈魂に歴史的キリストを示現せざる可らざるの義務あることを證せんと欲する人ある乎、各靈の死の時より後永遠不斷キリストは其眼前に現在し給ひて其直視する處なるべし、而して眞實の悔改を爲すものは世々何時にても神之を受納し給ふべし、然れども現世に於けると境遇事情を同ふして來世に於てもキリストの示現あるべき證據兆跡は何處に得べき乎、之れ事物本然の理勢に於て有ることを得ざる可し、且又死後キリストの示現を得て悔改するものあるの證據兆跡は之を何處に得べき乎、凡そ有る處の兆證は皆反對を指せり

今此問題に關しや、理論を去り實際に移れば、現世に於てキリストを見知るの好機を得ながら之を棄たる者は來世に於ても悔改する事なかるべしとは、論者皆同意するところなるが如し、吾人は又未だ道德的責任を有すべき年齢に達せずして死する多數の人間(殆んど人間の半數)は之を論外に措くべし、此等未發達の種子は靈界に移植せられ、天の光と愛の中に覺生し、天使及び聖徒の教誨によつて保育せられ、凡て天國の民となるを得べきの道は神其無限の慈愛によつて備へ給ひしこと、吾人が凡て希望する所なり

然らば殘る處は基督教國及び異教國に於て現世生活中にキリストを知るの好機を與へられざりしと、論者の謂ふ處の成長したる人間なり、吾人は反對論者と偕に今一步を進みて此種類の人間にもキリストは示さるべ

しと言ふを得るなり、然りと雖も、此世に於てキリスト及び其救拯の事を人の聴くことを得ると同一の境遇事情にてキリストの示現を受け得べきの証據は何處にあるべき乎、一任事物本性の理勢に於ては死後斯の如き示現あるを得るとするも、神は其智慧に於て之を爲し給ふ可きの證ある乎

前にも陳べたる如く現世に於けると同一の境遇に於て死後の人間に諸の眞理を現示することは出来べき事に非ずと見ゆるなり、恐くは聖靈も現世と同法に於て來世に働くこと能はざる事もあらん、來世に至て眞理の示を蒙り、死後悔改を爲さんとする罪人あるの証據何處にある乎、キリストの示現を受くるの好機を得ざりし異教國並に基督敎國に於ける成人を見よ、彼等の多數は其内なる良心の明なる光に反ひて其意を固ふして罪を犯せるに非ずや、彼等はパウロが羅一章十八節より三十二節に説く所の自然の光に反して固意罪を犯せり彼等の大多數の心情たる惡を爲さんために固定したるものにて彼等死して靈界に覺醒せんとし忽ち其靈界の光及び光明の神より背くものにして、其第一舉動によつて永遠に其生前より持來れる品性を成就せんとする者に非ざらんや

今基督敎國及び異教國の成人中に現世に於ては適當にキリストの啓示を受くるの好機を得ずして死後に至て悔改する者あるや否やの問題に關し、尙細密に之を究めんに余は先づ言はんと欲す、此問題に關しては斷定を下すこと善からざるべしと、然れども此問題に關し實際上施すべき論説として吾人の取るべき所如何に至ては聖書の大旨意並に此點に關する人間の性情に照して之を學べば、恐くは充分之を知るを得む此問題に關し吾人を導くべき要領に付き余は左の注意を記さん

第一 現世に於てキリストの事を聴くを得ざるものにて現世に在て悔改して救はるゝを得べし、斯の如き

者は現世に於ては其救を得たることに付き、充分眞知實識することあらずと雖ども、其心情たるや神の前に於てはキリストの功業及び彼等の眞實赤心を以て救を求むることにより義と爲られて救を受くるに足る者なるべし、神は各人に義を行ひ惡を爲さることを勸告する良心を賦與し給へり、神は各人に天然の光明を與へ給へり、故に「人を見ることが得ざる神の永能と其神性とは造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見るべし、是故に人々推諉べきやうなし」(羅一章二十節)を見よ、而して「律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡ぶ」(羅二章十二節)斯の如き人は自ら罪人なるを感するなり、彼等は其行ふ處の其知れる處に及ばざりしを知るなり、殿堂を建立し挽回の儀式苦行等を具有せる世界の大宗敎あるは輒ち此事實の證據なり、故に此の如き人の試定機は現世に在り、其良心は毎日毎時彼等を試むるなり、彼等は「律法なしと雖ども己の律法たる也、彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひに或は貶あるひは褒ることを爲せり」(羅二章十四、十五節)右の如き人は現世に於て歴史的キリストを知らずと雖ども救を得べし、救を受くる罪人は各其罪の宥赦と救拯とを受けん爲にはキリストの功業に由るは神の側に於て必要の約束たる余固より深く之を信す、然れども生前に於てキリストの事を聴くとなかりし者の中には實際救を得たるもの多からずと爲さるを得ざる程に神と眞理に對する正當の關係に靈魂を導引せんに生前にキリスト及び其功業を知ると必要なりとは信する能はざるなり神の側に於てはキリストの功業は救を與ふるに必要のものなり、然れども救を得させん爲に神は人の側に於ては何を要求し給ふや、單に其罪を感覺すると眞實の悔改なり、即ち全心を以て神を求め罪より救はれんことを求むるにあるのみ、キリストの事を未だ曾て聴しことなき異教國の人心にも聖靈は働らさ給ふと想ふを得ざらんや、斯く聖靈に導かれた

る異教國の靈魂は其死に際し此の如き眞實悔改の位置に在るなり、光を求め罪より救はれんことを願ふなり、故に其靈界に至り神の聖前の榮光中に覺醒するやキリストの榮光及び其功業は彼等に射映す、此時彼等の第一念たるや先づ拜跪してキリストを其神其救主として拜認すべきことなりと思はざるを得んや、果して然らば彼等は救を獲ざらんや、之を要するに必竟彼等はキリストを見ざる以前に實際救を受けたるに非ずや、其心は歴史的キリストを見ざる以前に新生したりしに非ずや、日本に於て現に此情況なる靈魂あるが如し、男女の人其罪惡を悲憂し幾多の年月其罪より救はれんことを求め、而してキリストの事を聴くや直ちに拜伏して之を崇め其救主として彼を速かに受くる如き者あるが如し、彼等若し此心情を持たずキリストの事を聽かずして死し、併しながら來世に於て彼を見るや直ちに彼を崇拜し彼を受くべきの心情ありとせば此心は死の臨らざる以前既に神の前に於ては救はれたるの心ならざらんや、成程彼等現世に於て之れを充分眞知實識して救ひの欣喜ありしには非ざるべし、然れども現世に於て救を獲たるもの悉く直に此欣喜を感ずるにも非らざるなり、此國に斯の如く救を得べき者の實例あるなり、人口全數に比して多數ならざるべしと雖ども、數千萬中現世に於て歴史的キリストを知らずして救はる者、少くとも數百萬若しくは數千萬ならんことを望み得るなり、教外の人と雖ども此世に於てキリストを知ることなくして救を得ることあるを示すに足るべし、然れども此眞理あると同時に又キリスト及び其偉大なる贖罪の功業に顯現したる神の大慈愛を知るは人心を罪の感悟、悔改、救拯に導引く最強動力たることも眞理なり、此故に此等の動力なくして數百數千の少數者は自然の光によつて悔改して救に至るべしと雖ども、キリストの贖罪の功業及び其大慈愛の最強動力を普く適當に説示すに於ては萬億の者悔改して救に入るべし、是に由て思へば「凡ての人に福音を傳ふる」熱心の基

督教國に乏しくして其進歩の遲きこと其罪を思ひ其結果を想へば豈に戰慄恐懼すべきに至る非ずや聖書中にも斯の如き悔改と救拯の類例示されたるが如し、例へばメルキセデク（創十四章八至二十節）東より來れる博士等（太二章一至十二節）の如し、又太八章十、十一節、十二章四十一、四十二節、二十五章三十一至四十六節、徒十章三十四、三十五節、又羅一章十八至二十五節、二章十二至十六節を見よ

アブラハム神を信ず彼其信仰を義とせられたり（羅四章三節）彼キリストの目を見んことを喜び且之を見て樂めり（約八章五十六節）キリスト曰く多の預言者と義人は爾曹が見るところを見んとしたりしが見ることを得ず、爾曹が聞くところを聞んとしたりしが聞くことを得ざりきと（太十三章十七節）ヨブは其贖主の活けることを知れり（伯十九章二十五節）猶太人ならざりしニチベの人ヨナの教を聴きて悔改めり、又テブカドチザル（但四章三十四至三十七節）ダリヨス（但六章二十六、二十七節）ナアマン（王下五章十五至十九節）及びコルネリオ（徒十章二至二十二節）等の例、又來十一章、約一章九節、來十一章六節を見よ

ペテロ曰我まことに神は偏らざる者にして何の國民にても神を敬ひ義を行ふ者は其聖旨に適ふと云ふことを悟ると（徒十章三十四、三十五節）アテンスに於てパウロも亦萬國民に關し語て曰、人をして神を求めしめ彼等が或は揣摩うる事あらん爲なり、然れども神は我儕各人を離るること遠からざる也と、徒十七章二十七節、又三十節をも見るべし、是れ即ち暗黒に在る者と雖ども光に至るの道を摧廢し得るの謂なり、彼等は即ち救はるゝを得しなり、此點に關しては羅馬書第一章第二章に於てパウロの論するところ甚だ明白なるが如し、其論猶太人並に異邦人に關せり、即ち一章十八至二十節に曰「それ神の怒は不義をもて眞理を抑ふる人々の凡ての不虔不義に向ひて天より顯る、蓋人の知るべき所の神の事情は人に顯明にして既に神これに人に顯は

し給へば也、それ人の見ことを得ざる神の永能と其神性とは造られたる物により以來さとり得て明かに見べし是故に人々推諉いひのかたべきやうなし」又二章二至十六節に曰、此の如く行ふ者を罪する神の審判は眞理に合へりと、我儕は知る此等の事を行ふ者を議て同く之を行ふ人よ爾神の審判を免れんと意ふ乎なんぢ神の豊厚なる仁慈と寛容なると恒忍たまふを藐視する乎その仁慈は爾を悔改に導くなるを知らず、剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積て其義鞫の顯れん震怒の日に及ぶなり、神は人の行に循ひて各人に其報を爲べし、耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壤とを求る者に永生をもて報ん、然も争闘をなし眞理に順はず、不義につく者には報るに忿と怒と患難辛苦とを以てす、此はユダヤ人を始キリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり、ユダヤ人を始キリシヤ人すべて善を行ふ人には榮光と尊貴と平康とを以て報ゆべし、これ神には偏視なれば也、凡そ律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡び、律法ありて罪を犯せる人は律法に照て審判を受けべし、神の前に義と爲るは律法をさく者に非ず、義と爲るは律法を守る者なり、それ法律なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たるなり、彼等其心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひに或は貶あるひは褒ることを爲りこれ審判は我が福音に云る如く神イエス、キリストを以て人の隠微たる事を鞠かん日に成べし」と

然るに賞罰は此處には猶太人にも又異邦人即ち天啓の律法を有せずして「其心に於て工ける律法を有する者」にも約束せらる、罰を受べき者は争闘を爲すもの眞理に順ざるもの不義を行ふ者なり、猶太人を始とし希臘人にも榮光と尊貴と平康とを受くべき者を行ふ者なり、斯の如き人の救は彼等の側に於ては未成なるべけれども神の側に於ては既に成就しあるなり、蓋し彼等の心光を求め眞理を知るや直ちに之を受け且つ之に順ふ

の覺悟あればなり、彼等はキリストの大功業を基として既に神に受られたる者なりキリストに於ける總認信仰は同じく特認信仰よりも先參なりしなり

斯種の信仰の實例を近今に求むるに之れ無きに非らざるなり、彼の鐵釘の多く突出したる履を穿ちて其足を貫きつゝ歩行し以て其罪を免れんとせし可憫印度人の例を見るべし、或時此人路傍に休息せんとき、遇々宣教師に邂逅し、十字架の事を聴しとき、彼直ちにキリストを受るの心を顯し、其血に染みたる履を棄てしに非ずや、若し彼れ宣教師に會はざる前に其心悟の儘にて死し、靈界に覺醒し初めてキリストを見たらんに其第一念たる先づ其聖前に拜伏し彼を受くるに非らざらんや、果して然らば彼宣教師に出遇ざる以前より神の前に於ては既に救を受けたりしに非ずや

メーヒウ氏「印度人改信者」の四十四頁に記せる「マルタ」マルタ 荷蘭國に於けるインデアン教會の第三の牧師ゼーフニス、ハンニットの傳記中なる事例を見よ、斯人は英國人の未だ至らざる數年前チルマークに生る、父の名をパンチアンニット母をウツヌノコムクと云ふ、此夫婦五人の子女を生みけるが藥師の百方盡力せしにも係らず、引續き何れも十日ならずして葬れり、メーヒウ氏記して曰「母親はハンニットの生まれしとき前の子女の如く此子をも失はんことを恐れ大に心を苦めたり、而して是迄度々試みたれど無効に屬したる人爲の救助法には望を絶ちたるを以て、産後其身體の復するを待ちて、即ち十日を經過せざるに、憂苦に充ちたる心を持て其子を抱き野外に往きぬ、其處に慟哭して其苦痛を慰せんと思へるなり、斯くて人力の頼むに足らざる事共回想し居りしに、心中勃然として禁ず可らざるの念起りて祈るべき唯一の全能神いますこと、此神は我見る萬物を造り給ひしこと、我をも人も造り給ひて其子を賜ひしも此神なれば、神は必ず此子の

生命を保護して長らへしめ給ふことを悟りぬ、此に於て神の慈恩を求めんと決心して祈れり、祈りたるに其子は生きたり故此婦の其儘なる信仰は其所禱の應驗ありしため非常に力を増しぬ、神の恩寵の斯く顯著に現はれしを思ひて此母親は遂に此子を其生命を賜ふたる神に奉らんと決心せり、故に此事を幼きより其子にも告教へて奉役せんが爲に之を教育したり、然るに數年後に至り始めて贖主ある救の道なる福音を聞き神の恩寵に由て我唯一の救主イエス、キリストを誠に信するに至りて其子を一層勵みて其道に教育し、一層完全なる目的に達するを得たりと、斯の如き婦人は其キリストの事を聴きたる以前既に神の聖前に於ては義と爲られ、且救を得たる者なりとせざるを得べけんや

日本國に於て最初にして最も熱信なる牧師の中の一人の例を見よ、此人實に五年間其罪を厭ふこと甚だしく、罪より脱するの道と思ひ殆んど安んずること能はざりしなり、之れが爲に佛敎をも神道をも研究し、巡禮の爲め多く旅行をも爲すと雖も曾て安心を得ず、然るに一度キリストの事を聴くや、實に是れ其心の切に探求したりし處の救主なりとて輒はち彼を奉ずるの覺悟ありたり、此人の如きはキリストの事を聴きし以前既に神前に於て義とせられたりとすること異理に幾かゝらずや、即ち彼がキリストの事を聴きし以前に死して靈界に覺醒せば救はれたり人なりしに非ざらんや、同志社第一總長たりし聖なる新島氏の事を思へ、彼若しキリストの事を聴きし以前彼の熱心を以て光明を探求つゝありしとき死したりとせば、既に救はれたる人として直に神の樂園に歡喜び入りしならざる可んや

前にも陳べたる如くキリストの事を聴かざる衆人の中幾多の人が救を受くるやは吾人の知る限りに非らず、或は其數僅少なるやも知る可らず、然れども若し其中に於て未だキリストを知らず、又眞神をも識らずと雖

ども、多少其罪を實悟し眞實悔改を爲し其罪に反して之を脱せんと欲し、且つ赤心を以て眞理を探求し常に光に其眼孔を向け與へられし丈の光明を利用せる者ありとせば彼等若し其心情にて死し靈界に覺醒し神の榮光及びキリストを直視するときは第一念を以て自ら探求しつゝありし救主なることを感じて聖前に拜跪しキリストを其神其救主として崇拜するものとせば彼等は即ち救を得ざらんや、彼等の心は歴史的キリストを見る以前既に新に生れ居らざりしや、成る程彼等は救の欣喜を十分に持ざりしなり、此欣喜は現世に於て救はるゝ者とても悉くは持たざるなり

各時代に於ける教會の情せし所も斯の如くなりしと見ゆ、ロマのクレメント其第一書翰第七章に曰、ヨナはニネベの人に滅亡を布告せり、然れども彼等譬へ神の誓約には無縁の者なりしと雖も、其罪を悔ひて祈禱に由て神を挽回め救を得たりと

殉教者ジアステイン、マーテル「トライボ」の問答」第四十五章に曰、凡そ永遠に普通に自然に善なる事を爲したる者は固より神の喜びに適ふ者なれば此等は甦生に於ては彼等の先きに在りし義人即ちノアエノクヤコブ其他及神の子キリストを知りたる者と偕にキリストに由て救はるべきなり」と

第二 死後に悔改あるの證據は聖書に求むるも無効なり此問題に於ては吾人が意想工夫を凝すこと智ある事と云ふ可からず、之に關しては神の默示こそ吾人が頼むべき唯一の光なりと雖も、默示中には死後悔改説を支ふべき明白なる開示あることなし、神の言たる聖書の默したる事につひて吾人の工夫を勞すること豈之を智あることとせんや、少くとも吾人が意想のみを基礎として實施的論説を建つること之を智とすべきや、新約聖書の大眼目は現世に於ける救拯なり、其要求は現在の奉役にあり云はずや（哥後六章二節）「今は恩寵の

時なり。今は救の日なり」と今日救機を棄却し若しくは延引する靈魂には明日救を獲るの望は與へられざるなり、新約聖書中に勸めを與へらるゝところの各靈は直ちに之を受くべき義務ありとせられたり、聖書の訴ふる處我救主の命する處及び聖書の旨意とする處は若し現世に於て全世界に着手せずんば、世界は悉く沈淪の危難に臨めりとの意なるが如し、教授ジョージ、エッチ、ギルベルト氏の説を要するに此問題に關して光明を得んため吾人が着目すべきところは唯聖書にあるのみ、人間の意匠工夫は無効なり、唯原野の燐火にして真理探究の旅行者をして其古郷に至らしむるの道を照らす能はず、其工夫搆説たる或は伶俐なる博識なる又敬虔なるものあらん、或は雄麗の文章を以て説かれたるものあらん、然れども教理としては全く據るなきものにして頼むに足ざるなり、如何に強固なる智力如何に純潔なる心情如何に放膽なる想像力ありと雖も死後靈魂上如何なる事件の起來るべきや之を明言する能はざるなり、之に關し吾人の頼るべき智識の本源は唯だ神の默示たる聖書にあるのみ

又新約聖書の關係する處は第一に且つ主として現世に在りて未來にあらざることを認知せざる可らず、其要旨は現世に於ける救拯にあり、其要求は現世の奉役にあり、且又新約聖書の關係する處は第一に且つ主として其福音の達する人民にありて、其達せざる若にあらざることを承認すべきなり、聖書は轍頭轍尾實際的の書なり、其の人に向て明に語る處は從順及び實行生活にあり、又明にキリストの救を棄却する事の恐るべき結果をも示すなり、然れども古昔の祖長等は如何にして救はれ世の孩提等は如何にして救はるゝや、將たキリストを知らざりし諸國民の未來の救否に關し明かなる教示を爲して徒らに人民の奇異心を満足せしむることを爲さるるなり、是等の事件は直接吾人の救拯に影響する者に非ざるなりキリストに導ん爲め吾人

が諸の人民に至るとき、吾人の唯一の使命は現在生活の人に語り之を益するにあるなり、既に死して靈界に往きたる者に關しては傳ふべきの音信なきなり人々の既に世を去りたる親愛の者が滅亡たるか、將た救を受けたるかを告ぐることを決して吾人の分に非ざるなり、吾人が職分は人々彼等自身が如何にせば救を得べきや、又は現在生ける彼等が如何にせば沈淪に至るかを傳ふるにあり、吾人がキリストより委られたる使命は「往きて凡ての人に福音を傳ふる」の外に出ざるなり、是等の人々輒は神は完全恩寵と完全公義の神たることを識るに至るや、彼等は欣んで其既に去りたる親愛の者の未來運命を全く神に委任し奉るなり

又此教理に關し聖書の示す所を究めんために之を閱讀するに當て、吾人は吾人の抱持する論説を聖書本文に注入せざる様特に戒意すべきなり、注意せざるときは如何なる異説にても聖書に讀込むことを得べし、注入的解釋を警戒すべし

又吾人は神の所爲につき説明答辯せんために世に遣はされたりと思ふ可らず、寧ろ神を信じ之に従はんためなり、若し聖書の明白に教る所にして、例令へば神の愛若しくは義の如き神性を暗ふするが如く見ゆるものあるも、尙吾人は神の言たる聖書に憑らざる可らざるなり、他界の問題に關し光明を製造せんことを試むるは善計と云ふ可らず、或人は曰神は義き者なるが故に現世に於てキリストの事を聴かざりし、人間には靈界に於て之を信するの機會を必ず與へざる可らずと神が爾々爲さるる可らずと言ふは危険なる斷言なり、吾人の智を以て天啓の示す所に優れりとするは善きことに非ざるなり、死後悔改説を主張する者は其の聖書に於て據ころありとする限りは唯だ數個所の最も善く云ふも其意曖昧たる本文に由て以て之を證せんとするなり

(甲) 恐くは其主要なる本文は、彼前三章十八至二十節、と弗四章九節となるべし、是等は少くとも其意甚だ

明ならざる本文なり、多くの學士は之を解してキリストは大洪水前に於てノアにより靈を以て教を説き給ひしなりとす、然れども他の解釋に従ひキリストは其死と復活との間に於て「ヘーデイス」(陰府)に往き給ひしとするときは其事悉く詳明ならざるなり

(一)キリストの教を説き給ひしは義人の靈魂に對してなるか將た不義者に對してなるか詳明ならず、蓋し吾人が第一章に於て論じたる如く「ヘーデイス」とは其内に神の「パソダイス」と惡人の「ゲヘナ」とを抱轄せる廣大なる場所なればなり

(二)「宣傳へ」の語は (Kuruxein) にして報告するの意なり、キリストは何を報告し給ひしや詳明ならず、悔改の福音を宣べ給ひしなるか其大功業の成就したるを報告し給ひしか、將又キリストの其處に至て爲し給ひし事は唯だ會て遠遠の契約のみを見たりし衆多の者に對し其救拯と欣喜をして完からしむるに必要なる限りなき偉業を限なき神が成就し給ひして示さんためなりしか之も詳明ならざるなり

(三)一任キリストは「ヘーデイス」に至りて惡人の靈に對し福音を説き給ひしとするも一人にても悔改したるの兆証更にあることなし、キリスト「ヘーデイス」に現し給ひしことを以て必ずしも「ヘーデイス」に彼を崇拜する者出來せりとすの理あらざるなり、キリストは三年間世上に福音を宣べ給へり、然れども悔改せし者は唯少數のみ、エルサレムも悔改せざりしなり「彼れ己の國に來りしに其民これを接ざりき」人の品性は又固定するの傾向を有するなり、然らばノアが數百年間教を説きたるも悔改せずして彼を嘲弄したる洪水以前の剛愎なる罪人が其後數千年神の存在を疑ふこと能はざる靈界の光明中に住みたる者なれば、其性情は固定して其一人だも悔改する者なきは殆んど明確なりと思はざるを得んや、彼等にして悔改すべしと爲す

は、輒はち徳性を有する者は死に際して其性情を大變すと爲すものなり、彼後二章四至六節を考ふるにノアの時代の罪人が福音の宣傳を受けんために保存されたりとの感を得ることなし、寧ろ其反對なり曰く(彼後二章四至六節)神さきに罪を犯し、天使を容さず之を地獄に投入れ之を幽穴に置きこれを禁錮し彼等をして審判の時を得しめ給へり、又古世を容さず洪水を以つて神を敬はざる世を滅ぼし、只義道を傳ふるノアの一家八人を救へり、又ソドムゴモラの邑を滅さんと定め之を焚て灰となし後の神を敬はざる者の鑑となし」と、彼前三章二十節に希臘語の分詞 (Pole) を「昔」と譯したるが此辭に通例一度歴史事實上に在りて後ち止みたる事に屬せり、約九章十三節、羅七章九節、十一章三十節、加一章十三、二十三節、弗二章二、三、十三節、五章八節、西一章二十一節、三章七、八節、多三章三節、四十一節、彼前二章十節、三章五、二十節を見よ若し最も眞理に幾しと思はるゝ處を取らば左の如くなるべし、即ち「ヘーデイス」は(第一章に論ずる所を參見すべし)凡ての死者の靈魂の居所の總稱にして二個の別區域を有せり、一は悔改せざる靈魂の居所他は信ある靈魂の居所なり、而してキリストが路加傳第十九章に於て示し給ひし如く兩所の間に越ゆ可らざるの淵あり、且又キリストの贖罪の功業成りしまでは義人の靈魂にても其罪に就き充分の安心を得ざりしならんか故にキリストは「ヘーデイス」の「パソダイス」の境域に往きて其功業の成就したることを望み待ちたる靈魂に告示したる也、此靈魂の中に或者恐くは多くは洪水に先ちノアの教を聞きたれども洪水彼等に來りしまで悔改せざりし者あり、而して彼等はキリスト親ら其偉業を告げ給ふを聞きて始めて充分の光を得、安心平和を得しなるべし、故に昔し一度は不順者なりしと雖どもキリストの「ヘーデイス」に至て彼等に其大功業の成就を告しどきは既に不順者には非ざりしなり、右の如きや、當然の解説を爲すときはヘテロ前書に於

ける三章十九節及び四章六節、兩處の不審は氷解すべし

(甲)右の如き宣傳が再びせらるゝの証更に與へられず、右の宣傳は如何なるものなりしにもせよ、此既に過去りたる事件なり、一度爲されたる舉動にして繼續せる働きに非るなり、即ちキリストの辱かしめを受け給へる時の事にて復活及び昇天の前なりしなり、キリストの復活前に於ける斯の全く疑を免れざる一舉よりしてキリストは昇天後時の終りに至るまで凡てキリストの事を聽かずして死去したる世々の人民に福音を宣傳へ給ふと推論すべきか、若し右の本文にして現世に於てキリストの事を聽かずして死したる衆多の人民が來世に至て其多數の悔改と救拯を得るに至るべき境遇に於て福音を宣傳へらるゝを得るといふが如き緊要の真理を含めるものとせば何故此の如き暗昧なる方法を以て新大真理を顯はしたるや、若しペテロにして斯かる緊要の真理を知りたりとせば彼豈に以上の難文に優りて明白に之を示さざらんや、キリストも亦其教訓中に之を示し給はざる事あらんや

(乙)太十二章三十二節、此本文の意は明かに通常の罪は此世に於ては免さるべしと雖ども來世に於ては免さる可らず、然れども聖靈を瀆す事は此世に於ても來世に於ても免さる可らずといふにあり、此語法は希臘語に於て最強の否定格なり、ツオルテイアス氏の説によれば、是れ「タルマツド」經中に用ひたる希伯來語法にして特別強意に用ひたる「決して免さる可らず」といふに當れりといへり

可三章二十九節なる同種の本文に曰く「聖靈を瀆す者は限りなく赦さる可らず限りなき刑罰に干らん」と(丙)路七章十一至十五節、是れ即ち死したる少年が復び生されたる奇跡なり、然れども此少年は來世に於て蘇生したるに非ず死せし以前の儘なる境遇事情の現世にて蘇生したるなり加之少年が先づ死せし以前に於て

信者なりしや否や吾人の知る處に非らず、若し其時に於ては信者に非らざりしとせば吾人は彼れが蘇生の後悔改せしや否や亦た知る處に非ざるなり

(丁)羅十四章十至十二節、弗一章十節、西一章十九、二十節、腓二章九至十一節、默五章十三節の如き種類の本文の意は既に第四章に於て之を述たり、其示す所は信者の欣喜順服か又は不信者の強制的屈服か兩者の一なるのみ

(戊)提後一章十六至十八節、吾人はオチンポロが此時既に死したるや否やを知らず、若し彼れ死したりとするも彼は信者なりしなり、而して是即ちパウロが彼れの生前パウロに對して爲したる諸の深切の業を大審判日に於て神が彼に報ひ給はん爲めに熱心に祈願するの例なり、博士新島氏が其恩人ハーデイ氏及同夫人に送りたる書翰若しくは彼等に關する記録中に於ては度々彼等が尙存生中にも此の如き祈願を書したるを見るなり

(己)詩百篇三章九節、是れ元神を信する者の爲に記したるものなり、然れども何時に於ても眞實悔改する人あらば、神の彼を赦し且つ救ひ給ふべし、然るに死後に於て何人か悔改せんとする者あるの兆証ある乎

(庚)太五章二十六節「分釐までも償はざれば必ず云々」との語は獄に入られたる者終には分釐までも償ふを得べしとの意を含めりと主張する者あり、然れども他に右と同じき語句あり、太十八章二十四至三十四節に於ては其負債は大にして償ふ可らざることを明示し、且つ負債者は「償ひ方なし」と録されたり「分釐までも償ふに至らば免され」と言ひ給ひしキリストの眞意は太二十五章四十一、四十六節の如き他の語に參照せば甚明なるを得るなり、其獄の開放さるべき考は更に有し給はざりしなり

(幸) 路十二章四十七、四十八節此本文の示す處はキリストの事につき大なる光明を受けながら之を棄却したる者に比せば光明を得ると少かりし者の苦難の輕少なることなり、然れども輕き刑罰とは再び救道を與へらるゝの意あるものに非ず、又無終の煩悶並に靈魂の不安の度に於て等差ある可らざるこの意あるにも非ざるなり

死後悔改の論説を主張する者が以上の諸本文を引用せざるを得ざるは反て其説の極難を示すのみ

縱令聖書に於て死後悔改の論説に反對なる處なしとするも以上の如き暗昧なる本文を基として斯かる重大の論説を構造すること果して智ありとすべきか、寧ろ神の啓示し給ひし眞理の大體の明瞭なる教に照して不審なる本文の解釋を得るの優れるに若かんや

第三條 後悔改の論説は聖書全體の大旨意に反せるが如し、左の諸本文を見るべし

(太五章二十五、二十六節) 爾を訟ふる者と偕に途間にある時はやく和げよ、恐くは訟ふる者なんぢを審官に付し、審官またなんぢを下吏に付し、遂に爾は獄に入られん、我まことに爾に告ん分釐までも償はざれば必ず其所を出ること能ざる也(太十三章四十九、五十節) 世の末に於ても此の如くならん、天の使等いで、義者の中より惡者を取わけ之を爐の火に投入べし、其處にて哀哭切齒すること有ん

馬太傳第二十五章全章を見るべし

(可九章四十三至四十八節) 若し爾の一手なんぢを礙かさば之を斷され兩手ありて地獄すなはち滅ざる火に往んよりは殘缺にて永生に入るは爾の爲に善こと也、彼處に入る者の蟲つさず火さえず若しなんぢの一足なんぢを礙かさば之を斷され兩足ありて地獄すなはち滅ざる火に投入られんよりは跛にて永生に入るは爾の爲に善

なり、彼處に入るもの、蟲つさず火さえず、もし爾の一眼なんぢを礙かさば之を扶いだせ兩眼ありて地獄の火に投入られんよりは一眼にて神の國に入は爾の爲に善なり、彼處に入るもの、蟲つさず火さえず

(可十六章十五、十六節) イエス彼等に曰けるは獨り世界を廻て凡の人に福音を宣傳へよ、信じて「バプテスマ」を受ける者は救はれ信せざる者は罪に定めらるゝ也

(路十章十二至十六節) われ爾曹に告ん其日いたらばソドムの刑罰は此色よりも却て易かるべし、あゝ禍なる哉コラジンよ噫禍なる哉ベツサイタよ爾曹の中に行し異能を若しツロとシドンに行しならば彼等は早く麻をき灰を蒙り坐して悔改しなるべし、審判にはツロとシドンの刑罰は爾曹よりも却て易からん、已に天にまで擧られたるカペナウムよ又陰府に落さるべし、爾曹に聽者は我に聽なり、爾曹を棄る者は我を棄るなり、我を棄る者は我を遣し、者を棄るなり

(路十三章二十四至二十七節) イエス彼等に曰けるは窄門に入るために力を盡せ、我なんぢらに告ん入らん事を求て能ざる者おほし、家の主人おきて門を閉し後に爾曹外にたち門を叩て主よ主よ我に啓と曰んに主人こたへて我なんぢらは何處より來りしか知すと曰ん、然る時に我儕は爾の前に食飯し爾また我儕の衢に教へたりしと言出さんに主人こたへて我なんぢらに告ん何處より來りしか知す、皆惡を爲す者よ我を去れと曰ん

(路十六章十九至二十一節) 爰に富人あり紫袍と細布を衣て日々奢樂めり、亦ラサロと云る貧者あり甚く腫物を患て富人の門に置れ其案より落る餘屑にて養はれんと欲へり、又犬きたりて其腫物を舐む、貧者死たれば天の使者たちに依てアブラハムの懷に送れたり、富人も死て葬られしが陰府にて痛苦をうけ其目をあげ遙にアブラハムと其懷に在ラザロを見て喊叫いひけるは父アブラハムよ我を憐みラザロを遣して其指の尖

を水に蘸しわが舌を涼しめ給へ我この火鉢の中に苦めばなり、アブラハム曰けるは子よ爾は生たりし時に爾の福を受きたラザロは其苦を受しを憶へ、今かれは慰られ爾は苦めらるゝなり、斯耳ならず此より爾曹に涉んとするとも得ず、彼より我儕に涉んとするとも亦えざる爲に我儕と爾曹との間に限おかれたる巨なる淵あり、答けるは然ば父よ願くば我父の家へラザロを遣たまへ蓋我に五人の兄弟あり亦かれらが此苦の所に來らざる爲にラザロを証據に爲しめよ、アブラハム曰けるは彼等にはモーセと預言者あれば之に聽べし、答けるは然す父アブラハムよもし死より彼等に往者あらば悔改べし、アブラハム曰けるは若しモーセと預言者に聽すば縦ひ死より甦る者ありとも其勸を受ざるべし

(約三章十八節) 彼を信する者は罪に定られず、信せざる者は既に其罪さだまれり、蓋神の生たまへる獨子の名を信せざるに因る (同三十六節) 子を信する者は窮なき生命をえ子に従はざる者は生命を見ことを得じ、且神の怒その上に留らん

(約七章二十四節) なんぢら我を尋るども遇べからず、我を尋る所へ爾曹きたること能はざるべし

(約八章二十一節) イエス復いひけるは我ゆかん爾曹は我を尋べし、爾曹をのれの罪に死ん、我ゆく所へは爾曹きたること能ざるなり、同二十四節、是故に爾曹は己の罪に死んといひしなり、爾曹もし我の彼なるを信せずば己の罪に死ん

(約十二章四十四至四十八節) イエス呼り曰けるは我を信する者は我を信するに非ず我を遣し、者を信するなり、又われを見る者は我を遣はし、者を見る也、我は光にして世に臨れり、凡て我を信する者をして暗に居らざらしめん爲なり、人もし我言を聞て守らざるとも其罪を定めず、我來しは世の罪を定めんために非ず、

世を救んため也、我を棄わが言を納ざる者の罪を定る者あり即ち我いひし言終りの日これが罪を定べし

(羅二章十二至十六節) 凡そ律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡び、律法ありて罪を犯せる人は律法に照て審判を受べし、神の前に義とせらるゝは律法をさく者に非ず、義と爲らるゝは律法を守る者なり、それ律法なきの異邦人もし本性のまゝ、律法に載たる所を守らば律法なしと雖も己の律法たる也、彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひに或は恥あるひは褒ることを爲り、それ審判は我が福音に云る如く、神イエス、キリストをもて人の隠微たる事を鞠かん日に成るべし

(哥後五章十節) 蓋われら必ず皆キリストの臺前に出て善にもあれ惡にもあれ各々身に居りて爲し所のことに循ひ其報を受べき者なれば也

(哥後六章二節) かれ曰われ慈惠の時に爾に聽きた救の日に爾を助たりと今は恩惠の時なり今は救の日なり (來九章二十七節) 一たび死すること、死て審判を受けること、は人に定れる事也

(彼後二章四至六節) 神さきに罪を犯し、天使を容さず之を地獄に投いれ之を幽穴に置これ禁錮彼等をして審判の時を待しめ給へり、また古世を容さず洪水を以て神を敬はざる世を滅ぼし只義道を傳ふるノアの一家八人を救へり、又ソドムとゴモラの邑を滅さんと定め之を焚て灰となし後の神を敬はざる者の鑒となし(九、十節) 此の如く神を敬ふ者を患難より救ひ不義なる者を審判の日まで守りて之を罰し別て汚たる情慾に循ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視する者を罰する事を知給ふなり、此輩は膽太く自放なる者にして尊者を誘ふことを畏れざるなり

(猶六、七節) 己が本位を守らずして其住める所を離れたる天使を限なく撃て大なる日の審判まで幽暗の中に

守り置たまひし事と、ソドムゴモラ及び其比隣の邑かれらと同一姦淫をなし、且男色を行ふにより限なく火の罰を受けて鑑戒に立られし事となり、(十四、十五節) アダムより七世に當れるエノク此輩の事を預言して曰けるは視よ主その聖萬軍と偕に來りて衆人を鞠き凡て神を敬はざる者の神を敬はずして行ひし悪行と神を敬はざる罪人の主に逆ひて語れる諸の悪言を責給ふべしと

(黙二十一章十一、十三節) 我また死し者の大と小との別なく神の前に立を見たり、其處に書ありて展く別に又一の書ありて展これ生命の書なり、死し者は皆書に録せる所の事に由その行に循ひて審判を受る也、海その中の死人を出し死と陰府と其中の死人を出せり、彼等おのゝ其行に循ひて審判を受たり

(黙二十二章十、十一、十二節) 彼また我に曰けるは此書の預言の言を封すること勿れ、蓋時近ければ也、不義者は不義なるに任し汚穢者は穢きに任し義者は義なるに任し聖者は聖きに任せよ、われ速かに至らん必ず報應あり各人の行ふ所に循ひて之に報べし

以上の本文を閲して吾人が得るところの感覺は死後に於て悔改なく現世の生涯は全く來世永遠の禍福を決定すとの事なり

又終末の審判は現世の行爲に由て施さるゝが如し、左の引照を見るべし

(太十章十四、十五節) もし爾曹を接す爾曹の言を聽ざる者あらば其家または其邑を去るとき足の塵を拂へ、われ誠に爾曹に告ん審判の日到らばソドムとゴモラの地は此邑よりも却て易からん、(三十二、三十三節) 然ば凡そ人の前に我を識と言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識と言ん、人の前に我を識と言ん者を我も亦天に在す我父の前に之を識と言べし

(太十三章三十八至四十三節) 畑はこの世界なり、美種は是天國の諸子なり、稗子は惡魔の子類なり、之をまく敵は惡魔なり、收穫は世の末なり、刈者は天の使等なり、稗子の斂て火に焚る如く此世の末に於ても此の如くなるべし、人の子その使者たちを遣して其國の中より凡て蹟廢となる者また惡をなす人を斂て之を爐の火に投入べし、其處にて哀哭齒切すること有ん此とき義人は其父の國に於て日の如く輝かん、耳ありて聽ゆる者は聽べし

(太十六章十九節) 又それ天國の鑰を爾に予へん、爾が地に於て繫ことは天に於ても繫、なんぢが地に於て釋くことは天に於ても釋べし、二十七節それ人の子は父の榮光を以てその使等と偕に來らん其時おのゝ行に由て報ゆべし

(太十八章十八節) 我まことに爾曹に告ん、凡そ爾曹が地に於て繫ことは天に於ても繫ぎ、爾曹が地に於て釋くことは天に於ても釋べし
太二十五章全章を見るべし

(可十六章十一節) 凡て爾曹を接すなんぢらに聽ざる者には其處を去るとき證のため足下の塵を拂へ、我まことに爾曹に告ん審判の日いたらばソドムとゴモラは此邑よりも却て易かるべし

(路十二章十六至二十一節) また譬を彼等に語て曰けるは或富人その田畑よく豊ければ自ら付いひけるは我が作物を藏る所なきを如何せん、又曰けるは我かく爲ん我倉を毀ち更に大なるを建すべて我が作物と貨を其所に藏べし、斯て靈魂に對ひ靈魂よ多年を過すほどの許多の貨物を有たれば安心して食欲樂めよと言んとす、然るに神これに曰けるは無知なる者よ今夜なんぢが靈魂とらるゝこと有べし、然ば爾の備し物は誰か有にな

る乎、凡そ己の爲に財を積へ神に就て富ざる者は此の如きなり

(路十六章二十五節) アブラハム曰けるは子よ爾生たりし時に爾の福を受、またラザロは其苦を受しを憶へ、
今かれは慰られ爾は苦めらるゝなり

路十九章十一、至二十七節を見よ

(約五章二十八、二十九節) 之を奇と爲こと勿れそは墓に在者みな其聲を聞て出るとき來らんとすれば也、善
事を行し者は生を得るに甦り、惡事を行し者は罪を得るに甦るべし

(約八章二十四節) 是故に爾曹は己の罪に死んど我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信せずば己の罪に死ん
(約二十章二十三節) なんぢら誰の罪を釋すとも其罪ゆるされ誰の罪を定るとも其罪さだめらるべし

(羅一章十八至二十八節) それ神の怒は不義をもて眞理を抑る人々の凡の不虔不義に向ひて天より顯る、蓋人
の知べき所の神の事情は人に顯明にして既に神これを人に顯はし給へば也、それ人の見ことを得ざる神の永
能と其神性とは造られたる物により創世より以來さとり得て明かに見べし、是故に人々推諉べきやうなし、
既に神を知て尙これを神と崇めず亦謝することをせず、反て其思念を亂し其愚なる心蒙昧なれり、自を知ど
稱へて愚魯なる者となり、朽壞ざる神の榮光を變て朽壞べき人および禽獸昆蟲の像に似す、是故に神は彼等
を其心の慾を縱肆にするに任せて互に其身を辱しむる汚穢に付せり、彼等は神の眞を易て偽となし、造物主
よりも受造物を崇奉りて之に事ふ、神は永遠頌美べきもの也アーメン、此に緣て神は彼等が耻べき慾をなす
に任せ給へり、其婦女さへも順性の用を變て逆性の用となす、此の如く男子は亦婦女の順性の用を棄て互に
嗜慾の心を熾し男と男と耻ることをなして其悖戾に當るべき報を己が身に受たり、かれら心に神を存ること

を願ざれば神も彼等が邪僻なる心を懷て行まじきことを行に任せ給へり

(羅二章五至十六節) 剛愎にして悔なきの心に循ひ己の爲に神の怒を積で其義鞠の顯れん震怒の日に及ぶな
り、神は人の行に循ひて各人に其報を爲べし、耐忍て善を行ひ榮光と尊貴と不朽壞とを求る者には永生をも
て報ん、然ども争闘をなし眞理に順はず不義につく者には忿怒と患難辛苦とを以てす、此はユダヤ人を始
ギリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり、ユダヤ人を始ギリシヤ人すべて善を行ふ人には榮光と尊貴と平康と
を以て報ゆべし、これ神には偏視なければ也、凡そ律法なくして罪を犯せる人は律法なくして亡び、律法あ
りて罪を犯せる人は律法に照て審判を受べし、神の前に義と爲るゝは律法をさく者に非ず、義と爲るゝは律
法を守る者なり、それ律法なきの異邦人もし本性のまゝ律法に載たる所を守らば律法なしと雖ども、己の律
法たる也、彼等その心に銘されたる律法の工を表彰し其良心これが證をなして其思念たがひに或は貶あるひ
は褒ることを爲り、それ審判は我が福音に云へる如く神イエス、キリストをもて人の隠微たる事を鞠かん日
に成べし

(哥前三章八節) それ種者も濫ぐ者も異なることなし、各々功力に循ひて其賞を得べし
(哥後五章十節) 蓋われら必ず皆キリストの臺前に出て善にもあれ惡にもあれ各々身に居て爲し所のことに循
ひ其報を受べき者なれば也

(哥後六章二節) かれ曰われ慈惠の時に爾に聽また救の日に爾を助たりと、今は恩惠の時なり今は救の日なり
(賽四十九章八節) エホバ如此いひたまふ、われ惠のときに汝にこたへ救の日になんぢを助けたり、われ汝を
まもりて民の契約とし國をおこし荒すたれたる地をまた産業としてかれらにつがしめん

(加六章七、八節)自ら欺く勿れ神は慢るべき者に非ず、蓋人の種とてこの者は亦その種とて爲なり、己が肉のために種ものは肉より敗壞ものを種とり靈のために種ものは靈より永生を種とるべし
(弗六章八節)そは僕なる者にもあれ自主なる者にもあれ、各行ふ所の善に循て主より報を受んことを爾曹知ればなり

(西三章二十三至二十五節)なんぢら何事も人に事るが如せず主に事る如く心より之を行ふべし、そは爾曹は主より報賞なる副業を受ることを知る者なれば也、なんぢら主なるキリストに事ふべし、不義を行ふ者は亦その不義の報をうく、主は偏視たまふ事なし

(來三章十五節)夫いへる言あり、若し今日その聲を聴ば怒を惹し時の如く爾曹の心を剛復になす勿れ
(來四章七節)是故に多年を経て後またダビデの書に於て日を定て今日と云り、前に云し如く今日もし其聲を聴ば爾曹心を剛復にする勿れ

(詩九十五篇七節)彼はわれらの神なり、われらはその草苑の民その手のひつじなり、今日なんぢらがその聲をさかんことをぞむ

(彼前一章十七節)人を偏視す各人の行に由て鞠く者を爾曹もし父と呼ば世に寄れる日を懼れて過すべし

(彼後二章九節)此の如く神を敬ふ者を患難より救ひ、不義なる者を審判の日まで守りて之を罰し

(黙二章二十三節)また死をもて彼の婦の兒女を殺さん、之に因て諸教會は我が人の心腸を察り、爾曹各々の行に循ひて報を爲すことを知ん

(黙二十章十二、十三節)我また死し者の大と小との別なく皆神の前に立を見たり、其處に書ありて展く別に

又一の書ありて展くこれ生命の書なり、死し者は皆書に録せる所の事に由その行に循ひて審判を受る也、海の中の死人を出して死と陰府と其中の死人を出せり、彼等おのづか其行に循ひて審判を受たり

(黙二十二章十二至十五節)われ速かに至らん必ず報應あり、各人の行ふ所に循ひて之に報べし我は「アルバ」也「オメガ」なり、首先なり末後なり始なり終なり、その衣を洗ひし者は福なり、彼等の生命の樹の果を受ることを得、また門より城に入ることを得べし、大および魔術を爲もの奸淫を行ふもの人を殺すもの偶像を拜する者まで凡て謊言を好で虚妄を行ふ者は城の外に居なり

(箴二十九章一節)しばしば責られてもなほ強項なる者は救はるゝことなくして猝然に滅されん

以上の本文を通観するに死後悔改の兆證更にあるとなし、寧ろ悉く現世の生活は各靈永遠の運命を決定するの旨意なりキリストの世に存在し給ひしとき彼を信受するを厭ひたる者に比すれば審判の日に於けるソドムゴモラの罰は容易らんと云へり、然れどもソドムゴモラの悪人の死者中にて一人にても曾て悔改すべき兆證あらざるなり、之に反して彼後二章四節至六節を見るときはソドムゴモラの人は神の容さるる天使等と同じく審判の日に至るまで獄に禁錮後の神を敬はざる者の鑒と爲されたることを知るなり、死と審判との間に於て罪人の品性善に移ることなき事是れ聖書の大旨意なるが如し

又凡て神の與へ給ふ勸奨警戒を觀るに其効力を有するは現世を以て限りとなせるが如し、キリストは來世に於ける悔改に關しては絶へて語り給ふことなし、然れども即時の悔改に關しては最も熱情を以て之を説き給ひしなり、而して最も嚴重なる命令を以て即時の傳道を勉めしめ給ふなり、其門徒未だ少數にして全世界之に反對せる時に當てキリストは彼等に命じて曰「爾曹徧く世界を廻りて凡の人に福音を宣傳へよ」と是等の

事實は皆死後に悔改ありとの論説に反對せり

第四 人の品性は永續固定するの傾向ある事も亦死後悔改の論に反對するものなり、義なる靈魂は義に於て益々固定確立し、不義なる靈魂は益々其罪惡に固定確立すべき傾向あり、吾人の經驗も觀察も之に符合す、例へば彼の醉酒者、盜賊、殺害者を見よ、ニロ帝と雖も即位後初めて人を死に處するに當ては其宣告書に調印することを厭ひたるなり、然れども遂には殘忍無道の魔王とは成りたり、基督教國に在て悔改する者の多くは其少壯の時にあるなり、合衆國に於て教會に加入する者の率は凡そ左の統計の示すが如し、即ち悔改して教會に加入する者一萬人に付、凡四千〇三十三人は十年以上二十年以下、凡四千四百四十四人は二十年以上三十年以下、凡千〇五十人は三十年以上四十年以下、凡五百五十人は四十年以上五十年以下、凡六百六十五人は五十年以上六十年以下、凡五十四人は六十年以上九十年以下、而して九十年以上の者は殆んど無、若しくは四人なりと

千八百八十四年ニューヨーク州ジュネシオ市に於ける「リバイバル」の結果にて百七十六人の者信仰を言表して教會に加入す、其中二人は六十年以上にて三十人は十五年以下なりしと

聖書も亦品性は固定の傾向あるの見を保証す(太十二章三十一、三十二節)是故に爾曹に告ん人々の凡て犯す所の罪と神を瀆すことは赦れん、然ど人々の聖靈を瀆す事は赦さるべからず言を以て人の子に背く者は赦さるべし、然ど言をもて聖靈に背く者は今世に於ても亦來世に於ても赦さるべからず(可三章二十八、二十九節)われ誠に爾曹に告ん人の凡の罪と瀆す所の褻瀆は赦さるべけれど、聖靈を瀆す者は限なく赦さるべからず、限なき刑罰に干らん(約五章四十節)爾曹わが所に生を得んがため來るを欲す(撒後二章十至十二節)

かつ不義の諸の詭譎を以て顯れかの淪亡者の中に在なり、蓋かれら眞理を愛するの愛を受ずして救を得ざる者なれば也、是故に神かれらが詭を信せん爲に迷惑をして彼等の中に働かしむこれ凡て眞理を信せず不義を好む者の罪を定んとて也

(提後二章十六節)妄なる益なき談を避べし、蓋之をなす者まづ不信に進めばなり(提後三章十三節)惡人ど人を欺く人は益々惡に進み人を惑し亦人に惑さる(約壹五章十六節)もし人その兄弟の死に至らざる罪を犯すを見ば祈りて死に至らざる罪を犯す者に生を予ふべし、死に至る罪あり我これが爲に祈れと言はず(黙九章二十、二十一節)この禍にて殺れざる餘の人々は尙その手なす所を悔改めず、惡鬼を拜し見こと聞こと行ことを得ざる金銀銅石木の偶像を拜し又その兇殺、魔術、姦淫、盜竊を悔改めず(黙十六章九、十、十一節)人々大熱に烤れて此等の災殃を掌どり給ふ神の名を語り、且悔改めず神に榮を歸せざりき、第五の使者その金椀を獸の座の上に傾け、れば、其國暗くなり、人みな痛苦に因て其舌を齧たり、又その痛苦と腫物との故に因て天の神を語り己が行を悔改めざりき(同二十一節)また大なる雹天より人々の上に降り、雹ごとに重さ約を「タラント」あり、人々雹の災に因て神を語り、蓋この災甚しく大なれば也(黙二十二章十一節)不義者は不義なるに任し、汚穢者は穢きに任し、義者は義なるに任し、聖者は聖きに任せよ

此外太十三章十四、十五節、十八章三至六節、路三章九節、十二章十節、羅一章十八至三十二節、十一章七至十節、哥後二章十四至十六節、四章三、四節、撒前二章十五、十六節、三章十三節、來十章二十六至三十一節、雅二章十九節、彼後二章四節、猶六、七、十三節、箴二十九章一節を見よ

第五 死後に於ては罪人の境遇現世と異變すると思へば、來世に於て悔改して救を獲ること極めて難きが

如し、彼等は全く義人より區別せられ、其交る所の靈皆惡者にして周圍悉く惡感化惡境あるのみなるべし、而して又救拯に必要な諸の永遠眞理を知ることに関する境遇も全く變更すべし、靈魂が靈界に覺醒するや否や、神の存在其神性、靈魂の存在、キリストの神性及其功業等に就ては疑を抱くこと能はざるべしと推想して可なるべし、是故に前にも論じたる如く靈界に覺醒するに當てや、即坐に寶位の聖前に拜跪し諸王の王者を崇拜し、彼を其救主として信認するの心情に非ざる者は即ち此光明中に在て崇信を拒絶する此一舉によつて永遠に其品性を固定し、自ら其永遠の運命を印するなる可し、來世靈界に於ては惡魔が此等の眞理を疑ふ能はざると等しく靈魂も之を疑ふこと能はざるなり、雅二章十九節に曰「惡魔も神を信じて戰慄けり」と然れども其唯智的信仰若しくは其戰慄は惡魔をして悔改救拯に至らしむるの兆證更にあることなし

又來世に於て罪人の心靈上聖靈の感化あり得るや、又之あるやに就ても聖書には其兆證なし、教授シエツド氏は善く言へり、曰く「現世に繼ぎ來る永遠の時間中何れの部分に於ても靈魂上に聖靈が其新生力を施し給ふことを直接にも間接にも示せる處の本文は聖書中に一も有ることなし、之に反し其新生の功は現世現時に限れるものなりと示されたり（創六章三節）「我靈永く人と争はじ」とあるは即ち聖靈の降臨は永遠にあるべきものに非ざることを證すべし……主キリストは死を以て人間存亡の決機と爲し給へり（約八章二十一至二十四節）主「パリサイ」人に言て曰「爾曹もし我の彼なるを信せずば己の罪に死ん」と再度之を語り給へり、然るに若し罪に死するとも即ち新に生るゝことなくして死するとも猶全く望なきに非らずとせばキリストの嚴然たる警語も全く其力を失ふなり、路加傳第十六章なる富人の譬諭に於ても亦同じ眞理を教へ給ふなり、富人は其兄弟が死せざる前に信仰悔改に至らんため勸めを受けんことを請ふなり、蓋し自己の如く悔改

せずして死するときは彼等も同じく地獄に至て永遠の罰を受く可れば也、舊約聖書の教ゆる所も亦同じ（箴十四章三十二節）惡者は其惡のうちにて亡され義者は其死する時に望あり」又（箴十一章七節）「惡人は死るときにその望たゆ」と

聖書に於ては信仰、悔改、望、及び尙殘れる罪惡との争闘を以て來世にも存するものと爲せる處更に有ることなし、死後に於ては新生を得たる靈魂は、もはや信仰によらず直視によつて歩むなり、望に代るに成熟の果を以てし完く聖めらるゝなり、信仰、悔改、望及び聖潔に進步することは「終」といへる點に至るまで活動するものと記さる、而して此點に達すれば即ち此等は去つて聖淨の完全至るなり（太十章二十三節、二十四章十三節、可十三章十三節）「終まで耐へ忍ぶ者は救はるべし」と是即ち現在生涯の終にして死と審判との間際の終りに非ざる也、（來六章十一節）爾曹おのゝ終に至るまで疑を懐かざる望を保んが爲に以前と同じ懇懃を表さんことを我儕欲へり（哥前一章八節）神は終まで爾曹を堅くし（來三章六節）我儕もし信仰と望の喜を最後まで堅く保たば我儕は其家なり」凡て以上の如き本文の「終」とは現世生涯の終即ち死を謂ふなり、而して以上の本文に加ふるに來世教理に關せる緊要の一段を以てせざる可らず、哥前十五章二十四、至二十八節はキリストの中保及び救拯の功業の終であることを示すものなり、此「終」至るときは即ち（來十章二十六節）「罪を贖ふ犠牲また有ることなきの時なり」（以上シエツド氏の言）

又事物必然の理勢より來世に在ては罪人を救ふの道甚だ困難なるやも知る可らず、何故死後に於ては罪人は全く義人より區別せらるべきや吾人之を知悉し能はずと雖ども罪惡なるものは速に罰せざるときは大害を生ずるとあらん、傳八章十一節、詩十篇十一節、五十篇十六至二十一節を見よ、來世に於て善惡混住ならしむる

ときは義人に取りて大危険大損害あるも計られず、特に日々世界の億兆間より大軍の如く昇り往く孩提の多數に取りては大害あるやも計る可らず、此等は罪惡沈淪に陥らざらんため最も清淨なる境遇に於て聖善の教育を要するものなり、未だ實際罪を犯すことなくして死したる無数の孩提を教育せんため在天の聖徒及び天使悉く使役せらるゝ事あるも測る可らず

又若し來世に於て救を得ることあるを得ば、神は何故キリストを此の小世界に遣はし給ひし乎、何故贖罪の大功業は靈界に於て行はれざりしや、前にも述べたる如く人を救ふに當ては神は其智慧に叶ひて爲し得給ふべき事に制限あるものなり、恐くは人を救ふは現世に限られたることならん、是即ち聖書全體の旨意なり、現世に於ても罪人を救ふに當て神の智慧に叶ふべき範圍の制限あり、一の制限は神が此救拯の事業に於て人間を器關として使役し給ふことなり羅十章十四至十七節を見よ、支那及日本は教を傳ふべき人の怠慢の故を以て千八百年間徒らに救を俟つに至りしなり、生命の「パン」を携へ往く者の不足なる爲め、日本の四千萬は且つ俟ち且つ死しつゝあるなり

第六 擬聖書並に使徒等に襲きたる第二世紀の教會父祖等の記録を觀るに悔改せずして死したる者に福音の傳へらるゝを信せし証なく全く反對なり「エスドラス」後七章百十七節に曰、死後には罰を待つ云々又「エスドラス」十四章三十四、三十五節「是故にもし爾曹の覺悟を治め心情を訓戒いましめなば生命を與へられ死して後に恩寵を受くべし、蓋死の後に審判來るべければなり、是時吾儕甦るなり、其時義者の名は旌表めいばうはされ、神を敬はざる者の行爲も曝露はくろさるゝ也」と

「エスドラス」後七章七十八至八十一節「人死すべきの命最上者より出たらんときは其靈は之を與へし者に歸

らなため肉體より離脱るなり、是れ先づ最上者の榮光の前に拜伏せんためなり、若し彼れ最上者の道を藐視して守らず、彼を畏るゝ者を憎惡せし輩に屬する者なるときは、天の住居には往くを得ずして此時より後常に苦痛と悲哀ある苦刑の中に彷徨ふべし」と

キリストは陰府に至り悔改せざりし靈に宣傳へ給ひしとの説を第二世紀に於て教へたる者ありき、併し之を説きし者は即ち異端論者マルシオンマルシオンなりき、アイレニアス及其他の者マルシオンを辯駁せり、アイレニアス、マルシオンの説を記すること左の如し曰く「カイン及び凡て彼の如き者ソドムの人エジプトの人其他凡て彼等に類せる者、要するに凡ての汚穢を行ひたる凡ての國人は皆主によりて救はれたり、彼陰府に降り給ひしとき彼等は彼に走り就きて救はれ、而して主を彼等の國に歓迎せり」と(駁異端論卷一第二十七章第三段)

アイレニアスは之を評して曰マルシオンは眞理に正反對の事を教へたりと、アイレニアス及其他の記録を閱するにキリスト又は使徒等が不義の儘死したる者に福音を宣傳へしとの教義は第二世紀のキリスト信徒間にはキリスト教に協はざる説となせしを見るなり、彼等はキリストが陰府に於て義人の靈に宣傳へ給ひしとの説は憚る處なく唱へたれども不義の靈に宣傳へ給ひしことは之を否定せり

イタリヤのアルノピアス(紀元二百九十五年至三百五年)は惡人斷滅の説を採用せり、アレキサンドリヤのクレメント(紀元百九十年至二百二年)を或者は來世の試定説を贊る者の如く思ひたれども、靈魂に關する彼れの最後の著述の一片保存されたるものありて其中に曰く「凡ての靈魂は不滅なり、惡人の靈と雖も亦然り、此等の爲には不朽ならざりし事反て善かりしなるべし、蓋し滅ざる火の無終の苦罰を受けながら不死なる故に其災難終るときなきを以て也」と第三世紀の終に至るまでに死後試定の教理を明白に教へたる者は

教會父祖の中にオリジエン唯一人ありしのみ、其説は即ち神の慈恩は永遠に存し人の自由意志も永続するが故に何時にても靈魂は善を撰擇するを得べしと云ふにあり、其説は一切の回復説に非らず、回復ありて又新に墮落あり、又更に回復ありて斷へざるの説なり、然れどもオリジエンは其説を聞く者をして罪惡に留置するに至らしむるの惡果あらんことを恐れて此教理を公宣せざるを善とせり

第七 刑罰及び苦難は惡心を改新するの傾向を有せず、例へば醉酒者、放蕩者、及び已決罪人の如きを見るべし(黙九章二十、二十一節、十六章九至十一、二十一節)惡魔は刑罰を受くるも悔改せず、太八章二十九節、雅二章十九節、彼後二章四節、猶六節を見よ、苦難を受くる爲に益々善に進むや將た惡に進むやは之を受くる者の心情如何に由るものなり、眞實赤心を以て眞理を求め神を受する人は艱難によつて祝福を得べし、此の如きを聖書には懲治(こらしめ)といへり、惡人の受くるは所謂刑罰なり、懲治の例、來第十二章特に第十一節を見よ、又羅五章三至五節、八章二十八節、哥後四章十七、十八節、默三章十九節を見よ

第八 惡人を雖も多少「バラダイス」に入らんことを欲するの情願なきには非ざることを示すが如き、本文も聖書中にありと雖も其靈魂が悔改するの兆証は毫もあることなし、太七章二十一至二十三節、二十五章十一、十二節、路十二章九、十三節二十三至二十八節、十六章二十六至三十一節を見よ

第九 神が現世に於て人を救はんため其力を盡し給ふことは聖書全體の旨意なり、賽五章四節、太二十三章三十七節、約五章四十節、徒七章五十一節を見よ

第十 人の救は現世の生涯に限られたりとは聖書全體の旨意なり、前に述べたる如くキリストの教訓は悉く此感と與ふるなり、若し果して死後に於て悔改及び救拯あらば何故キリストは之を告示し給はざりしや、約

十四章一、二節を見よ

第十一 此論説を持し且つ教ゆるは有害なり、若し此教理にして明かに啓示されたる眞理なりせば結果の如何に係らず吾人は之を教へ且つ宣ふ可なり、然れども此教理は少も明示されたる教理に非ざるなり、少ともキリスト及びパウロは之を語らざりしなり、吾人は聖書外の憶説を説くべきか、而して有害と見ゆるも之を説くべきか、現世に於てキリストを知るべき充分若しくは嘉好なる機會を有せざる者は來世に於て聽きて悔改むるの機會を有すべしとの論説を説教せば悔改を延引せんと欲する多數人をして來世に於て機會を得るならんとの望を抱しむるに至るべし、此の如きものは現世にては最好機會を有せざるものと自ら論ずべし、兎角來世に於て機會を得ることあらんとの無謀を敢てするの一助となるなり教授フェルプス氏は善く言へり、曰無窮の罪惡に對する無窮の刑罰の教理を説くに當ては説教者は宜しく其述る處を罪惡の沮喪的勢力の下にある人心の情狀に適應すべきなり、神の道德的施政の凡ての事件に關して人性は全く衰弱したるなり、罪惡は吾人の道德的元氣を奪掠せり、道德的に於ては吾人は癡痺したる人種たり永生を獲んため吾人の争闘に於て吾人は跛者たるなり、吾人が筋肉骨髓は柔弱となりたり「吾人には健康(けんかう)あらざるなり」此の如く墮落したる者に向て來世の試定あることを句はすとだに爲すときは現世に於て其悔改に至るべき事を大に障害し、多くの場合に於ては全く其機を破るべし、若し人來世に於て悔改するを得ると思ふときは今世に於ては悔改を欲せざることは人情の定例なり

「斯の如く怠慢に沈(おぼろ)りて悔改を延引するの心情に在るときは吾人の道德的信仰は狂へるが如くに墮落したる惡意志に順ふものにして凶惡の極此事實に至て成るといふべし、信仰は常に品性の如何に順應するの傾向

を有す吾人が信する處は吾人の如何にあり、遷延不悔の心情は之と同情なる信仰を作爲す、而して此信仰は全幅の智力を以て其情の後援を爲すなり、是故に惡人の來世の運命に關し、緩慢なる若しくは思慮淺き説教を爲すこと豈危險の至りならずや、來世刑罰の最も嚴重にして懼るべき事より一畫にても輕減を示すときは多數の疑念と省略とは滔々として注入すべく其結果たるや不悔固定の一あるのみ、其危きこと譬へばオランダ國の海岸堤防に於ける最少穴隙の如く小指大の海流入ると見ゆれば忽ち一國の沈淪となるなり」と然り而して死後悔改説を説き且つ救ゆるの結果は尙更に廣大なるものあるべし、所謂基督教國にあるキリスト信者と公稱する千萬の輩は未だ福音を聽きしことなき億兆の人類に之を傳へ、若しくは遺ること關し其人類には兎に角來世の機會あらんとの事を以て公けに若しくは私かに推諉し居るなり、外國傳道の動機は此等の人類が現世に於て悔改せずんば永遠に滅亡すべしとの事よりは一層高尚ならざる可らず、キリストの愛と其命令とは吾人を勉すべきなりと云はんと欲する論者あること余固より之を知れり、然れども吾人は今日

のキリスト信徒を見るに其あるところを以てして當にあるべきところを以てするを得ざるなり、キリスト教會は未だ其理想の程度に達せざるなり、而して現世に於てキリストの事を聽かざるものは來世に於て悔改の機ありて多數の者は實に悔改すべく、又現世に於てキリストの事を聽きたる者は死後悔改の望なしとの論説

を持する者に於ては傳道に關する此推諉大に當然の論理あるに非ずや、彼等左の如く論せざらんや曰く若し現世に於て福音を聽かざりし億兆の爲め死後の救拯ありとの論説を採らば、若し未だキリストの事を聽ざるアジアの大衆も死後に於て更に悔改の機ありとせば然らば英米に於てはキリストの事を聽きて未だ彼を信受せざる者千萬を以て數ふ可きが故に内國の急務思ひに餘れりとせば余は寧ろ我國内に止りてもはや來世に於

て救拯の機會を有せざる千萬同胞の爲働かざる可んや、特に効力を有する程に福音を説き得ん爲めアジアの言語を學ばんとせば二年乃至五年を要するに於ては尙然るなり、内國にては今直ちに從事するを得るなり、余は余が生涯及び全力を我英米内の「凡の者」に福音を傳へんために供ふべし、蓋し是等は又再び救拯の機を得る可らざればなり、而してアジアの事は來世にても又英米の人民が殆んど皆なキリスト信徒と成りたりし時にても兎に角に將來に一任すべし云々」キリストの命令の嚴重なる威力に係らず、又今日まで教へ來りし教會の教理は人の救拯を得るの望は唯だ現世に於て福音を傳へらるゝにありとの事なりしにも係らず、キリストを公信する者の中にて外國に福音を傳へ居る者は百萬人中一人の宣教師はあらざるなり、其故如何蓋して皆多少故郷の愛、朋友の愛、將た祖國の愛の色眼鏡を透して之を觀じ各々自己に取りては内國に於て働かんこと最も効力多からんとて之に決するなり、今此問題に加ふるに此新説即ち未だ福音を聽かざる諸國の億兆は來世に於て更に悔改の機會あり、而して内國に於ける人民の半數は來世に於ては又其機會あるとなしとの説を加ふるも猶ほ外國傳道事業に招きを蒙りたりと感ずる者の數を減せずと爲すを得べきか人々各々左の如く論ずるなるべく、必定減數の結果を免る可らざるべし、曰く斯かる事情に際しては余が生涯は少くも内國人民即ち再び來世の機會を有せざる「凡の者」の爲に力を竭し福音を傳ふることキリストの爲め人の爲め最も効力多からん」と又同じく資金の喜捨にも影響せずんばあらざるなり、余若し二十年前に此説を持したりとせば、余は合衆國に止るを以て余の義務と感じたるなるべし、現に余が最良にして最も熱信なる親友は余の日本に來ることを以て不義なりと思ひたるなり、余若し未だ福音を聽かざる日本の衆民は來世に於て救

拯の機會あり、合衆國の人民にして福音をきゝたれども未だ之を信受せざる者は來世に機會なしとの説を持したりとせば、余は恐く日本に來るを以て余が義務なりと感せざりしならん、外國の傳道に關するも其資金に關するも多數の男女に於て此論説の論理的結果は此の如しと思はるゝなり、外國に在て傳道に従事せる者にも此説を採る者の中には多少同様の結果あらざるを得ざるべし、其傾向は即ち寧ろ未だ全く眞理を聴かざる衆民の中に廣く福音を傳播せんよりは既に福音を傳へられたる少數の中心を周到に教化し之を救はんことを主として勉むるなるべし、蓋し是等は來世に於て救を獲るの望を滅せらるゝを以たり、又アシア諸國に在ては未だ福音を知らざる衆多の同胞國民に福音を傳へんため自己に克ちて其生涯を奉獻する青年の數をも減するの傾向を有すべし、蓋し是等の人民は來世に於て救を受得るの望あれば直ちにキリストを傳ふべきの義務に關し、其良心の咎をやゝ安んずるを得ればなり

死後悔改説を主持する者は云ふキリストの命令は以てキリスト信徒をして熱心なる傳道事業を爲さしむるに足るの動機たるべしと然れども實際に於ては然らざるなり、單に命令のみを以て足れりとするべからざるなり、合衆國南北戦争に際し千八百六十五年の冬なりきシャルマンの將たりし軍は北コロライナ州中を進軍しつゝありしとき著者も亦軍にありて一夕シャルマンの軍隊戰團線に向て進行の際其左方に營れる深河上に架したる一橋ありて大隊を以て此橋を防衛せんことを命せられたり、敵軍必ず對岸に進來らんこと我軍之を知れり、余が隊は終夜該橋を護衛せり、我儕は甚だ少量の夕食を食したるのみにて朝食の糧あることなし、一人として終夜眼を閉たるものなし、而して晨に至り將軍より命來る、曰く急進して先進の一隊に追付くべしと、著者は一時間餘も力を盡して我兵に急進せんことを命じ且つ勸むと雖も、彼等急進せざるなり人々後

れ克ちにして隊伍をして密列せしむること全く出來ざりしなり、然れども彼等は皆忠國の志士なりしなり彼等は任意志願して従軍したる者なりしなり、彼等は既に三年間斯の如く國務に服し來りて若し必要あらば尙三年間兵籍に再録を志願したりし者なりしなり、彼等は赤心より忠烈の士なりし、然れども此時急進すべき嚴命の理由を會得せざりしなり、余も之を理解せしむる能はざりしなり、然るに五哩程進行したるとき遠く砲聲の轟然たるを聞き初むるや隊勢忽ち一新す、戰團は最中なり、彼等は前陣に要せらるべし、若し彼等至らずんば恐くは本軍は危きことあらん、もはや余の彼等を勸奨するの必要あらざりしなり、彼等は實に残れる十哩を二時間半にて進行せり、而かも尙其戰團線に入りしまで休息もせず食するをもせざりしなり、キリストの軍に於ても同じキリスト信者は即ち現在靈魂に危険及亡滅あることを實悟せざる可らず、然らずんば安逸の慾に克ちて今に於て靈魂を救はんが爲に全力を竭すことあらざるなり

米國傳道會社長博士リチャルド、ストールス氏此問題に關し近頃左の意見を公演せり、曰く余は神學に於ては大に保守にして人墓に葬らるゝの後に於て悔改して永遠の救を獲るの機會ありとの論説否、憶説に關しては他に大概意見を同ふせる諸氏の中或者の如く余は寛容なる能はざるなり、此説たるや罪惡若しくは新生の教理に關せる誤説の如く品性の中心に達すべき程の誤説と見へざりしなり、又は罪惡に對して刑罰なりとし若しくは神の恩寵を以て或る種類の教會にのみ注ぐものと限るが如き又キリストは惡魔が罪人を要求するを挽回し且解宥せんため死し給ひしと云ふ、古き教理の如く神の聖性の榮光を汚蝕する程の誤とは見へざりしなり、實に余は此説の工夫の裏面に存する情念には甚だ同情を有し來りしなり、而して博愛慈惠の精神より元初の刺激を得たるものと認識したるなり、然りと雖も余に於ては今も然るが如く從來之れを誤説と思へ

り、而して重大なる實際上の弊害を含有するものなり、余は必要ありしときには此説を左の如く品評するに躊躇せざりしなり、即ちこの説余の判断に於ては聖書中に憑據を有せざるものなり、羅馬教の煉獄の教理多少之に類似する處あるの外此教理は歴史的に非ざるなり、現今福音的同盟の信仰に調和せざるものなり、且又主が福音中に置き給はざりし教理を加ふるものにして甚だ穩當ならざるものなることなり、是説は又忠實熱烈にして且つ忍耐ある傳道事業に對しては特に親和せざるの教理なりと余は思へり、蓋し少くとも若し人現世に於て福音を聴かざるときは來世に於ては直接にキリストを示現せられ、現世と肉との誘惑一切取除かれたる世に於て悔改すべき廣大なる餘地ありとの望をして立たしむるが如く見ゆればなり、斯の如き望の心中に確立したる人が熱心を以て勇奮自己を犠牲にし忍耐して傳道なすべきの理あるを余は信する能はざる也、蓋し彼等が人為を以て不完全にキリストを傳へたる人々若し其不完全なる傳道と光とを受け居らざりしならば、來世に於て直接の招きと約束に於てキリストを直視するを得るものなればなり」と

前にも述し如く神は各靈を救はん爲め其智慧に協ふ限りは其力を盡し給ふなり、其全智全能至愛は救を受け得べき者は悉く之を救はん爲め合働するなり、然れども同じく前述せし如く死後に於ける救の困難は大にしてよし聖書に於て此説を眞なりとすべきの理を與へらるゝとするも尙死後に救を獲るものは僅少なりと余には思はるゝなり、若し死後に悔改するものありとせば其は道德的責任の區畫を過ぎんとするるとき若しくは過ぎて直ちに後ち死し其品性未だ惡に於て固定せざる者に限りと思ふなり、此の如き者は其「美妙の王」を拜するや其第一念は聖前に拜跪し且彼を信受するにあるなるべし、余は此種類の或者はキリストを視るや直に彼を受くるとあるの望を有すと云はざるを得ず、然れども其心既に道德情念に順はざる様に定りて靈界に於

て初めて神の愛と光とを視るに當て之に背く者は其背逆の一舉によつて其永遠の品性を決定する者なるべし神義説の問題を解くに當て此説には實際上の困難あり、大審判は世の終末に於て直に來るなり、故に世の末に死するもの及び其時猶活きたる者は此説を唱ふる者に隨へばキリストを知り、且つ死と審判との間に悔改するの好機あらざるなり前に究めたるが如く聖書の大旨意は死後悔改説に反せるなり、キリスト教會の大同信仰も之に反せり、去る數年間合衆國に於て此問題に關し大議論ありしとき、福音的諸教會中にて此説に信を寄せし人名の顯はれたるは五六に過ぎりしなり之に反し教師學者の大家は之を信せざるなり、蓋し左の例証によつて明なるべし、博士アル、デー、ヒツテコック氏曰死に於て「試機は止み應報始まる、此應報の途や斷るゝどころなく曲るところなし」と、博士アル、エス、ストールス氏曰「主キリスト來世の悔改の機會に就き黙し給ひしこと、且つ急速の悔改を烈しく宣命し給ひしこと及び迅速の傳道を爲すべき命令の嚴重迫切なるを思へば來世に悔改機あるの説は全く信す可らざるものと見ゆるなり」と、教授エツチ、ビー、スミス氏曰「聖書に於ては悔改せずして死する者の來世の救拯に關しては更に其兆だになし」と教授オーステイン、フェルブス氏曰「若し天啓の全勢及び構造に於て明白なる一事ありとせば、即ち試定は現世に始終すこのことはなかり、主の教訓は是件に於ては疑を容れず、又除く處もなきなり、使徒等の教説も亦然り義、不義として品性の大差別を決定するもの即ち試定と云ふなり、而して聖書は悉く之を一世唯一世の事と爲せり、肉に在て爲したる業の如何は應報の實驗に由るなり」と、教授モーゼス、スチュルアルト氏は曰へり「余は來世試機の説を贊するが如き一節だも聖書中にあらんかと長く心を碎きて探索せり、余は之を發見する能はず」と、オヘリン大學校長ジエー、エツチ、フエヤチャイルド氏曰「パウロの權威並に議論共に異教國人も現世に於て其試

機を有するとの説を維持せしが如し、而して之に優れる議論並に識權の吾人に來るまでは此説に依ることを善かるべし」と、イェール大學教授ジョージ・ビー、フイツシャル氏曰く「神が死者を甦らせ世を審判し、而して肉に在て爲せる業に隨ひ永遠の生命と永遠の死とに於て萬民の上にある神の道德的支配の結果の顯著はさるゝ日定めらるゝ也」と、イェール大學教授ハリス氏曰く「キリスト教は人間の一致を以て人種と同一に廣大に觀するなり、普通の靈性、普通の精神的觀念、普通の關係と利益……同一の愛の法及び同一の義務の標準……而して同一の永生及び其の肉に在て爲したる業に對する正當の應報の希望に在り云々」と

死後悔改説を採ることに關して以上の諸困難あるを見れば、キリスト及びパウロも之に就て緘黙せるを見れば、死後悔改の事實は聖書に於ては其兆だにあらざるを見れば、又少年にして未だ其品性固定せざる以前に死しキリストを見るや直ちに拜跪して彼を受くるの心情ある者を除くの外靈魂は死後悔改することある可らざる事を見れば、此説を實施すべきの論説として之を持し若しくは教ゆるは智あることとは思はれざるが如し、而して余は之に關して定説を降すを欲せずと雖ども「今は救の日なり」とし又キリスト及びパウロの爲し、如く死後に悔改するの靈魂あることなきが如くし、而して現世の億兆の救は神の支配下に在て吾人及び當世キリスト信徒全體の頭上に掛る責任たることを説き且つ教へて働く事吾人の義務なりとの説を實施すべき論説として持すること無難なりと見ゆるなり、唯一の智道は現世に於て福音を傳へられ救を受くる者のみ來世永遠の救に入る者として之が爲めに計畫盡力するにありと余は思ふなり

終に臨んで余は左の如く言はんと欲す

(一) 余聖書に於て死後に悔改あるの兆証を見ず、反て之に反するの證を見るなり、即ち悔改は現世に限れり

このことなり

(二) 余は信す若しキリスト吾人をして此教理を持し、且つ教へしめんと欲し給ひしならば必ず明かに之を示し給ひしならんと眞否に係らずキリスト及びパウロが之に關して黙したるの事實は余をして譬へ工夫説として之を持するも之を説き且つ教ゆるは善らずと感せしむるなり

(三) 若し神の眞理の一部分として明かに啓示されたらんに有害なりと見ゆるも之を説き且つ教ゆるべしと感すべし、然れども其眞なるの證なく之を教ゆるときは有害なりと見ゆるときは唯だ出來ざるにはあらざる一憶説として之を持するも之を教ゆるは以て智あること、は思はれざる也

第六項 靈魂消滅の說

消滅説また種々ありて其言ふ所區々なり

第一、罪人の靈魂は、死するの時肉體と共に消滅すべしと、此説は聖書の趣旨に合はざること明白なるを以て之を信する者僅少なり

第二、罪人の靈魂は、死後は肉體と共に眠り居るの姿なれども大審判の時至らば、肉體に在りて蘇り、拘を受けて共に消滅するに至る

第三、罪人の靈魂は、死後も感覺ありて、大審判の日至り拘を受けたる後は肉體と共に消滅す

第四、罪人の靈魂は、死後も感覺ありて、彼等の幾分は大審判の日至る迄に悔改め救拯に入るべく殘餘の者は悔改めずして拘を受け、其罪に應ずる刑罰を歴て遂に消滅するに至る

第一、第二、第三の假説に付ては既に前論中に所見を陳べたるを以て、こゝに之を略し、専ら第四説、即右諸説中當今最も盛に行はるゝ所のものを考察すべし（英國のエトワード、ホワイト氏は此説に付て「基督に在る生命」[Life in Christ]なる著述を爲せり）

第四説の基く所は、(イ)人間は一種の動物なれば、他の動物即禽獸蟲魚の如く、死すれば全く消滅すべし、其永遠の生命に入るを得るは唯キリストの力に由る耳、(ロ)數千年の間キリストを知らずして死去したるもの幾千萬の數を知らざる程なるに此輩をも尙永遠の刑罰中に置くべしと云はば、是れ神の善徳を罔する者なり、是故に罪人の靈魂は、至當の刑罰を受けたる後は消滅すべきを信すべしと云ふに在り、思ふにこれ先づ一假説を臆定して然る後に、憑據を聖書の中に求めたる者なれば、附會の跡見へて淺薄なり、されど當今は此説の盛に行はるゝ時なり、宜く詳細に講究すべし、但道理上より觀、聖書上より察するも、共に困難の此説を圍繞せること是非なき次第なりと云ふべし

第一條 此説は神の全智と相容れず、如何となれば此説にては結局、神は消滅せしむるために彼輩を造り給たりと云ふべくして、——忽ち造り又忽ち滅す——神の智慧を淺且拙なる者とすればなり、されど若し彼輩は消滅せずして永く存在し以て罪業の結果をあらはし、神命の背くべからざる殷鑑となり、衆の前に在りと云へば、これ神の企圖幾分を解明するに足るにあらざるや

第二條 此説を取る者は曰く、聖書に於ては、罪人の受くべき罰即死する、亡ぶ、焼かる等の語は、凡て消滅の意義を以て用ゐられたるが故に消滅説に理ありと、余は思ふ若し説者にして肉體死する時に靈魂も共に消へ果つて唱へたらんには、右の如き解釋を取りて困難なかるべきも、靈魂は肉體の死後も尙消滅せず、

却て感覺を存して大審判の日に至り、大審判の後も永く苦み悩むべしと云ふ、故に其の解釋は妥當ならざるなり

第三條 此説によれば世の罪人は未來に於て悔改むるか、或は悔改めざるかの二つにして、悔改むる罪人は救拯を受けて永生に入るべしと雖も然らざる者は益々罪惡を重するの譯なり、罪惡益々重て刑罰愈永し、刑罰愈永くして消滅の期益遠く、論理上無窮なるべし、故に消滅の期あるを言ふ説は、遂に誤たるを免れず、若し又罪人は刑罰の苦痛に由て自然悔改に向ふと云ふが如き説あらんには、其謬たること論じて第五項中に在り（黙示録九章二十及二十一節、全十六章九至十一節を參照せよ）

第四條 創一章二十六、二十七節、全二章七節、全九章六節、傳三章二十一節、全十二章七節、使十七章二十八、二十九節、雅三章九節等を查べ來れば人間と動物の區別を知るべし、即人間には神の如く朽ざる靈魂のあることを見ん

第五條 聖書に於て罪人の刑罰に付て用ゐられし語には、必ずしも消滅の意あるに非ず、例へば燒かるべしと云へる語は聖書中には赫怒の符徴なるが如し即

(創四十四章十八節)時にユダかれに近よりて、いひけるはわが主よ請ふ僕をして主の耳に一言いふをえせしめよ僕にむかひて怒を發したまふなかれ汝はバロのごとくにいますなり

(士師九章二十節)若し然らずばアビメレクより火いで、シケムの民とミロの家を燒つくさん、またシケムの民とミロの家よりも火いで、アビメレクを燒つくすべしと

(帖一章十二節)しかるに後ワシテ待従が傳へし王の命に従がひて來ることを肯ざりしかば王おほいに憤

はりて震怒その衷に燃ゆ

(詩七十八篇二十一節)この故にエホバこれを聞いていきどほりたまひき、火はヤコブにむかひてもえあがり怒はイラスエルにむかひて立騰れり

(耶七章二十節)是故に主エホバかくいひたまふ、視よわが震怒はこの處と人と獸と野の樹および地の果にそゝがんに且燃て滅さるべし

(結二十二章十九至二十二節)此故に主エホバかく言ふ汝らは皆渣滓となりたれば視よ我なんぢらをエルサレムの中に集む人の銀銅鉄鉛錫を爐の中に集め火を吹かけて鎔がごとく我怒と憤をもて汝らを集め入て鎔すべし我汝らを集め吾怒の火を汝らに吹かけて汝らはその中に鎔ん銀の爐の中に鎔るがごとくに汝らはその中に鎔け我エホバが怒を汝らに掛ししを知にいたらん

(賽三十一章九節)かれらの磐はおそれによりて逝去りその君たちは旗をみてくじけん、こはエホバの御言なりエホバの火はシオンにありエホバの爐はエルサレムにあり

此等の章句を查ふれば焼かると云語に消滅の義ありと云ふべからず、且つ罪人の焼かるゝは不熄不滅の火なりとあり(太十三章四十二至五十節、同救十五章四十一至四十六節、可九章四十三至四十八節、路十六章二十四節、黙十四章十及十一節、同十章十節)是に依て此焼かると云語が示す所の苦惱は永遠無窮の苦惱なりと知るべし、又亡と譯されたる原文グリーキ語は消滅の義に非ず、例へば動詞なる「アポルマイ」(Apollumi)の用方は新約書中にて左の如し(附註の附したるはそれなり)
(太十八章十一節)それ人の子は亡たる者を救はん爲に來れり

(全十四章) 是の如くこの小子の一人の亡るは天に在す爾曹が父の尊旨に非ず

(可二章二十二節)亦あたらしき酒を舊き革囊に在る者あらじ若し然せば新酒は其囊を破裂して酒もれいで革囊も亦壞るべし新酒は新しき革囊に盛べきもの也

(全八章二十五節)そは生命を全うせんとする者は之を喪ひ我ため且福音の爲に生命を喪ふ者は之を得べければ也

(路五章三十七節) また新酒を舊革囊に盛る者あらじ若し、しかせば新酒は其袋をはりさき漏出かつ革袋も壞るべし

(全九章二十四節)その生命を保全せんと欲ふ者は之を喪ひ我ために生命を喪ふ者は之を保全すべし人もし全世界を利するとも自己を喪ひ自ら亡なば何の益あらん乎

(全五十六節)人の子は人の命を滅す爲に來す惟これを救ふ爲なり

(全十一章五十一章)即ちアベルの血より殿と祭壇の間に殺されたるザカリヤの血にまで至われ誠に爾曹に告ん之を此代に討すべし

(全十五章四節)爾曹のうち誰か一百の羊あらんに若その一を失はば九十九を野におき往て其失ひし羊を獲るまでは尋ざらん乎

(全章六節)家に歸て其友と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我らしなへる羊を獲たれば也

(全章八節)また婦のうち誰か金銀十枚をもち其一枚を失はんに燈火を燃して家を掃除し之を獲までは切に尋ざらん乎

(全章九節)尋得ば其友と其鄰の人々を召集て曰ん我と共に喜べ我うしなへる金錢を獲たれば也

(全章十七節)自ら省悟て曰ければ我父の所には食物あまれる傭人の許多が有に我は飢て死んとす

(全章二十四節)是わが死て復生うしなひて復得たれば也とて彼等と共に樂み始む

(路十五章三十二節)爾の弟死て復生うしなひて復得たるが故に我儕喜て樂むは當然の事なり

(全十九章十節)それ人の子は喪ひし者を尋て救ん爲に來れり

(約三章十五、十六節)凡て之を信する者は亡ること無しして永生を受しめんが爲なりそれ神はその生たまへる獨子を賜はゞに世の人を愛し給へり此は凡て彼を信する者に亡ること無くして生を受しめんが爲なり

(全十六章十二節)みな飽たる後イエス弟子に曰けるは少も廢はざるやうに其餘の屑を拾集めよ

(全章二十七節)なんぢら壞る糧の爲に勞かすして永生に至る糧すなはち人の子の予る糧の爲に勞くべし蓋

父の神かれに印して證すれば也

(全章二十九節)凡て父の我に賜し者をわれ一をも失はず末日に之を甦らすは即ち我を遣し、父の意なり

(全十一章五十節)又民の爲に一人死して擧國はるびざるは我儕の益たる事を思はざるなり

(全十七章十三節)我かれらと偕に在し時かれらを爾の名に在らしめて之を守たり爾の我に賜し者を我守り

しが其中一人だに亡たる者なし唯沈淪の子はるびたり是聖書に應せん爲なり

尙在記の章句を引照せば一層の明を加ふるなり

(太二章十三節、五章二十九、三十節、八章二十五節、九章十七節、十章六、二十八、三十九、四十二節、

十二節十四節、同十五章二十四節、十六節二十五章、二十一節四十一節、二十二章七節、二十六章五十二節、

二十七章二十節、可一章二十四節、二章二十二節、三章六節、四章三十八節、九章二十二及四十一節、十一

章十八節、十二章九節、路四章三十四節、六章九節、八章二十四節、十三章三、五、三十三節、十七章二十

七、二十九、三十三節、十九章四十七節、二十章十六節、二十一章十八節、約十章十及二十八節、十二章二

十五節、十八章九節、使五章三十七節、二十七章三十四節、羅二章十二節、十四章十五節、哥前一章十八、

十九節、八章十一節十章九、十節、十五章十八節、哥後二章十五節、四章三及九節、撒後二章十節、來一章

十一節、雅一章十一節、四章十二節、彼前一章七節、同後三章六及九節、約貳八節、猶五及十一節、黙十八

章十四節)又「アポローア」(Apolonia)なる名詞(前の「アポロイ」なる語と全根)は左の如く用ゐらる

(太七章十三節)窄き門より入よ沈淪に至る路は濶くその門は大なり此より入もの多し

(全二十六章八節)弟子等これを見て怒を合いひけるは此廢費の事を爲は何故ぞや

(可十四章四節)或人々互に怒を合いひけるは此膏を糜すは何故ぞや

(約十七章十二節)我かれらと偕に在し時かれらを爾の名に在しめて之を守たり爾の我に賜し者を我守り

しが其中一人だに亡たる者なし唯沈淪の子はるびたり是聖書に應せん爲なり

(使八章二十節、羅九章二十二章、腓一章二十八節、三章十九節、撒後二章三節、提前六章九節、來十章三十

九節、彼後二章一及三節、三章七及十六節、黙十七章八及十一節)

右引照せし章句を查ふれば「アポルマイ」或は「アポローア」は其意義の消滅にあらざること明にして、唯廢

物の不用に歸したるが如き有様を示す語なりと知る、例へば革囊の一たび破れて復た液を盛る能はざるが如

し、夫れ神を愛して之に敬事し、人を愛して之が益を圖り、社會の幸福を希ふて神と共に其善を樂むは、人

の

の

の

の

の

の

の

の

生の目的にあらずや、然るに罪人の爲す所全く其反對に出づるを以て此者等を「アポリア」即亡とは云ふなり、蓋し破れたる革囊と、自己の目的に全く外づれたる罪人は均しく無用の物なればなり

尙廣く此語の意義を查べんに、古のギリシヤ人は人の靈は死して後も尙存在して感覺あれども、其存在は無益の存在なりとて、其有様を彰すために此語を用ゐたり、又ダイヲ、クリストム (Dio Chrysom) は貪婪にして飽くことをなく、放肆にして度なきを「アポリア」と云ひ、プルターク (Plutarch) は「財寶の愛」と

云へる彼の著書第七章に、守銭奴は其子弟を教育せざるにはあらずるも、己の如く金銀に愛着する僻向を任

込む故に、全く之を亡ぼす「アポルマイ」に至ると云へり、又(詩百十九篇百七十六節)の失ひし羊(結三

十四章四節)の失ひし者と云へる場處に於て七十人譯本には右の語を用ひたり

且靈魂の死と云へるは靈魂の消滅にあらずして、其神より離れたる有様を指せること聖書の趨向なり

(約五章二十四節)誠に實に爾曹に告ん我言をき、我を遣し、者を信する者は永生を有かつ審判に至らず死

より生に遷れり

(弗二章一節)神は愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり

(全章五節)罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に生し(なんぢら恩に由て救れし也)

(提前五章六節)縱樂をなす寡婦は生ると雖も死する者なり

(約壹三章十四節)われを兄弟を愛するに因すでに死を出で生に入りしことを自らしる兄弟を愛せざる者は死

の中に居る

又活力 (Vitality) を失ひし者は死せる者なり

(羅四章十九節)彼その信仰淺からざれば胎おほよそ百歳にして己が身の既に死るが如きとサラの胎の死るが如きをも願みず

如此神より離れたる靈魂は活動を失へる者なるを以て、死と稱へらるゝなり

尙新約書中に用ゐられたる、或は死、或は死する、或は死せし者等の原語を查ぶるに、亦消滅の意義なし、例

へば

「セチタス」(Thanatos)は名詞にして死の意味

(約五章二十四節)誠に實に爾曹に告ん、我言を聞き我を遣し、者を信する者は永生を有、かつ審判に至らず、死より生に遷れり

(全八章五十一、五十二節)われ誠に爾曹に告ん、人もし我言を守らば窮なく死を見ざるべしユダヤ人かれ

に曰けるは今我儕は爾が鬼に憑かれたる者なるを知、アブラハム既に死又預言者も死り然るに爾言ふ人も

し我道を守らば窮なく死なばと

(約壹三章十四節)我儕兄弟を愛するに因、既に死を出で生に入りしことを自ら知る、兄弟を愛せざる者は

死の中に居

「スチヌ」(Thnesio)は動詞にして死するの意味

(提前五章六節)縱樂をなす寡婦は生ると雖も死する者なり

「アポスチヌ」(Apotnesko)も亦動詞にして死するの意味

(太八章三十二節)彼等に往と曰ければ鬼いで、豕の群に入しに總のむれ山坂より逸て海にいたり水に死たり

(全十章八節) 病の者を醫し癩病を潔し死たる者を甦らせ鬼を逐出することをせよ爾曹價なしに受たれば亦價なしに施すべし

(羅六章二節) 非ず我儕罪に於て死し者なるに何ぞなほ其中に於て生んや

(全章七至十節) そは死し者は罪より釋さるれば也、我儕もしキリストと偕に死ばまた彼と偕に生んことを信ず、キリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主とならざるを知り、是の死るは罪について一次死その生しは神について生しなり

「ネクロス」(Nekros)は名詞にして死せし者の意味

(太八章二十二節) イエス曰けるは我に従へ死たる者に其死し者を葬らせよ

(路九章七節) 分封の君ヘロディエスの行し諸事を聞て惑へり或人は之をヨハ子の甦れるなりと言

(全章六十節) イエス曰けるは死たる者に其死し者を葬らせ爾は往て神の國を宣よ

(全十五章二十四節) 是わが子死て復生うしなひて復得たれば也とて彼等と共に樂み始む

(全章三十二節) 爾の弟死て復生うしなひて復得たるが故に我儕喜て樂むは當然の事なり

(約五章二十一節) そは父の死し者を甦らせて生しむるが如く子も己の意に従ひて人を生しむべし

(全章二十五節) 誠に實に爾曹に告ん死し者神の子の聲を聞とき來らん今その時になれり之を聞者は生べし

(羅六章四節) 故に我儕その死に合バブテスマに由て彼と同一に葬るはキリスト父の榮に由て死より甦されし如く我儕も新き生命に行べき爲なり

(羅六章十一節) 如此なんぢらも我儕の主イエス、キリストにより罪に就ては自ら死る者また神に就ては生

る者なりと意ふべし

(全章十三節) また爾曹の肢體を不義の器となして罪に獻ること勿れ死より甦りし者の如く己を神に獻また肢體を義の器となして神に事ふべし

(全七章四節) 然れば我兄弟よ爾曹もキリストの身により律法に就て殺されしもの也これ別人すなはち死より甦され給ひし者に適て神の爲に果を結ばんとなり

(全八章十一節) 若しイエスを死より甦らし、者の靈爾曹に住ばキリストを死より甦らし、者は其なんぢらに住どころの靈を以て爾曹が死べき身體をも生すべし

(弗二章一節) 神は愆と罪に死し所の爾曹をも生し給へり

(全五章五節) 罪に死し時にすら我儕をキリストと偕に死し(なんぢらに由て救れし也)

(全五章十四節) 是故に云る言あり寢たる者よ目を醒し死より起よキリスト爾を照さん

(西二章十二、十三節) 爾曹バブテスマを受けて彼と偕に葬られ亦死より彼を甦らし、神の大能を信するに因て彼と偕に甦らされたりなんぢら前には諸の罪と身に割體なきとに因て死たる者なり然ぞ神爾曹をして凡の罪を赦し彼と偕に生しめ

(雅二章十七節) 此の如く信仰もし行を兼ざるときは乃ち死るなり

(全章二十節) ア、愚なる人よ行を兼ざる信仰の死ることを爾知んぞ欲ふや

(全章二十六節) 身もし靈魂はなるれば死るごとく信仰も行ひ離れば死るなり

(黙三章一節) 爾サルデスの教會の使者に書贈るべし神の七の靈を持たた七の星を持つもの此の如く言と曰わ

れ爾の行爲をしろ又なんぢに生る名ありて其實は死ることを知

「サイロー」(Phaero)動詞にして、滅ぶ、損ふ、毀ぶ、損ふ、等の意あり

(哥前三章十七節)もし人神の殿を毀たば神かれを毀たん蓋神の殿は聖ものなれば也この殿は即ち爾曹なり
(全後七章二節)爾曹われらを容納よ、我儕誰にも不義をなさず誰をも損はず誰をも掠めし事なし
(哥後十一章三節)蛇の詭詐にエバの惑されし如く爾曹の心境はれてキリストに向ふの誠實を離ん事を我儕懼る

(彼後二章十二節)彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の如し知ざる所の事を誇り其邪曲により滅されて不義の報を受ん

(猶十節)然るに彼等は知ざる所の事を誇れり其本性しる所は無知獸の知どころと同じ彼等は之を以て己を亡せり

(提後三章八節)かの人はヤンテとヤンブレがモーセに敵ひし如く亦眞理に敵ふなり彼等は心の毀たるもの信仰の道に就ては棄られたる者なり

(黙十一章十八節)諸の國の民怒を懷けり爾の怒も亦至れり且死し者審判して爾の僕なる預言者及び聖徒ならびに大と小との別なく其名を懼るゝ者に賞を予へ地を亡し給ふ時既に至れり

(全十九章二節)その審判は直かつ義なり蓋神かの淫亂に因て世界を汚したる大淫婦を拘き己が僕等の血の報を求て之を罰し給へば也

(使二章二十七節)これ爾は我魂を陰府に遣おかず又なんぢの聖者を朽果しめざるが故なり

(使二章三十一節)預め此事を曉るが故にキリストの甦る事につき語て彼は陰府に遣おかれず亦その肉體も朽果すと曰るなり

「ソーラー」(Phora)は名詞にして「サイロー」なる語と根を同ふす

(加六章八節)己が肉の爲に種ものは肉より壞ものを種とり靈のために種ものは靈より永生を種とるべし

(西二章二十二節)もし爾曹キリストと偕に死て世の小學より離たらんには何ぞ世に在て目を送る者の如く人の命と教に循ひ捫る勿れ嘗ふ勿れ觸る勿れといふ律法の下にあるや此等の禁じたる者は凡て人これを用れば滅るなり

(彼後一章四節)たま神その榮と徳に因て至大なる貴き約束を我儕に予へ給へり此は爾曹をして此約束に由て世にある所の怨の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲なり

(全二章十二節)彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の如し知ざる所の事を誇り其邪曲により滅されて不義の報を受ん

(全章十九節)又彼等は之に自由を予ると稱れども自ら淪亡の奴僕たり蓋かたるゝ者は勝者の奴僕たれば也
「アフアナイツー」(Aphanizo)は動詞にして損ふ、毀ぶ、損ふ、損ふ等の意あり

(太六章十六節)なんぢら、斷食するとき偽善者の如き憂容をする勿れ彼等は斷食を人に見ん爲に顔色を損ふ我まことに爾曹に告ん彼等は既に其報賞を得たり

(全章十九、二十節)蝨くひ銹くさり盗うがちて竊む所の地に財を蓄ふること勿れ蝨くひ銹くさり盗穿て竊ざる所の天に財を蓄ふべし

(使十三章四十一節)曰く藐忽者みだりしものよ視て眩くらま且亡なほよ蓋おほそれ爾曹の日に一の事を行はん人これを爾曹に告ぐるも爾曹信せざる可れば也

如斯なるを以て、かの數語に消滅の意義なきを知るべし

自然の死(Natural Death)とは(一)肉體の生活を失ふこと、(二)靈魂と肉體の相離ることなり(傳十二章七節、路二十三章四十六節、約十九章三十節、使七章五十九節、腓一章二十三節)靈魂の死も之に同く(一)其生活即ち神との交、神との和合を失ひ、(二)又全く神より離ること云ふ、故に死せる者と稱へらるゝなり之に反してキリストに在ることは永遠の生命にして正に約壹五章二十節に録されたるが如し、曰く「神の子既に來り、我儕が眞理者を識るの智慧を我儕に賜へるを知る、我儕眞理者に在、即イエス、キリストに在り、彼は即眞神又永生なり」と、蓋し人は神の性質に象り造られたるを以て、神との交り通じて之と和合するるとき始めて眞生命に入るべく、其反對の事情は即死なるべきなり而して靈魂の死は靈魂の消滅にあらずして生命なき靈魂の存在なることを忘るべからず、人或は問はん、生命なき存在とは何ぞやと、然れども生命と存在とは自から別事にして混すべきにあらず例へば物質界の諸物に存在ありて生命なきが如し、故に生命とはものゝ存在する一状態(A condition)にして、靈魂の生命とは聖にして穢れず、悅樂ありて悲まず、神と交り相通する活狀を謂ふなり、之に反して死とは生命なきの存在にして罪に穢れ、悲に捕はれ、神との交絶へたる有様なりと知るべし

(申二十章二十節)即ち汝の神エホバを愛してその言を聴き且これに附従がふべし斯する時は汝生命を得かつその日を永うすることを得エホバ汝が先祖のアブラハム、イサク、ヤコブに與へんと誓ひたまひし地に

住ことを得ん

(詩六十九篇三十二節)謙遜者へんたじまものはこれを見てよろこべり、神をしたふ者よなんぢらの心はいくべし

(賽三十八章十六節)主よこれらの事によりて人は活るなりわが靈魂のいのちも全くこれらの事によるなり、願くはわれを醫しわれを活したまへ

(羅七章九節)キリスト死より甦りて復しなす死もまた彼に主とならざるを知り

(撒前三章八節)如此なんぢらを慕ひて第に神の福音のみならず己の生命をも爾曹に予んことを喜べり是なんぢらは我が愛する者なれば也

(黙二十章四節)我おほくの座位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權を予らる又イエスの証および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり此は獸と其像を拜せず其印誌を額あるひは手に受ざりし者の靈魂なり皆生てキリストと共に千年の間王と作り

所謂生命、即ち神との一致はキリストを信すること、再生せしむる聖靈の能力に由るなり而して此一點はホワイト氏も眞理として「基督に在る生命」中に説く所なり

ホワイト氏の著書の如く半ば眞理にして、半ば誤謬あるものを見る讀者は特に注意を要するなり、何となれば唯其説の一部のみを聞けば如何にも眞實らしくして、遂に之を妄信して其誤謬をも誤謬とせざるに至るべければなり、語に曰く半眞理は誤謬中の最危険なるものなりと信哉(Half truths are the most dangerous of all errors)

若夫キリストに頼らざれば、靈魂の生命を得ざること、聖書の教うる所也

(約三章三節) イエス答て曰けるは誠に實に爾に告ん人もし新に生ずば神の國を見こと能はじ

(全章五節) イエス答けるは誠に實に爾に告ん人は水と靈とに由て生ざれば神の國に入ること能ざる也

(全五章二十四節) 誠に實に爾曹に告ん死し者神の子の聲を聞とき來らん今其時になれり之を聞者は生べし

(全六章二十七節) なんぢら壞る糧の爲に勞かずして永生に至る糧すなはち人の子の予る糧の爲に勞くべし蓋父の神かれに印して証すれば也

(全章五十三節) イエス曰けるは誠に實に爾曹に告ん若し人の子の肉を食す其血を飲ざれば爾曹に生命なし

(全五十七節) 生る父われを遣す父に由て我生る如く我を食ふ者も我に由て生べし

(約十一章二十五、二十六節) イエス彼に曰けるは我は復生りな生命なり我を信する者は死るとも生くべし凡て生て我を信する者は永遠も死ることなし

(約壹三章十四節) われら兄弟を愛するに因すでに死を出て生に入しことを自らしる兄弟を愛せざる者は死の中に居

(加二章二十節) 我キリストと偕に十字架に釘られたり既われ生るに非ずキリスト我に在て生るなり今われ肉體に在て生るは我を愛して我が爲に己を捨し者すなはち神の子を信するに由て生るなり

(西三章二、四節) 夫なんぢらは死し者にて其命はキリストと偕に神の中に藏れ在なり我儕の命なるキリストの顯れんと我儕も之と偕に榮の中に顯るゝ也

(撒前五章十節) かれ我儕の爲に死たり是我儕をして醒たるも寝れるも彼と偕に生しめんとして也
キリストを信するものは既に無窮の永生に移りたり(約三章二十六節、約五章二十四節、約壹三章十四節)と

雖も、其反對を考へ來て直に消滅なりと斷すべからず、前にも陳べたる如く靈魂の死とは神より離れ、神に背くの状態を云へば也、又左の諸章に於て讀む斬殺と云語も決して消滅の意味あるに非ず

(太二十四章五十一節、約伯六章九節、詩八十八篇十六節、賽五十三章八節、但九章二十六節)

第六條 既に第四項中に論せし如く罪人が來世に受くる苦痛は、惡魔と共に受くる永遠の苦痛なり、彼等には永遠の間感覺ありて苦み惱むなり、太八章十二節、十三章四十至四十二節、二十二章十三節、二十五章四十一及四十六節、可九章四十八節、默十四章九至十一節、二十章九、十、十四節を見よ
是に於ても消滅論の非なること明白也

又第二の死と云語四たび聖書に見ゆ(默二章十一節、二十章六及十四節、二十一章八節)而して所謂第二の死とは永遠の苦痛を指せるものにて、罪人は末日の大審判を経てこれに入るべし、尙默十四章十、十一節、二十章十、十四、十五節を参照すべし

第七條 消滅説を取る者動もすれば聖書の語を強解し曲げて己の説を確めんとす、例へば詩百十二篇十節に於て「惡者はこれを見て憂ひ悶へ切齒しつゝとけざらん」とあるを其とけざるは消滅の義なりと云ひ拵ふの類なり、去れど之を出十六章二十一節、書二章十一節、五章一節、七章五節、申一章二十八節、詩五十八篇七節、六十八篇二節、賽十三章七節、三十四章三節、四十章十九節、米一章四節、摩九章四節等に参照するに消滅の義あらざること明にして、即蠟或金屬杯の溶解すること、又失望せる心の有様を示すために用ゐられたるなり、又彼の論者は耶二十三章十九節の旋轉風申三十二章四十一節の刀詩二章九節鉄の杖及詩三十七章二節の草の如く刈り取らる等の語は字義通りに解すべからずして消滅を意味するものなりと云へり其可十

章四十八節の「虫盡さず火消へず」とあるを解するの法は一層奇なり、曰く虫は表號的にして實際左るものなるべし、去れど火消へずとあるは實際にして消滅を指せりと、同一節中の半文は以て表號と解し、半文は以て實際なりとす、之を都合よき氣儘なる解釋法と評せんのみ

ホワイト氏は「基督に在る生命」の第四百九頁に於て黙十四章十一節、黙二十章十節等に見ゆる (His tons honors in anon) なる語を解して左の如く云へり

註に曰(黙十四章十一節)其苦らるゝ烟上に騰て盡時なし又(黙二十章十節)こゝは夜も盡も患難痛苦ありて世々熄時なし此處に「盡る時なし」或は「世々熄時なし」と譯されたる原語は即上に掲げたるが如くにして英譯せば (Through the ages of ages) と言ふべきなり

曰く此語は無窮屢々、無窮永遠の意義にて用ゐらるゝと雖も舊約書中杯には有限の時間の意義にて用ゐられたる例なきにあらず設合ば申二十九章二十九節の如しと、然れどもこれを精査せば氏の説の根なきを見るべし、即申命記に用ゐたるはたゞ單數の語格にして、默示録に見ゆる罪人が來世に受くる苦痛を示すために撰れたる重複せる複數の語格と比ぶべくもあらざるを以てなり、然るにホワイト氏は其區別を看過して相混せり、余は思ふ所の如き解明には未だ原語を窺はざるの難或は惑はざる、ことあらん、されど到底具眼者を瞞着し得ざるべし

第八條 消滅説を取る者思へらく、傳道者にして若し無窮の刑苦杯云へる説を宣傳ふることなからんには、其成效は速にして從來キリスト教に屬せざる徒道信仰の門を開き、伍々手を率て來從するに至らんと、去れど試に問はん、如何にして此事あるを知るやと、使徒及初代信者が宣べし所、成效せし處は何の説なりしか、

論者が取らんとする所にあらずして、却て論者の捨てんとする所にあらずや、既に前にも述べたるが如くオリジン氏の説は全く論者の説に反せり、彼は無窮の刑苦に付て幾分の疑惑を抱きしも、敢て之を公にせず却て迷出でたる罪人を救回するためには効ありとせしなり、加之宣敎の有様は古往今來皆無窮刑苦説によらずと云ふことなし、されば傳道上の都合なればとて、斯の説を拒むときは、是れ使徒を始め凡て有名なる傳道者が採て以て成效せし所以の道に反するなり

聞く佛教に在ては人間最上の快樂は心魂寂滅即涅槃に入るに在りと、佛教は此主義を以て教へ擴めて衆多の信徒を得たるなり、されば我々基督教の傳道者が若し佛教徒の望める此寂滅——殆ど消滅に似たるものを以て、罪人の入るべき最も恐るべき場處なりと宣言することありとせよ、其結果は果して如何なるべき、予輩は未だ其結果が論者の意外ならんを想像せずんばあらざるなり、即兼て現世の慾情に感溺して來世を輕視する罪人等は之を聞て得たり賢しと益々其惡逆不潔を逞ふるに至るべし、されば聖書の趣旨にも叶ひ、古來先輩の所説にも合し且實際にも益ある無窮刑苦説を取るこそ我儕の願ふべき所にあらずや

第七項 罰の性質

第一條 先づ聖書が示す趣旨を査ふるを要す

(太三章七、十、十二節、五章二十一、二十六、二十九、三十節、七章二十四至二十七節、八章十二及二十九節、十章二十八、三十九節、十三章三十七至四十三及四十九、五十節、十六章二十五、二十六、二十七節、十八章八、九及三十四、三十五節、二十一章四十一、四十四節、二十二章七、十三節、二十三章三十

三節、二十四章五十一節、二十五章三十、三十四、四十一、四十六節、二十六章二十四節、可九章四十二至四十八節、十六章十六節、路三章九、十七節六章二十五、四十九節、九章二十五、二十六節、十二章五節、十三章三、五節、十六章二十三至二十六節、二十章十八節、約三章十五、十六、三十六節、五章二十八、二十九節、十五章六節、十七章十二節、羅二章五、八、九、及十二至十六節、六章二十三節、九章十二節、哥前一章十八節、哥後五章十節、加拉太一章八節、腓三章十九節、撒前五章三節、撒後一章六至十節、二章三及八至十節、提前六章九節、來十章二十六至三十一、及三十八、三十九節、彼後二章、全三章七節、雅五章二十節、猶六、七、十三節、默二章十一節、六章十五至十七節、十一章十八節、十四章九十節、十五章、十六章、十九章二十節、二十章十至十五節二十一章八節)

第二條 罰の性質を論ず

罪人が受くる未來の刑罰は果して如何なる者なるか、是固より知悉し難き所なり、然れども聖書は如何に示せるか、人間の性質は如何なるものかを熟思せば、左の諸點丈は知り得べし

第一目 罪人が受くる刑罰の苦痛中には、亦外部より來るものを含むやも知るべからずと雖も、重みに内部即罪人各自の心より生ずる所のものなるべし、抑神より離れて之に背き、從て自己の本心にも逆ふ者は、己れ自から地獄を作て之に投ずる者なれば、全智全能全徳の神さへも、彼等の苦痛を減ずること能はざるべきなり

第二目 彼等はまた既往生涯の無益にして損失多かりしを悔むなるべし、即ち(一)現世界に在りし間、樂むべき所を樂とせざりしを憶ひ、(二)心力の發達を怠りしを嘆き、(三)當に爲すべき所、即神と人とのために

盡すべき所を忽にせんを悔むなるべしホイッチアの語に曰舌及筆を以て顯はさる、凡ての憂悲の詞の中其最極を示すものは「斯くあるべかりしものを」と云へる後悔の嘆辭にこそ

“Of all sad words by tongue or pen

The saddest are these, It might have been”

第三目 今現に在る所の損失不幸を悲しむなるべし、何となれば(一)彼等の心中愉快なく不安に充ち、(二)神と交り得ず、(三)剩へ諸聖徒との交さへも絶果て、(四)善徳に導かるゝの機會けなればなり

第四目 未來の損失を想像嘆息すべし、即今現に見る所の損失不幸が永遠に續くを思へば、其愁嘆は知るべきなり

第五目 本心の譴責なり既に「神之支配」中に論せし如く人の本心は何時迄も我に追及して、犯せし罪を責訊すればなり、蓋し來世受くる恐しき刑苦の一大原因となる者は是本心の追責なるべし

第六目 他の聖き靈物等が己を擯斥彈指するを見ても、愈慚愧を益すなるべし

第七目 束縛を感ずべし、其所謂束縛は諸の聖徒より離れ居るに因るか、或は神の加へ給ふ所なるか是れ未だ知る可らず

第八目 不義邪惡と相交るに至るべし、蓋し義者は義者と不義者は不義者と各別に一團を爲て相交ることなるべければ絶へず相嫉み相怨む不義者の團中に在る彼等の有様は如何に悲むべきものならずや

第九目 其心に安易と平和を得ざるべし、抑安易と平和は双方の調和——神との一致、人との一致、自己との一致、等より生ずるものなれば、迷へる靈魂——即神にも、人にも、己にも相逆ひ、罪の中に感溺せるも

の之を得ざるも宜なりと云ふべし

第十目 以上掲げし所にては、所謂刑罰には自家の後悔慚愧の外、神より加ふる所の責を合むや否や、又神より加ふる所ありとすれば其責の性質は如何なるものなるや等明瞭ならずと雖も、神の極めて深く罪を惡み給ふ事を確知するなり

第十一目 聖書中には、既に現世に於てさへも罰を受けたる者あるを示せり例へば

(士師一章六、七節、使五章一至十一節) 及ノア時代の洪水、ソドム、ゴモラの覆滅、バロウの覆没、エルサレムの亡滅等はなり尙尋常歴史の上に於ても、神の審理に就て考ふる時、思當ること多かるべし

第八項 甦の事

第一條 甦の事實たることは聖書の明示する所也、例へば

伯十九章二十五至二十七節、但十二章二節、何十三章十四節、路十四章十四節、二十章三十五節、約五章二十八、二十九節、六章四十、四十四節、十一章二十四節、使二十三章六節、二十四章十五節、二十六章八節、哥前六章十四節、十五章、撒前四章十四至十六節、提後二章十八節、黙二十章

右の諸章句を査ふれば人間一般、義者も不義者も甦るべきことを知るなり

第二條 甦の時

は熟ら約六章三十九、四十節、哥前十五章五十一、五十二節、撒前四章十三至十六節、黙六章九至十一節、等の諸處を考ふるに終末の日、即キリストが審判を爲し給ふ時なるべし

第三條 甦る者の順序

哥前十五章十五至十七、及二十、二十三節、西一章十八節、使二十六章二十三節、撒前四章十四至十七節、黙一章五節等を熟察するにキリストは甦の初生にして、凡ての義者は其次に、不義者は又其次に甦る者なりと知らるゝなり

第四條 靈体なるもの、性質

羅八章二十九節、哥前十五章三十五至五十四節、哥后三章十八節、腓三章二十一節、西三章四節、等に依て、かの甦りたるもの、体は、所謂靈体にして朽ちず、滅びざる体、即キリストが受くる体の如きものなりと知るなり

第五條 キリストの甦生と信者の甦生との關係

これをキリストの言に徴すれば曰く、「我は甦なり生なり」(約十一章二十五、二十六節)「父は自ら生を有てり、其如く子にも賜ふて自ら生を有たせたり」(約五章二十六節)と、これを使徒等の言に徴すれば、キリストの甦は吾人信者の甦る希望の基礎なるを知る哥前十五章十三至二十三節、西一章十五節、黙一章五節、又羅八章二十九節、腓三章十、二十、二十一節等を見れば吾人はキリストの榮光の体に象らるべき者なればキリストと合同一致することは吾人が將來に於ける甦、又永生の原因なるを悟るなり

第六條 甦と云語の定義

原本新約書にては甦に就て二種の異語の用ゐられたるを見る

其一は「アニスタミ」(Anistemi)の動詞にして、其語の意味は起さる、或は起さず、或はわらはるゝ等の義なり

り(太九章九節、可三章二十六節、路十一章七節、約六章三十九節、約二十章九節、使一章十五節、哥前五章五十二節、撒前四章十六節、來七章十五節)

又右と語根を同くする名詞なる「アナスタシス」(Anastasis)は新約書中常に甦をあらはす爲に用ゐらる、例へば(太二十二章二十三、二十八、三十、三十一節、可十二章十八、二十三節、路二章三十四節、約五章二十九節、使一章二十二節、羅一章四節、哥前五章十二、十三、二十一、四十二節、腓三章十節、彼前一章三節、黙二十章五、六節)

其二是動詞にては「イゲイロ」(Egeiro)にして其意味は、或は眠より或は死より起さる又起すなり、又横臥より起上るなり、例へば(太八章二十五節、二十五章七節、可四章二十七節、路八章二十四及五十四節、約五章二十一節、使十二章七節、加一章一節)

右と語根を同くして名詞なる「エガルス」(Egeiro)は唯一回のみ用ゐらる、即ち太二十七章五十三節以上の引照解説に依に此等の語即再生の意味は、少くとも終末の日に於て、人間一般が各々靈體にしてキリストの臺前に立ち審判を受くべき義なりと知るべし

(備考)再生の義斯の如しと雖も、唯一回肉體の再生に用ゐられたる例あり(太二十七章五十二節)去れどこの再生はかの大審判の時一般にある再生の如きものなりしや否や未だ知るべからず、聖書を案するにキリストは「寝りたる者の再生の首なりき」(哥前五章二十節)而して右(太二十七章五十二節)に記せる再生はキリストの再生の前に有しもの、如し「イエス又大聲に呼りて氣絶たり、殿の慢上より下まで裂て二となり、又地ふるひ磐さけ、墓ひらけて既に寝りたる聖徒の身多く甦へりイエスの甦へる後墓を出て聖城に入り多

の人に現れたり」(太二十七章五十五至五十三節)されば此復生は一般に所謂再生なる者なりしか、或は此時の種々なる奇跡中の一出来事なりしか知り難し

再生に付き聖書の教ふる所を査ぶるに、其事實たることも、大審判の時一般人間がキリストの臺前に立ちて審判を受くることも共に明白なり、故に「サドカイ」人の如く甦なしと云ふは大なる誤なり、又(提後二章十七、十八節)に記さる「ヒメナヨビレト」の如く再生は既に過ぎたりと云へるも均しく誤なるを知るべし

聖書には又心靈的再生の事を記す羅六章四節、弗二章六節、五章十四節、西二章十二、十三節、三章一節、黙二十章四至六節等の如し、但し黙二十章四至六節に記する所にては、ヨハンは具體物を見ずして唯靈魂を見、彼等の生きてキリストと共に王と成れるを見たりと云ふなり、故にこゝにて實際に肉體が再生りしことを認むる能はず、又約五章二十五至二十九節を見るに、其二十五節は心靈的復生に關し、二十九節は具體的再生を示せり、偕以上の如く譬喩的に心靈的再生の章句ありと雖、比喩は事實の反影なるを以て、比喩あれば又之に應ずる事實あることを信すべきなり、何となれば若し事實に復生なかりしならばこれを比喩として、心靈的再生の事を示すに由なかるべければなり

第七條 肉體と靈體との關係

この關係の詳細と之を知ること易からずと雖も、尙左の諸點に付て考察するを得ん

第一目 靈體は肉體と同じ物質にあらざるべし

第二目 靈體は肉體と必ずしも同じ元素より成立つものにあらざるべし

第三目 靈體は現世の體軀の如く生理的法則によりて變化するが如き者にあらざるべし

第四目 現世の體軀の元素は、亦靈體の要素と成るやも知るべからず、又靈體の形貌も幾分か現世の形貌に象らるやも知るべからずと雖も、現世の體と未來の體と同一なる點は元素や形貌以外に在り、哥前十五章三十七至五十四節を讀來るに曰く「壞れ者にて播かれ壞ざる者に甦され、尊からざる者にて播かれ榮ある者に甦され、弱き者にて播かれ強き者に甦され血氣の體にて播かれ靈の體に甦さる」と、故に縱令肉體の元素が靈體の要素と成るとするも本來の元素の性質及組立は大に變化し居りて、壞る者が壞ざる者に變り、尊からざる者が榮ある者に遷り、血氣の者が靈の者に化せるなり、例へば同じ炭素より成れる物品中木炭あり墨鉛あり、石炭あり、金剛石ありて皆異様の物品と成て存在せり、元素より云へば墨鉛も金剛石も相同じと雖も、其成形より云へば相似たる點すらもなし如斯靈體に於て、縱令骨肉の體同様の元素ありとするも、此元素は元のまゝにあらすして全く其質を變じたる靈妙のものなりと知るべし、抑肉體の靈體の同一なるは其物質の同一なるによらず、唯其兩體を活動せしむる所の一理即所謂靈魂の同一なるによれり、元來肉體は賤劣ものにして朽易く、靈體は美麗且尊貴のものにして永遠朽るものにあらざること腓三章二十一節にあるが如し、去れども亦兩體を活動する靈魂の同一なるを以て、兩體の面貌容體は互に相類似することあらん歟現世に於ては人の品格は幾分其面貌に依て推知せらるゝ者なるが來世に於ては各自の品格に従て作られたる靈體なるを以て、一見して其品格の眞像を悟るを得べし

余や嘗て伊太利のチーブルスの博物館に至り、館内所藏のローマ帝ニローの銅像を見たり、熟其猛惡なる相貌を考へて彼の殘虐なる歴史上記事の決して虚構にあらざるべきを信じたり又聞く伊太利の一畫家完全無罪なる人の面と、極て暴虐なる惡人の貌とを描かんと欲し、久しく考慮を費せし、これが摸本を索むるに汲々たり

りき一日偶節然樓の窓端に出たる二三歳許の小兒の如何にも美はしき、罪なき顔色を見て、大に喜び、以て其意に合へりと爲し、筆を取て之を摸寫したり、於是彼は既に其望の半ばを達したれども、尙未だ惡貌の摸本を得ずして苦慮二十餘年に及べり一日巨賊の將に死に處せられんとする者獄中に在りと聞き行て之を尋ぬるに其殘虐暴戾の心狀面貌に顯はれ居り、一見して大惡人なりと判すべき者なり、雀躍之を摸寫して漸く多年企、望を果したり、其後に至り彼を驚かしたる一事は此惡人と彼が二十餘年前に見たる小兒とは全く同一人なることにてありしとぞ、面貌が其心狀に似るの甚しき、斯の如きものあるなり

現世に於ては信者と不信者と、其体に於て相似たり、去れど來世に於ては大なる差異を呈するに至るべし、即來世に於て義なる靈は神の靈と相合して靈體を形造り、貴き榮光ある體となるべし腓三章二十一節に曰く「彼萬物を己に服はせ得る能に由て我儕が卑き體を化して其榮光の體に象らしむべし」尙太十七章二節、路二十章三十六節、哥前十五章四十四及五十四節を参照すべし、然れども罪人の體は正に其反對なるべきなり（但十二章二節、約五章二十九節）

第五目 此世に於ける親族或は朋友等は來世に於ても互に相見知るなるべし、この事聖書に明示されずと雖太十七章三節、路十六章九及二十三節撒前二章十九、二十節、四章十七、十八節、哥前十三章十二節、腓四章一節、母下十二章二十三節等を參考してこの事のあるを知る、而して來世に於て互に相見知るは、重に現世に於て其心を知り合へるに由るべし、唯肉慾上の交ある者の如き來世に於て相見知ることあるべからず第六目 靈體に於ては肉情なし（太二十二章三十節、哥前十五章五十節、黙七章十六節）

現世の肉軀は物質世界中に生成するのために、之を應じて作られたれば、自然靈魂を限制するものなり、故に

肉体は心靈的世界に適當せず、見よ我々は眼を以てせざれば見ると能はず、耳を以てせざれば聞くこと能はず、手を以てせざれば觸るゝと能はず、靈魂は恰も是れ囚虜の如く肉体に限られ、肉体に縛られたるにあらずや、去れど來世の靈體は全く心靈的活動に適當して制限なく束縛なく靈魂の完全なる器となるなり

第八條 再生に付考ふべき主要の點は一般の人間各々靈體にしてキリストの臺前に立ち、公に裁判を受くるにあり

彼の時に於ては各自が現世に於て爲せる業因、悉く衆の前に露はるべし、トマス、ペーンが著述「道理の要」の結果も、使徒パウロの書簡の結果も之を明知するを得べし、思ふに其日は義者には「パラダイス」に於ける歡喜の祝日となり、不義者には幽暗に於ける悲痛の凶日となるべし

語に曰く「善人は自己の豫想外に善事をなし、惡人も自己の豫想外に惡事を爲す」と

“The good man does better than he knows”

“The bad man does worse than he knows”

果して然らば善惡兩者共に此日に露はれたる意外なる結果を見て一驚愕を喫することならん

聖書に於ても亦其然るを見る（但七章九、十節、太二十五章三十一至四十六節、羅二章五至十一節、撒前四章十六、十七節、散後一章七至十節、猶十四、十五節、默六章十二至十六節、十一章十五至十九節、十九章一至六節、二十章十一至十五節）

第九條 死してより終末の大審判に至る其間に於ける体形の狀如何

曰く死してより終末の大審判に至る其間と雖も、靈魂は全く無体にはあらざるべし、即先づ假の靈體を受

け、審判の時に及で異なる体を受る者なるか、或は大審判の以前の体と、以後の体とは同じ體なされども、審判を経て始めて完全なる靈體に化する者なるか、是れ未だ知るべからず、兎に角無體にはあらざるべし

第九項 天國の説

第一條 「パラダイス」所在の場處

聖書の教ふる所を查ぶれば「パラダイス」は一個の場處にして神の寶座のある所、キリストの在す所なり、蓋し神は靈にして我々の魂も亦靈なるが、靈は決して虚無にあらず、矢張靈として一つの場處に存するものなり、されば靈體は必ず或場處を得てこゝに駐まるべきは勿論なり、仰て宇宙を観察するに、其宏大にして無邊なる人の想像の能く及ぶ所にあらず、天文學者は既に六千萬以上の星宿を精査して、之を圖面に書籍に書き留むることを得たりと雖も、宇宙の涯際は何之を知ること能はず、されば宏大なる此中に數多の靈體が駐る所の場處ありと云ふも決して無道理の臆説にあらざるべし、レ、コント氏曰往事を以て將來を推すに宇宙有形の物質は悉皆消盡し去り、心靈のみ之に代て存在するの目あるに至らんと、余輩の考ふる所も亦之に同じく宇宙の物質は他日其暗昧堅硬の性を棄て明白燦爛の體となり、其礙性情性を去て透明にして彈力あるものとなるべし、若し夫れ「パラダイス」の所在の何處なるやに至ては吾人の未だ知る能はざる所なり、或人は思へらく宇宙の中心と想像せらるゝ所の我太陽より五千倍の大さある彼の七星の一なる「アルシオン」星 (Alojone) は其場處ならんと（約伯三十八章三十一節を見合はすべし）此説の眞偽固より未だ知るべからずと雖も、唯「パラダイス」が最も宏大に、又最も美麗なる場處なることをば聖書に依て信じて得らるべき耳（約十四章一、

二、三節、黙二十一章及二十二章) 將又この地球、この物質上の美は、後來信者が住む「パラダイス」の完美の微光の露出ならん歟

第二條 「パラダイス」の住者

「パラダイス」は見へざる所の、父なる神と其寶座、又父を彰はす所のキリスト、凡て靈物を生かし、充たし、導く所の聖靈、及び凡て聖なる天使、又救はれし人間の住む所なり

(約伯十九章二十六、二十七節、詩十六篇十一節、十七篇十五節、路十六章九節、約十二章二十六節、十四章一、二、三節、十七章二十四節、徒八章五十五、五十六節、哥後五章一至八節、撒前四章十六、十七節、提前一章十七節、六章十五、十六節、來十一章十、十六節、十三章十四節、黙三章十二、二十一節、二十一章、二十二章)

第三條 「パラダイス」に住む者の状態

第一目 「パラダイス」に住むものは、智に於ても感情に於ても益々發達すべし、蓋し心靈上の進歩には際限のあるべきものに非ればなり、而して現世の教育及進歩の來世に及ぼす影響は尙豫備門の大學校に於けるが如くなるべし、故に「パラダイス」に於ける課業の要求は、現世に於て研み得ざる神の性質、并に神が形體物の上、靈物の上に行給ふ聖能、特に限なき慈悲仁愛の深さ、高さ、潤さ、長さを知らんことなるべし

第二目 「パラダイス」に住む者は神に對しても、他の靈物に對しても、又自己の本心に對しても毫も離乖反戻の跡なく、互の間完き調和を得る者なるべく、又其清潔、仁愛、歡喜は共に圓滿の域にある者なるべし、故にかゝる聖徒の間には、よし其智識歡喜等に差等ありとするも、不完全の有様に在て然るにはあらで、本來

の量に應じて十分の満足を得たる、各自の有様に於て然るなり、例へば一升の量は之を充たして満足し一斗の量は之を充たして満足するが如し

「パラダイス」に住む者の進歩も、決して不完全より完全に進むの進歩にあらずして、例言せば物の質の膨張、充實するが如き進歩なり

第三目 「パラダイス」に住む者は神と和合し神と共働すべし即王となり祭司となりてキリストと共に永遠其國を支配すべし

(路二十二章二十九、三十節、黙一章六節、三章二十一節、五章九、十節、二十章四及六節、二十二章五節) 第四目 「パラダイス」は完善完美の境地なり、即其處に不潔の事なく醜惡の事なく、苦痛疾病死亡なし(黙七章十六、十七節、全二十一章、二十二章) 又惡き誘導者の迷惑、抑壓なく、唯父なる神とキリストと聖靈及凡ての靈物が輯睦和合、雍々熙々として、讚美謝恩榮光歡喜の聲に充つるあるのみ

第五目 「パラダイス」に於て我々は如何なる業に従事すべき者なるか、聖書中明文なしと雖も、確に神のため靈物のために高尚にして肝要なる職事のあるを想像するを得べし、熟々世上を見渡すに未だ善惡を辨するに至らざる嬰兒にして天死するもの尠からず、思ふに此等は至當の教養を経べき者なれば、來世に入るの後或は天使或は聖徒等の之を受けて誘導開發することあるは當然也、且屢々唱ふる如く宇宙の廣さ其邊際を知るべからざる程なるが、神の造り給ふ所に無謀の事あるべくも思はれざれば、或は將來に於て更にこれに充つる程の靈物を新造し給はんとする聖旨なるやも知るべからず、若し其事あれば其新靈物を教導するは亦我々の職分なるべし、去れば現世にある今日に於て十分の準備智識を貯へ、智慧を研ぎ、品格を練り、忍耐の